

第 1 回臨時会

令和 7 年 1 月 31 日開会

令和 7 年 1 月 31 日閉会

第 2 回定例会

令和 7 年 3 月 3 日開会

令和 7 年 3 月 24 日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

— 目 次 —

◎第 1 回臨時会

○ 1 月 3 1 日（第 1 号）

日程第 1	会議録署名議員の指名	3
日程第 2	議案第 1 号及び議案第 2 号の一括上程	3
日程第 3	会期決定の件について	9
日程第 4	質疑	9
日程第 5	討論・採決	1 4

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和 7 年 第 1 回臨時会 (1 月)	議案第 1 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原 案 決 可 決	1 月 31 日
〃	議案第 2 号	令和 6 年度三股町一般会計補正予算 (第 9 号)	原 案 決 可 決	1 月 31 日

◎第 2 回定例会

○ 3 月 3 日（第 1 号）

日程第 1	会議録署名議員の指名	1 9
日程第 2	令和 7 年度施政方針表明	1 9
日程第 3	議案第 3 号から議案第 2 7 号までの 2 5 議案及び諮問 1 件一括上程	2 9
日程第 4	会期決定の件について	3 8

○ 3 月 10 日（第 2 号）

日程第 1	一般質問	4 2
	5 番 田中 光子君	4 2
	1 番 岩津 良君	5 6
	2 番 中原 美穂君	6 9
	7 番 新坂 哲雄君	8 3

1 番 岩津 良君 (続)	9 7
---------------	-----

○ 3 月 11 日 (第 3 号)

日程第 1 一般質問	1 0 6
1 0 番 内村 立吉君	1 0 6
6 番 堀内 和義君	1 1 6
9 番 堀内 義郎君	1 2 7
8 番 楠原 更三君	1 4 0

○ 3 月 12 日 (第 4 号)

日程第 1 一般質問	1 6 0
3 番 上西 雅子君	1 6 0
日程第 2 総括質疑	1 7 4
日程第 3 常任委員会付託	1 7 4

○ 3 月 24 日 (第 5 号)

日程第 1 発議第 1 号及び発議第 2 号の取り扱いについて	1 7 8
日程第 2 常任委員長報告	1 7 9
日程第 3 質疑 (議案第 3 号から議案第 2 7 号までの 2 5 議案)	1 8 7
日程第 4 討論・採決 (議案第 3 号から議案第 2 7 号までの 2 5 議案)	1 8 8
日程第 5 質疑・討論・採決 (諮問第 1 号)	2 0 1
追加日程第 1 発議第 1 号及び発議第 2 号の一括上程	2 0 2
追加日程第 2 質疑・討論・採決 (発議第 1 号及び発議第 2 号)	2 0 2
日程第 6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について	2 0 3
日程第 7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について	2 0 4
日程第 8 閉会中における議会運営委員会の活動について	2 0 4
日程第 9 議員派遣の件について	2 0 4

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和7年 第2回定例会 (3月)	議案第3号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原 案 可 決	3月24日
〃	議案第4号	煙火消費許可事務の権限移譲に伴う関係条例の整理に関する条例	原 案 可 決	3月24日
〃	議案第5号	三股町課設置条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月24日
〃	議案第6号	三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月24日
〃	議案第7号	三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月24日
〃	議案第8号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月24日
〃	議案第9号	三股町ふるさとの森おこし条例を廃止する条例	原 案 可 決	3月24日
〃	議案第10号	三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月24日
〃	議案第11号	地籍調査後の施設位置変更に伴う関係条例の整理に関する条例	原 案 可 決	3月24日
〃	議案第12号	令和6年度三股町一般会計補正予算(第10号)	原 案 可 決	3月24日
〃	議案第13号	令和6年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	原 案 可 決	3月24日
〃	議案第14号	令和6年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第4号)	原 案 可 決	3月24日

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和 7 年 第 2 回定例会 (3 月)	議案第15号	令和 6 年度三股町介護保険特別会計補 正予算 (第 5 号)	原 案 可 決	3 月 24 日
〃	議案第16号	令和 6 年度三股町介護保険サービス事 業特別会計予算 (第 3 号)	原 案 可 決	3 月 24 日
〃	議案第17号	令和 7 年度三股町一般会計予算	原 案 可 決	3 月 24 日
〃	議案第18号	令和 7 年度三股町国民健康保険特別会 計予算	原 案 可 決	3 月 24 日
〃	議案第19号	令和 7 年度三股町後期高齢者医療保険 特別会計予算	原 案 可 決	3 月 24 日
〃	議案第20号	令和 7 年度三股町介護保険特別会計予 算	原 案 可 決	3 月 24 日
〃	議案第21号	令和 7 年度三股町介護保険サービス事 業特別会計予算	原 案 可 決	3 月 24 日
〃	議案第22号	令和 7 年度三股町水道事業会計予算	原 案 可 決	3 月 24 日
〃	議案第23号	令和 7 年度三股町下水道事業会計予算	原 案 可 決	3 月 24 日
〃	議案第24号	都城市との定住自立圏の形成に関する 協定書の締結について	原 案 可 決	3 月 24 日
〃	議案第25号	第 1 期みまた子ども・子育て応援プラ ンの策定について	原 案 可 決	3 月 24 日
〃	議案第26号	町道路線の廃止について	原 案 可 決	3 月 24 日
〃	議案第27号	町道路線の認定について	原 案 可 決	3 月 24 日

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和7年 第2回定例会 (3月)	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	原 案 適 任	3月24日
〃	発議第1号	三股町議会の個人情報の保護に関する 条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月24日
〃	発議第2号	三股町議会委員会条例の一部を改正す る条例	原 案 可 決	3月24日

一 般 質 問

発 言 順 位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1	田中 光子	1 デマンド交通について	① デマンド交通のメリットや実証実験に踏み切った理由と2月に実証実験された結果は ② 実証実験に向けて住民への周知方法は、何回位どのように行われたか？また、今回のエリア設定を決めた理由は ③ 交通空白地域の他のところは、いつぐらいにデマンド交通が可能になるか ④ デマンド交通と路線定期型交通、それぞれの特徴を踏まえた上で、住人ニーズに合った方法を選択することが大切だと考えるが、より使いやすく便利な交通の今後の展望は	町 長
		2 墓じまいについて	① 町営墓地での墓じまいの相談件数 ② どのような流れや手続きによって墓じまいを進めていくのか ③ 墓じまいにかかる費用の一部の助成はないか ④ 「子供たちに負担が掛からない」「自分の想いに合っている」などがポイントでいろいろの形での埋葬が考えられるが、本町でも樹木葬などの区画を設置できないか	町長
		3 G I G Aスクール端末の更新について	① G I G Aスクール端末の更新計画はどうなっているのか ② 本町においては、何台程度を新端末に買い替え、旧端末の処分をする必要があるのか ③ G I G Aスクール端末等の処分に当たっては法に基づき国の認定を受けた再資源化業者との連携は図られているのか ④ 個人情報保護の対策は ⑤ G I G Aスクール端末の処分委託及びデータ消去等の予算措置は	教育長

2	岩津 良	1 各地区における廃棄物の処理（ごみ問題）リサイクル集積所の管理及び公民館加入率の関連について	① 【三股町廃棄物の処理及び清掃に関する条例】において、（第3条2）「町に、廃棄物の適正処理等に関する町民及び事業者の自主的な活動を支援し、これらに関する意識の高揚を図らなければならない。」とされているが、具体的に活動の支援及び意識高揚を図る為に実施された施策や内容は。 ② 各地区の可燃ごみ等の集積所、またリサイクル集積所の数はどのくらいあるのか。 また、その内で可燃ごみ等における、箱・檻型等のごみステーションの数はいくらか。 ③ 一般家庭から排出される、ごみの鳥獣等による散乱防止・環境美化の促進として、組立式等の集積所費用の購入設置の補助は行えないのか。 ④ リサイクル集積所において、推進及び管理の仕分けにかかる担い手不足が懸念されていくとなった場合、町として今後何か支援【集積所の看板設置等に設備も含め】を検討はできないか。	町 長
			⑤ 公民館・支部の未加入者における対応の中で、支部によって様々な徴収状況が見受けられる。ごみ収集は住民が平等に受けられるサービスであるが公民館・支部に加入促進をする事において町の見解は。	町 長 教育長
		2 近隣公園の駐車整備について	① 町内の近隣公園と位置付けする【新馬場・稗田・植木・一町田・蓼池】公園において、駐車スペースを整備することは検討できないか。	町 長

2	岩津 良	3 地方公務員（町職員）の働き方について	① 町職員等における副業について、どのような場合許可しているのか。また、その件数は。そして、副業並びに兼業について明確な基準はあるのか。 ② 窓口の開庁時間を短縮・変更を導入する自治体が増えてきている。 職員の時間外手当削減や業務改善などの働き方改革や業務の生産性向上を図る上でも、有用だと思うがその見解は。	町 長 教育長
3	中原 美穂	1 自治公民館運営について	① 自治公民館の変革を促進するための三股町が考えるビジョン、予定はあるのか。今後、町民に対して自治公民館改革の方針を示すための手段はあるのか。さらに、町民との意見交換会等や検討会は実施されているのか。 ② 持続可能な自治公民館運営に向け、行政はどのような改善策を検討できているのか。また、各地区での加入率低下による存続の危機に対する現状の対策や支援策・援助について問う。自治公民館に対して、建物・備品（エアコン等）に関する支援を実施されているか。	教育長
			③ 自治公民館が防犯灯の電気代を支払っているが、令和2年6月一般質問において、平成25年よりLED化に取り組み、長寿命・省エネ・経済性に優れていることから維持経費の軽減を図っているとの回答でした。当時、町内に1736基設置されていたと認識していますが、現在の設置基数並びにLEDに変更された防犯灯はいくつあるのか。都城市ではLED化にかかる補助支援があるが、三股町での方針は。	教育長 町 長

3	中原 美穂	2 公共下水道について	① 指定区域のこれまでの進捗状況と、今後の各地域における計画や対応は。 ② 蓼池地区の汚水処理整備は、公共下水道として進めるべきではないか。 ③ 人口減少を見据えた今後の下水道整備計画について問う。また、多発する災害や南海トラフ地震、洪水などに対する対策はどのように考えているのか。	町 長
		3 交流拠点施設整備事業（五本松）について	① PPPはPFIよりも多様な手法が活用できるため、契約内容や財務状況の透明性をどのように確保していくのか。また、契約形態が多様であることから、自治体の管理能力が問われると考えるが、どのような事業スキームを想定し対応を検討されているのか。さらにPFIからPPPへの移行により契約や運営の柔軟性が向上するとされているが、具体的にどのようなスキームを採用し柔軟性を高める予定は。 ② PPP事業にはどのような計画があるのか。PFIに比べて民間の関与度が広く、運営・管理面でも主体的な役割を果たす割合が多いとされているが、自治体が一定の財政支援を行う必要が生じる根拠について問う。PPPは民間の創意工夫を活かしやすいとされているが、具体的にどのような手段で民間企業のアイデアやノウハウを活用する計画があるのか問う。 ③ PPPでは自治体の財政負担軽減やリスク分散が可能とされているが、今回のプロジェクトでは自治体と民間でどのようにリスクを分担する方針であるのか、また、民間側のリスク責任はどのように考えているのか。	町 長

3	中原 美穂	3 交流拠点施設整備事業（五本松）について	④ PPP導入にて、契約内容や財務状況の透明性確保が課題とされているが、PPP導入後、その効果をどのように検証し、結果に応じてどのように改善していく予定なのか、具体的な仕組みや方針について問う。また、住民への説明責任を果たすために、どのような仕組みや方針を検討されているのか。 ⑤ 都城市がこどものあそびばを整備しているが、三股町がPPPを導入し、交流拠点施設整備事業を進める必要性の根拠について問う。 ⑥ PPPの枠組みを活かし、庁舎と交流拠点施設を一体化することで、行政機能と地域交流機能を兼ね備えた、より利便性の高い施設とすることができるのではないか。	町 長
4	新坂 哲雄	1 農業対策について 2 家庭ゴミについて 3 第5地区防災センターについて	① 10年以上耕作してない農地があるが、何か対策はないか ② 耕作放棄地の土地改良賦課金の減免について指導は出来ないか ③ 水が来ない水田があるが、何か対策はないか ① ゴミステーション設置への支援は出来ないか ② 役場周辺のゴミステーションについて環境美化を進めるべきではないか ③ 家庭ゴミ袋の無料化は出来ないか ① 第5地区防災センターの法面について現在芝であるが、コンクリート吹付には出来ないか	町 長

5	内村 立吉	1 全国体力テストについて	① 本町の小学5年生の男子・女子の体力テストはどのようなであったか。 ② 本町の中学2年生の男子・女子の体力テストはどのようなであったか。 ③ 今後についてはどのようなであるか。	教育長
		2 町税について	① 町税の収納率が減少しているのはどういうことであるのか。 ② 滞納繰越額が増加しているのはどういうことであるのか。 ③ 町税の差し押さえ件数と充当金額の推移についてはどのようなであるか。	町 長
		3 福留用水路について	① 令和6年度梅雨前線豪雨災害や台風災害における福留用水路の復旧工事の状況、今後の見通しはどのようなであるか。	
		4 上米公園整備事業について	① パークゴルフ場新規コースの整備についてはどのようなであるか。 ② 今後の計画についてはどのようなであるか。	
		5 上下水道整備事業について	① 全国的に、下水道管の老朽化、耐用年数ということが言われています。本町の下水道管についてはどのようなであるか。 ② 本町における上水道の「鉛管」の状況は。	

6	堀内 和義	1 放課後児童クラブ施設の現状と統廃合について	① 町内の町営・民営の放課後児童クラブ施設数と定員数及び登録人数はどのようなものであるか	町 長
			② 将来的な児童数の推移は	町 長 教育長
			③ 町営施設の中で定員数に満たない施設の統廃合はできないか ④ 町営施設から民間施設への統廃合の考えはないのか ⑤ 民間施設の新設計画はないのか	町 長
		2 家畜防疫対策について	① 町内の畜種毎の飼養戸数と飼養頭数・羽数の実態	町 長
			② 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策は万全か	
			③ 九州管内で野生イノシシの豚熱が発生しているが、野生イノシシの防疫対策はされているのか ・野生イノシシの感染が確認されたとき、経口ワクチンを散布するのか ④ 口蹄疫の防疫対策はされているのか ⑤ 消毒機の保有台数と定期点検の実施はされているのか ⑥ 消毒薬、消石灰の備蓄はされているのか	

7	堀内 義郎	1 自治公民館について	① 世帯数の減少や物価高などにより、自治公民館の運営や維持管理の負担が増えているが、組織活動補助金の交付基準は見直されているか。 ② 児童プールの解体除去に伴う跡地の利活用としてグラウンドを整備するため、コミュニティ助成金の申請は出来ないか。	町 長 教育長
		2 大谷池下流域の年見川の整備について	① 大谷池下流域の年見川に堆積した土砂のため、大雨時に氾濫の危険性が指摘されているが除去出来ないか。	町 長
		3 林道の整備について	① 小鷲巣地区の萩原川上流（西部生コン（株）宮村碎石場の奥）の林道の整備について、以前から台風などにより林道に土砂が流入し通れないため、山林の伐採が出来ない状況であるが早急に整備出来ないか。	
		4 都市公園について	① 植木公園について遊具の新規設置に伴い利用者が増えており、駐車場が足りなく新たに増して欲しいとの要望を聞くが整備は出来ないか。 ② 公園の数が大小合わせて人口に対して多いとあるが、町のHPやQRコードなどを掲載して公園の整備状況など紹介しても良いのではないか。 ③ 公園内での「火気使用」についてはどうなのか。（特に上米公園の桜まつりでの使用はできるのか）	
		5 少子化対策について	① 出会う機会の減少、未婚化、晩婚化が進む独身の方の出会いの場としての提供として婚活イベントの予定とあるが、今後の取り組みはどうなのか。 ② マッチングアプリ利用についての取り組みと支援は考えられないか。	

8	楠原 更三	1 職員心得 10 か条について	① 策定前と策定後を比べての所感（含、策定の背景と策定目的）。 ② 10 か条の取り扱い現況。 ③ 町民への周知状況（含、今後の対策）。 ④ 策定後の行政サービスに対する町民の評価は。	町 長
		2 地域公共交通計画について	① デマンドバス実証実験の結果。 ② 当初計画されていた地域での実証実験の予定は。 ③ 乗りたい日時、場所を事前予約して利用する乗り合いバスの呼称は。	
		3 文化財について	① 町指定文化財が少ないという現状をどう考えられているのか。	町 長 教育長
			② 町史改訂版にあった 41 件の史跡の中で、新町史に掲載されていないものが 20 数件あり、新たに掲載された文化財が無形文化財以外に 11 件ある。どのような手続きが行われたのか。	教育長
			③ 町指定文化財とその他の文化財について町としての対応の違い、及び、所有者としての立場の違い。 ④ その他の文化財の中で、指定に値すると思われるものはあるか。 ⑤ 文化財の町指定の手続き上の動きはどのようなになっているか。 ⑥ 梶山城の国指定への最新の手続き状況。	

9	上西 雅子	1 公民館支部加入率が低下している事の影響と対応策について	① 町内各地域で、公民館支部加入率が低下している事が顕著であるが、その影響について町はどう考えているか。 ② 町のサービスや議会の動向等の周知が行き届かない事で、サービスの恩恵を受けられない人たちがいる事は、公平性が担保されていないのではないかと感じるが、町はどう考えているか。 ③ 災害が起きた時、公助だけでは手が回らず、互助の力が必要と考える。支部加入率低下により、そうした「相互の助け合い」が十分に出来ず、防災対策そのものに支障がでるのではないか。 ④ 支部加入率向上の為に、「地域コミュニティ」の大切さを訴える等、これまで以上に町行政が力を入れていくべきではないか。	町 長 教育長
		2 交通弱者に対する移動サービスについて	① 現在試験運行しているオンデマンド交通の内容と目的は。 ② 「地域公共交通会議」の成果と課題は。 ③ 「地域公共交通会議」に、障がい者当事者や、免許返納者当事者は入っているのか、あるいは意見が反映されているのか。 ④ 交通弱者と言われる障がい者や、免許返納者に対して、町が行っているサービスはどのようなものか。 ⑤ 近隣市町にある専門の病院受診を勧められる高齢者が多い。免許を返納し公共交通機関で行かざるを得ない人たちから、不便を感じているとの声を聞く。そのことについて、今後の展望を含め意見は。 ⑥ 交通弱者に対して、タクシー利用券ないし割引券を配布する、あるいは独自の移動支援サービスを提供することはできないか。	町 長

9	上西 雅子	3 要支援者に対する防災対策について	① 前回の一般質問にて、要支援者への福祉避難所が1ヶ所しかない為、今後増設する方向でいるとの答弁だったが、その後の具体的な進展について問う。 ② 同様、要支援者の災害時の個別避難計画の作成が8人との答弁だったが、その後の作成に向けた取り組みの計画は。	町 長
---	-------	--------------------	---	-----

三股町告示第1号

令和7年第1回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年1月24日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和7年1月31日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

○応招しなかった議員

令和7年 第1回（臨時） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

令和7年1月31日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和7年1月31日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第1号及び議案第2号の一括上程
日程第3 会期決定の件について
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第1号及び議案第2号の一括上程
日程第3 会期決定の件について
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員（12名）

1 番 岩津 良君	2 番 中原 美穂君
3 番 上西 雅子君	4 番 西村 尚彦君
5 番 田中 光子君	6 番 堀内 和義君
7 番 新坂 哲雄君	8 番 楠原 更三君
9 番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	田中 英顕君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	島田 美和君	会計課長	瀬尾 真紀君

午前10時00分開会

○議長（指宿 秋廣君） ただいまから、令和7年第1回三股町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が会議において指名することになっております。

本会議中の会議録署名議員は、1番、岩津議員、6番、堀内和義議員の2人を指名します。

日程第2. 議案第1号及び議案第2号の一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、議案第1号及び議案第2号を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

令和7年第1回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、その提案理由を申し上げます。

まず、議案第1号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年第8回三股町議会定例会に上程いたしました、一般職の職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例において、可決後に修正を必要としました第8条第3項の配偶者の扶養手当額について、手当額3,500円を3,000円に改めるものであります。

次に、議案第2号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第9号）」についてご説明申し上げます。

本案は、国の補正予算で措置された低所得者給付金及び物価高騰対応重点支援事業などについて、事業の適正な実施時期を考慮した上で、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額143億3,399万8,000円に歳入歳出それぞれ5億2,513万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億5,913万3,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

地方交付税は、普通交付税1億4,677万5,000円を増額補正するものであります。

国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備補助金334万円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億7,338万1,000円、社会資本整備総合交付金3,929万円を増額補正するものであります。

県支出金は、物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行事業費補助金1,564万9,000円を増額補正するものであります。

諸収入は、プレミアム付商品券購入代金1億1,000万円を増額補正するものであります。

町債は、島津紅茶園切寄線道路整備事業860万円、勝岡蓼池線道路整備事業2,810万円を増額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

総務費は、国家賠償請求事件に伴う弁護士委託料66万6,000円、賠償金ほか23万円、議場音響設備更新業務委託料594万7,000円、戸籍情報システム改修委託料278万円などを増額補正するものであります。

民生費は、低所得者給付金（住民税非課税世帯追加給付）1億2,340万円などを増額補正するものであります。

農林水産業費は、三股町暖房用等燃料費高騰対策支援金160万8,000円、三股町飼料価格高騰対策支援金2,068万6,000円などを増額補正するものであります。

商工費は、プレミアム付商品券引換金委託料ほか1億4,902万7,000円などを増額補正するものであります。

土木費は、勝岡蓼池線舗装補修工事ほか7,596万1,000円を増額補正するものであります。

諸支出金は、減債基金積立金3,125万4,000円を増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、第2表繰越明許費補正については、議場音響設備更新業務委託事業ほか6事業を追加し、島津紅茶園切寄線道路整備事業の金額の変更を行うものであります。

次に、第3表地方債補正については、島津紅茶園切寄線道路整備事業ほか1事業について限度額を変更するものであります。

以上2議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここで補足説明があれば許します。町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） お手元に本日配付しました資料1枚紙で、右肩に町民保健課と書いてある資料をご覧ください。

町民保健課より補足説明をいたします。

議案第2号の「令和6年度三股町一般会計補正予算（第9号）」です。

戸籍氏名仮名確認通知作業委託事業について説明いたします。

1、事業内容。戸籍への氏名仮名記載が法制化されました。施行日は令和7年5月26日です。事業の流れは、まず仮の振り仮名を令和7年5月26日にし、戸籍システムに搭載します。次に、三股町に本籍がある人に仮の振り仮名を郵送により通知いたします。振り仮名が誤っている場合は届出をしていただくことになります。令和8年5月26日までに届出がなかった場合は、通知した氏名の振り仮名が戸籍に記載されます。この事業は全国民が対象であり、三股町は本町に本籍のある戸籍の事務作業の実施が必要となります。

2、補正理由。当事業の予算は、令和6年度に予算化していましたが、8月の国の説明会において、令和7年度実施と説明がありました。そのため、12月補正予算で減額補正を行ったところです。しかし、12月16日の2回目の国の説明会で、国の令和6年度補正予算に前倒しをして実施する旨の説明がありました。これにより事業を速やかに実施するために補正予算を計上するものです。

3、補正予算。まず歳出から説明します。役務費が119万円の増額です。内容は通信運搬費、戸籍仮の振り仮名の通知書の送付です。1通目、圧着はがきで送付しますが、1通に4人までの記載となりますので、1通目が85円掛ける1万500通、これが三股町の本籍の数になります。2通目以上は、5人以上いらっしゃる場合などに2通届くことになりますので、85円掛ける3,500通。

次が委託料です。278万円の増額です。戸籍氏名仮名の確認通知データの処理、印刷、発送作業委託料です。初回通知分が215万円。データ処理日以降の通知分、これは補助対象外にな

りますが、これが63万円。データ処理日以降の通知というのは、令和7年5月26日の法の施行日から仮の名前の通知の間に戸籍の変更があった場合などに通知する分です。

歳入は総務費国庫補助金334万円の増額です。社会保障・税番号制度システム整備補助金、補助率は10分の10となります。

説明は以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 続きまして、企画商工課より、同じく議案第2号「三股町一般会計補正予算（第9号）」に関する補足説明をさせていただきます。

資料は、今の町民保健課の資料の次の資料になります。「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について」と書いてある資料となります。

昨年12月の臨時国会で、エネルギー食料品等物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援する目的で、物価高騰対応重点支援地方創生交付金1.1兆円の予算が成立をいたしました。

対象事業は2つあり、1つ目は（1）の低所得世帯支援枠、2つ目は推奨事業メニュー分と言われるものであります。推奨事業メニュー分につきましては、各地域の実情に合わせて活用できる事業を選択するものとなっております。

推奨事業メニュー分として、庁内で協議、検討した結果、本町の基幹産業である農業事業者支援と消費下支え等を通じた生活者支援に関する事業にそれぞれ充当しようとするものであります。

（2）番、推奨事業メニューといたしまして、三股町暖房用等燃料費高騰対策支援事業、三股町飼料価格高騰対策支援事業、そして第7弾みまたん応援プレミアム付商品券発行事業となります。

資料の2に、総事業費、県補助金、その他一般財源、交付金充当額とそれぞれ明記をさせていただいております。

先ほど申し上げましたとおり、今回の事業選定につきましては、本町の基幹産業である農業を営む事業者や消費者である生活者支援に重点を置いて選択をさせていただきました。

企画商工課からは、第7弾みまたんプレミアム付商品券発行事業についてご説明をさせていただきます。

次の資料をご覧ください。「第7弾プレミアム付商品券発行事業について」と書いた資料となります。

今回はプレミアム率を30%とし、1万円で1万3,000円の、町内で使用できる商品券が購入できる事業となります。1世帯当たり2セットを上限として、全1万1,000セットを販売する予定でございます。総事業費は1億5,663万6,000円を予定しております。低所得世帯支援と推奨事業の他の事業につきましては、それぞれの担当課長よりご説明をさせていただ

きます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 福祉課のほうから低所得者給付金について説明をさせていただきます。

資料としましては、第2号議案、補正予算書の14ページ、15ページ、そして1枚のペーパーで、低所得者支援及び定額減税補足給付金に係る制度概要というものを本日提出しております。それを使わせていただきます。

今回の低所得者支援給付金につきましては、14ページ、15ページにありますように、ちょうど真ん中の段がその部分になります。民生費のところですよ。予算計上としましては、需用費、役務費、業者のシステム改修委託料、扶助費ということで計上しました。

1枚のペーパーのほうでお話をいたします。

これにつきましては、昨年から国が実施しております、低所得者給付金関係をずっと並べたものであります。1番から6番までは既に完了しております、今回の取扱いは、7番目、令和6年度住民税が非課税である世帯ということで対象となっております。先ほどの予算含め、積算の根拠としまして、下のほうに対象者数というところで、令和6年度住民税非課税世帯3万円については3,700世帯、同じく子ども加算については2万円の620人というものを根拠に予算を積算しております。

以上、福祉課からの説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 農業振興課から、暖房用等燃料費高騰対策支援金と飼料価格高騰対策支援金につきまして、お配りいたしております資料に基づきまして補足説明をさせていただきます。

まず、暖房用等燃料費高騰対策支援金につきましては、不安定な国際情勢等の影響により、暖房等燃料価格が高止まりしていることを受けまして、経営に支障が生じている施設園芸農家及び茶生産者の負担軽減を図ることを目的に、支援金を交付するものであります。

交付金額は、支援金単価をA重油1リットル当たり10円といたしまして、施設園芸農家等の作物耕作に係る年間A重油使用量に支援金単価10円を乗じて算定いたします。

なお、作物ごとの年間重油使用量は、県が作成する最新の農業経営管理指針に示された使用量を採用いたします。資料中ほどに、キュウリとイチゴの10アール当たりの交付金の積算をお示しいたしております。このように、作物によって重油使用料が違います。

交付予定額につきましては、令和4年度に同様の事業を実施いたしましたので、その実績に基

づきまして算定し、１０６万８，０００円を予算計上いたしました。交付件数は１６経営体を予定いたしております。

次に、飼料価格高騰対策支援金につきましては、円安等の影響により、配合飼料価格が高止まりしていることを受けまして、経営に支障が生じています畜産農家の負担軽減を図ることを目的に、支援金を交付するものであります。

交付金額は、支援金単価を１トン当たり２，２００円といたしまして、畜産農家の家畜の飼養頭数の年間給与総量に、支援金の単価２，２００円を乗じて金額を算定いたします。例示が示しておりますので、これを見ていただくと分かるかと思います。

なお、畜種ごとの年間給与量は、宮崎県作成の農業経営管理指針に示されています給与量を採用いたします。補助上限額は２００万円といたしました。

予算額は、交付金総額２，０６８万５，７００円に、事務費６万円を合わせ２，０７４万５，７００円を計上いたしております。交付数は９４経営体を予定いたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 都市整備課からは、土木費のほうの補足説明を申し上げたいと思います。

資料のほうは、一番最後のページ、地図が載っているものを使わせていただきます。

今回の補正予算は、国が防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策を推進するため、昨年１２月に予算成立されたものであり、三股町では、島津紅茶園切寄線の道路改良工事、勝岡蓼池線の舗装修繕工事に国庫補助金として配分されるものであります。

資料をご覧ください。

島津紅茶園切寄線の工事箇所を緑の線で示しておりますので、ご確認ください。

当工事は、平成２１年度に着手した１工区に引き続き、令和３年度から２工区の道路改良工事に着手しており、今回の補正予算により起点側、勝岡蓼池線側になりますけれども、そちらの約５０メートル区間の道路改良工事を推進する計画であります。

次に、勝岡蓼池線の工事箇所を赤の線で示しておりますので、ご確認ください。

当工事は、令和２年度から老朽化等に起因する舗装面のひび割れ率の高い箇所について舗装修繕工事に着手しており、今回の補正予算により、事業計画区間の残り約７００メートルの舗装修繕工事を推進し、事業を完了させる計画であります。

なお、工事の発注に当たり、標準工期が年度内に収まらないことから、繰越明許費の追加変更を伴うこととなります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに補足説明ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第3. 会期決定の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間とし、今回、提案される議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間とし、今回提案された議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することに決しました。

なお、日程の詳細については配付してある会期日程（案）のとおりであります。

日程第4. 質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、質疑を行います。

議案第1号及び議案第2号について一括して質疑を行います。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

また、くれぐれも議題以外にわたったり自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようにご注意ください。

なお、全体審議の質疑は、会議規則第54条の規定により、1議題につき1人5回以内となっておりますが、ただし書きにおいて、議長の許可を得たときはこの限りではないと定めておりますので、今臨時会においては、議案の内容を考慮し、1人5回を超える質疑について許可することといたします。

また、質疑の内容を整理する観点から、1人1回1問としたいと思います。そして、その質問の内容を、同様の内容があれば、それをお受けするという形にしたいと思います。1人5回という内容ではありませんので、多岐にわたって質問をして、内容がぼけるということを避けたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時26分再開

○議長（指宿 秋廣君） では、本会議を再開します。

質疑ありませんか。田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 議案第２号についてなんですけれども、この重点支援地方交付金の活用に今まで実施されてますよね。その事業について、今まで実施された状況や効果検証はされたんでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） もう少し分かりやすくしゃべって。

○議員（５番 田中 光子君） すみません。例えば、プレミアム商品券についてなんですけれども、今回、第７弾ということで、その効果が今までどれぐらいあったのか、その辺の検証をされたのかどうかをお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） このたび上程をさせていただいているのは第７弾ということで、７回目になるわけなんですけれども、実績として、この商品券が９６％程度購入及び換金をしていただいております。その分プレミアム率３０％ございますので、その分は地域の中で経済効果をある一定程度生んでいるんだろうということでの効果検証はしておりますが、地域経済が何％増した等の精査についてはしていないところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） プレミアム商品券について、今、しましたので、プレミアム商品券の件について質問があれば。よろしいですか。堀内義郎議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） 関連になるんですけれども、プレミアム商品券の使える期間ですね、期間はどれくらいを見込みでいるのか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 現在まだ協議中ございまして、確定的なことではないんですが、できるだけ長い期間使用できるようにということで、夏頃から年末ぐらいまで使えるようにしたいなというふうに、今、準備を進めております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） 大体６か月ぐらいでよろしいのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 夏と申し上げましたので、６月、７月ぐらいですとちょうど半年ぐらい使用期間があるかなと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） プレミアム商品券についての。田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） すみません、プレミアム商品券のことで、１万円で１万

3,000円ですよね。低所得者の方からの声なんですけれども、5,000円を出してもらえないのかという声が大分聞くんなんですけれども、その辺の検討はなかったんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。今まで、おっしゃるように1万円で1万3,000円ということで、5,000円で、五三、十五ですから6,500円分の買物ができるということで、検討はしなかったのかということでいきますと、検討はいたしました。検討をして5,000円分で、今回の予算規模でいきますと、単純にいきますと1万1,000セット、今回、準備をしようということですが、2万2,000セット、約倍、同じ、倍になるわけですが、ここに関して、プレミアム付商品券の販売委託料というのを組ませていただいておりますが、これが1冊当たり単価幾らというふうになっております。現在26枚つづり、500円の商品券26枚つづりで1万3,000セットなんです、これが単純に半分になります。1冊当たり幾らという委託料を払っておりまして、単純にそこが2倍になりまして、現在の試算でいきますと、百数十万円ちょっと多くなる計算になります。

そこと今回の低所得者に対する給付金が3万円プラス、子どもさん加算で2万円あるということも含めまして、低所得者の方に給付金を給付させていただくということもありますので、今回も、大変恐縮なんです、5,000円協議をしたんですが、1万円でいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） この件についてありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 飼料価格高騰対策支援金についてですけども、県の農業経営管理指針による、乗じて、町が定める支援金の単価を乗じた金額とするとあります。

交付対象農家が、繁殖農家、肥育農家、酪農家、豚とあります。その中で、繁殖農家にしては、生まれてから10か月で出荷をされます。肥育農家にしては、飼ってから20か月ぐらい養ってから出荷をします。酪農家は、ずっと養って乳価が単価となって、こういう金額に現れてきますね。豚は生まれてから大体6か月程度ぐらいで出荷をいたします。その中で、一番、これ濃厚飼料の問題だと思いますけども、この飼料が上がることによって肥育農家が一番負担が大きいんじゃないかと思っております。その中で、一律にこれ支払われるということになっておりますけども、こういうようなことに、協議されたのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 今回、この飼料価格高騰の基準日と、飼養頭数の基準日という

のを、現時点では4月1日現在ということで考えております。家畜は回転いたします。つまり肥育牛は4月1日でいますけども、その後からまた出荷される、また導入するというようなことを繰り返しますので、基本的には、その瞬間的な頭数というのは、これが基準になるというのは、我々としてはもうこれでいくしかないというように思っております。

また、和牛繁殖につきましては、子牛がその時点その時点、違うことは確かにあります。しかしながら、どこかの基準を、頭数として基準を設けないと算定できませんので、これが一番多いところに合わすのかということは非常に厳しいということです。つまり、ある一定の時期、この日というのを決めまして、そのときに飼養されている頭数というのを基準にしてやるということで、これまでもそのようなやり方で行っていました。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 関連する質問ありませんか。内村議員、よろしいですか。

○議員（10番 内村 立吉君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 第2号の暖房用等燃料費高騰対策支援金ですけども、私の勘違いかもしれませんが、パパイヤ農家が、生産農家がいらっしゃったと思いますが、その方の支援とかどうなっていますか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 私の、その農家の状況ですけども、施設というところではない、いわゆる露地に植えているということでありますので、例えば、それがハウス、施設の中で作られて、そして暖房が必要、つまり重油が必要という施設であれば認めますけども、現時点では露地ということでありますので、重油を使うことはないという判断で、今のところは捉えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 関連する質問ありませんか。よろしいですか、義郎議員は。

○議員（9番 堀内 義郎君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか、田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 低所得者世帯への今回の給付金なんですけれども、低所得者の定義は、これは国で決められてくるのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） この給付金につきましても、国の事業でありますので、基本的に国のほうで決められております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 関連する……。田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） すみません、その基準日は、ここに６年度の非課税世帯ということも確定されてるんでしょうか、基準日として。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 申し訳ありません、説明が不足しておりました。

今回、基準日につきましては、令和６年１２月１３日となっております。昨年、令和６年６月に税は確定をしておりますので、その間に若干異動が、内容に異動があった人とか、そういった方も含めた形で、１２月１３日を基準というふうにするようになっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 関連ありますか。田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） そうなると、案内状の発送はいつぐらいで、いつぐらいの振込の予定になるんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 予算計上をするに当たりまして、業者さんともちょっと話をしているんですが、なかなか開発のほうが進まない状況がありまして、今の時点で、２月末までにシステム改修ができるかどうかという段階になっております。ですから、それ以降に発送ということになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 関連する質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ほかに質問ありませんか。田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） すみません、全体のことなんですけど、この交付金に当たっては、今回、地方で使いやすいようにということで交付金が出されていると思うんですけども、前回は介護事業所にも交付金を交付してもらいました。今回はそういった事業所、前回、介護事業所だったので、障害者事業所とかの案の検討はなかったのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 前回の、昨年度の今の時期に重点支援交付金、介護事業所に配布させていただきました。

事業所からは、食料費とかを上げなくて、上げ幅が少なくてよかったということをお声を頂きました。今回に関しましても、課内では協議をいたしましたけれどもちょっとまだ未確定なんですけれども、県の事業のほうでやられるようなということで、検討しているということを情報も得ましたので、今回は交付金の額もありましたので、見送らせていただきました。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 関連する質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ほかに質問ありませんか。田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 最終的に、交付金の額はこれで全額使い切ることになるんでしょうか。ほかにも残っている金額はあるんでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） お答えをいたします。

今の推奨事業メニュー分につきまして、低所得者のほうはもう１０分の１０で全て終わっておりますが、推奨事業メニュー分につきまして、本町に交付される限度額が８，２５３万９，０００円、８，２５３万９，０００円の上限額の提示がございました。そして、今回は３，５００万円を残して、それ以外を今回の補正で上げさせていただいております。残りの３，５００万円につきましては、当初予算、令和７年度のほうで、今、検討しておりまして、また３月に上程をしたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 関連する質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑、終結してよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、質疑を終結します。

日程第５．討論・採決

○議長（指宿 秋廣君） 日程第５、討論、採決を行います。

議案第１号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第9号）」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。今臨時会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時43分休憩

〔全員協議会〕

午前10時45分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、令和7年第1回三股町議会臨時会を閉会します。

午前10時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

署名議員 岩津 良

署名議員 堀内 和義

三股町告示第26号

令和7年第2回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月26日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和7年3月3日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

○3月10日に応招した議員

○3月11日に応招した議員

○3月12日に応招した議員

○3月24日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和7年 第2回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

令和7年3月3日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和7年3月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 令和7年度施政方針表明
日程第3 議案第3号から議案第27号までの25議案及び諮問1件一括上程
日程第4 会期決定の件について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 令和7年度施政方針表明
日程第3 議案第3号から議案第27号までの25議案及び諮問1件一括上程
日程第4 会期決定の件について
-

出席議員（11名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 岩津 良君 | 2番 中原 美穂君 |
| 3番 上西 雅子君 | 4番 西村 尚彦君 |
| 5番 田中 光子君 | 6番 堀内 和義君 |
| 7番 新坂 哲雄君 | 8番 楠原 更三君 |
| 9番 堀内 義郎君 | 10番 内村 立吉君 |
| 11番 指宿 秋廣君 | |
-

欠席議員（1名）

- 12番 山中 則夫君
-

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- | | |
|-----------|-----------|
| 局長 西山 雄治君 | 書記 馬場 勝裕君 |
|-----------|-----------|

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	田中 英顕君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	島田 美和君	会計課長	瀬尾 真紀君

午前10時00分開会

○議長（指宿 秋廣君） ただいまから、令和7年第2回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が会議において指名することとなっております。

本会議中の会議録署名議員に、2番、中原議員、7番、新坂議員の2人を指名します。

日程第2. 令和7年度施政方針表明

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、令和7年度の施政方針の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

本日、ここに令和7年第2回三股町議会定例会の開会に当たり、令和7年度の町政運営の方針につきまして、私の所信の一端を申し上げます。

初めに、昨年1月に発生した能登半島地震及び9月の能登半島豪雨で被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々にお悔やみを申し上げます。一日も早く平穏な生活が戻ることをお祈り申し上げます。

さて、令和6年度を振り返ってみますと、新型コロナウイルスが季節性インフルエンザと同等

の取扱いとなったことで、4月の「春祭り」、5月の「まちドラ!」、6月の「モノづくりフェア」、10月の「教育の日イベント」、11月の「ふるさとまつり・文化祭」、今年1月の「新春あいさつ会」や「はたちの成人式」、「出初め式」、「みまたん霧島パノラマまらそん」など、各種イベントや行事など計画どおり開催できました。

また、ウクライナ情勢や円安に伴う原油・物価高騰対策として小学生対象の商品券配布事業、学校給食費物価高支援、農業分野における飼料価格高騰対策支援金や暖房用等燃料費高騰対策支援金など、本町独自の生活支援対策にも取り組んだところです。

特に、本町の重点施策である子育て支援策として、中学生の給食費無償化については、継続して実施するとともに、小学生の給食費については、保護者負担を若干引き上げましたが、物価高騰分は町補助で賄いました。

第二子保育料、小学生給食費、高校生までの医療費の無償化は、保護者の負担軽減にとどまらず、子育て世帯の移住・定住促進、住宅建設などの地場産業の活性化、そして雇用増、税収増にもつながり、経済の好循環を生むものと期待していることから、完全実施に向け財源確保に努力してまいります。

そして、これらの施策の継続・拡大には、財源としてふるさと納税の倍々増が欠かせません。町では魅力ある三股町を全国に発信し、新たな返礼品の開発など、多くの人にご支援いただけるよう鋭意努力しておりますが、町民の皆様にもふるさと納税についてご理解いただき、町外の親戚や知人、友人へのお声かけをお願いしているところです。

また、企業版ふるさと納税についても、協力していただけるようPRに努めているところです。

ところで、地球温暖化による気候変動等により、昨年も記録的な集中豪雨や台風等により全国各地に甚大な被害を及ぼしました。特に、8月末に鹿児島県に上陸した台風10号により、西日本から東日本の太平洋側を中心に記録的な大雨となり、土砂崩れや道路の崩壊などが多発しました。

県内でも線状降水帯が発生するなど大雨が続き、また竜巻などの激しい突風による被害が発生するなど、住民生活に多大な影響を及ぼしたところです。

本町では、6月末の梅雨前線豪雨や8月の台風10号によって、福留用水路が崩壊し約57ヘクタールの水田への給水に支障が生じたことから、応急仮設工事を実施いたしました。

なお、本格復旧工事は、今年の水稲作付前5月末までには完了するよう努めてまいります。幸いにもこれ以外に大きな被害はなかったところですが、猛烈な風による倒木や豪雨による土砂流出が各所に発生し、職員や地元建設業者、消防団員には徹夜での警戒、見回りなどに従事していただきました。

そして、昨年8月8日に日向灘沖を震源とした最大震度6弱の地震、今年1月13日にも同じ

く最大震度 5 弱の地震が発生しました。町内では大きな被害はありませんでしたが、近い将来に南海トラフ地震の発生が危惧される中、今後もしっかりと備える必要があります。

過去の大震災では、建物や家具の倒壊で圧死・窒息死が多く見られたことから、建物の安全性を高める耐震補強は必要であり、引き続き町内の住宅耐震化の施策を推進してまいります。

また、同様にライフラインの確保も不可欠であります。地震などの大災害では、自衛隊、消防、警察などの公的機関は、道路の決壊や建物の倒壊、火災などで発災直後の活動が困難な場合が想定され、自助、共助の取組が重要であることから、各自治公民館に地域防災組織の組織化、活性化を働きかけてまいります。

事務事業の効率化の分野では、情報通信技術の飛躍的な進歩やマイナンバーカードの普及率の向上に伴い、これまで住民票等のコンビニ交付やコピー機としても使えるマルチコピー機を庁舎内に設置してきました。

また、窓口利用者が申請書などを書く労力を減らし、滞留時間を減らすことを目的に、書かない窓口を開設して開設してまいりました。

今後も三股町DX推進計画に基づいたデジタル化を進めることで事務事業の効率化を図りつつ、町民生活の利便性向上を目指します。

特に、令和7年度は、AIを活用して「くいまーるバスの運行」、「防災情報の多言語化」、「音声の文字起こし」により、さらなる住民サービスの向上に努めてまいります。

以上のとおり、当初及び補正予算で計画した事業は、議会をはじめ町民の皆様のご理解、ご尽力によりほぼ予定どおり実施できました。心から感謝を申し上げます。

令和7年度も引き続きこれまでの成果を踏まえ、残された課題、新たな課題に積極的に挑戦し、町の将来像「自立と協働が織りなす元気あふれるまち 三股」の実現を目指したいと考えています。

今後とも、議会からのご意見や町民の皆様の声に耳を傾けながら、職員一丸となって町政運営に取り組んでいく所存でございますので、皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

私は、町政の目標として「自立と協働が織りなす元気あふれるまち 三股」を実現するため5つのプロジェクトをマニフェストとして掲げ、実現に努力しているところです。

その一端をご紹介しますと、一つ目の「まちむら元気わいわいプロジェクト」では、町営五本松団地の跡地活用策については、令和3年度に三股町交流拠点施設整備事業基本計画を策定し、令和4年度には商工会との共同出資によるまちづくり合同会社を立ち上げました。

令和5年度は、暫定利用として五本松団地跡地でのまちづくりに関心を持つ町民の皆様とイベントを開催し、跡地活用の可能性について検証することができました。

昨年度は、町が実施方針や要求水準書等を公表し、PFI法にのっとった事業推進を進めてい

たところですが、新内閣の地方創生2.0の動向を踏まえ、地域密着型官民連携の枠組みはそのままに、PFI法に基づかないPPP（パブリックプライベートパートナーシップ）手法とし、まちづくり合同会社を中心に本事業の狙いである暮らしが息づく場をつくり、三股の暮らしの魅力を高める場を早期に着手できるよう関係機関と調整しています。

また、都市再生整備計画に基づき、中心市街地として位置づけた三股駅と役場、文化会館及び五本松団地跡地を結ぶエリア内の「歩きやすいまち」、「歩きたくなるまち」の実現に向けた検討を進め、町民の皆様や有識者の意見を踏まえた道路、公園等の整備方針を定めたところであり、この方針に基づき、交流拠点施設整備事業の進捗に合わせながら、エリア内の道路、公園等の整備を進めてまいります。

なお、既存の公園につきましても適切な維持管理に努めるとともに、今年度更新した植木公園の大型複合遊具に引き続き、令和7年度は上米公園のローラースライダーを更新する予定であり、老朽化の著しい遊具の長寿命化対策にしっかりと取り組んでまいります。

そして、昨年4月1日からコミュニティバス「くいまーる」の中心市街地循環コースの運行を新たに開始したことで、中心市街地と既存集落との往來の交通手段を効果的に確保でき、日常生活に必要とする買物、病院、公共施設等の利用の効率化を図ることができました。

その結果として、令和6年4月から12月までの利用者数は2万123人で、前年同期間と比較して62%増加しております。

さらに、令和6年度に着手したAIを活用した乗り換えシステムの導入により、くいまーるバスの乗りやすさ、利用頻度の向上を図りつつ、令和7年度は、将来的に交通空白地域が想定される長田地区に、実証運行を踏まえ、地域住民との協働によるデマンド交通の本運行を図ってまいります。

空き家対策につきましては、令和4年度に策定した「三股町空き家等対策計画」に基づき、各種施策を推進しているところであり、7年度も引き続きセミナーや個別相談会を開催し、空き家等の適正な管理を促進するとともに、周辺の居住環境への影響が大きい空き家の除却に対する補助など、健全な生活環境の確保に取り組んでまいります。

安心安全なまちづくりとしては、南海トラフ地震や集中豪雨、台風による災害の大規模化に備え、三股町地域防災計画の見直しを行います。特に、福祉避難所について現在指定している元気の杜の機能強化のため環境整備を実施するとともに、さらに福祉避難所を必要とする人の様々な状況に対応するため、介護や障がい福祉事業所等との連携協定による新たな福祉避難所の指定に向け取り組んでまいります。

通学路の交通安全対策としては、引き続き小学校周辺の歩道のない通学路における歩行空間の確保に取り組むとともに、防災・減災、国土強靱化への取組として、橋梁、舗装、公園施設の長

寿命化対策、避難路である島津紅茶園切寄線の道路拡幅工事、急傾斜地崩壊対策工事、木造建築物の耐震化等に取り組んでまいります。

なお、県事業ですが、県道１２号都城東環状線の町体育館前の歩道等の拡幅に向け、現在、測量設計が進められており、７年度に拡幅工事が予定されています。県道３３号都城北郷線の長田工区については、年次的に道路拡幅工事が進められております。

さらに、国道２２２号牛ノ峠バイパスについて、令和５年に建設促進協議会を設立し、昨年は９月に都城市のＭＪホールにおいて、決起大会を開催しました。そして、今年２月には建設促進協議会として、県知事や県土整備部長への要望活動を行うなど、早期の事業再開に向け、都城市、日南市と一体となって取り組んでいるところです。

今後も引き続き、安全・安心なまちづくりに資する事業の早期着手、早期完了、所要の財源確保に向けて、国県にしっかりと訴えてまいります。

過疎対策としては、小学校の複式学級の解消を目指して、過疎対策奨励金を継続するとともに、小規模特認校制度を利用する児童のためのスクールバスについても、引き続き運行してまいります。

２つ目の「産業いきいきプロジェクト」では、本町の基幹産業である農畜産業の「担い手への農地集積」や「作業の効率化」、「農家の所得向上」、「新規就農者の確保」などを図るため、農業各般にわたり様々な事業に取り組んでまいります。

まず、農地の集約・集積につきましては、地域の農地を誰が利用し、どのように農地をまとめていくのかを決める地域計画を６年度に策定しました。これをもとに、中心的担い手である認定農業者や新規就農者等への農地集積等を進め、農地利用の最適化の実現に取り組んでまいります。また、農地の基盤整備のために、沖水川・三股中央左岸地区の基盤整備事業も引き続き取り組んでまいります。

畜産振興につきましては、近年、和牛子牛価格や枝肉価格など、畜産物の価格低迷が続き、さらに配合飼料の高止まり等もあり、厳しい経営を強いられていることから、令和４年度、５年度に引き続き、飼料価格高騰対策支援金を創設するなど、今後も引き続き県や関係機関と連携しながら、必要な措置を講じてまいります。

施設園芸農家の重油高騰対策としては、暖房用等燃料費高騰対策支援金を創設しました。

さらに、農業全般を通して、農業従事者が減少する中で、持続可能な力強い農業の実現を求められていることから、次世代を担う農業者の育成・確保するための取組を支援するため、新規就農者支援対策事業を実施してまいります。

また、ＡＩ・ＩＴ・ＩｏＴを活用したスマート農業の台頭もあり、地域農業は大きな変革の時期を迎えています。町といたしましては、国・県の事業等を活用するなど、スマート農業の取組

を推進し、生産性・収益性の向上に努めてまいります。

林業振興につきましては、県が掲げる再造林率日本一を目標とする「グリーン成長プロジェクト」に基づき、コンテナ苗の普及事業や下刈り事業などを推進し、抜本的な再造林対策に取り組んでまいります。

また、森林管理従事者の確保を図るため、林業労働者確保対策事業等にも取り組んでまいります。

地場企業の活性化策につきましては、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者を引き続き支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、第7弾の「みまたん応援プレミアム付商品券発行事業」の準備を進めているところです。

そして、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献し、本町経済の発展と町民生活の向上に寄与している地元の中小企業の皆様とともに、地域活性化に取り組むため、中小企業振興基本条例を制定する検討委員会を立ち上げ、協議を始めております。

雇用創出としての企業誘致の取組としては、貨物自動車運送業の1社から指定の申請があり、企業立地の調印を行い、今後3年間で10名を雇用する計画です。投下固定資産総額は、土地購入費を含んでおよそ2億5,100万円であります。

ふるさと納税につきましては、引き続き応援事業者の新規開拓に努め、返礼品の新規開発、改良への支援を行い、充実を図るとともに、町内外にふるさと納税を通して、まちの魅力や特産品のPRに努めてまいります。

昨年は、2人の地域おこし協力隊が着任し、ふるさと納税返礼品の開発や、地場製品の掘り起こしなどに取り組んでいます。

企業版ふるさと納税においても、地域再生計画「三股町まち・ひと・しごと創生推進計画」に位置づけられている子育て支援の取組を、寄附対象重点事業として企業の皆様に広く知っていただき、令和6年度は1,000万円を超えるご支援をいただきました。

3つ目の「少子・高齢化すくすくプロジェクト」では、国・県の少子化対策重点推進交付金を活用し、若い世代が安心して出会い、結ばれ、出産し、子育てをしていただくため、それぞれの節目の時期にどのような支援があるのか、どこに相談すればいいのかななどを広く知っていただくため、ライフデザインブックを作成し、周知を図っております。

昨年からは、結婚後の新生活を支援するため、住宅取得や賃貸、リフォームに関わる支援を行っており、7年度は若者の出会う機会創出のための新規事業を展開していくこととしております。

子育て支援策としましては、令和6年4月から、制度上第一子保育料無償化を認可外保育施設等も対象とする利用料負担軽減事業を開始しました。今後は、県の新年度事業を利用した制度上第二子の保育料負担軽減を検討するとともに、要望の多い病児・病後児保育について定員枠の拡

大を図ってまいります。

放課後児童クラブについては、今後予想される児童数減少に合わせ、法人による運営を推進しながら、直営クラブの統廃合で定数調整を図り、また使用する老朽化した児童館は、建築経過年数や地域性から判断し、改修や更新を進めていきます。

そして、4月から開設する「こども家庭センター」については、これまでのように各課に職員を配置しながら、密に連携できるような体制を強化いたします。

高齢者等の交通弱者対策としましては、日常的な買物、病院へのアクセス不安を解消するため、昨年4月1日からコミュニティバス「くいまーる」に、新たな市街地循環路線を追加したことで、利便性の向上を図っているところです。

令和7年には、団塊の世代の全ての人が75歳以上の後期高齢者となります。本町においても高齢化率が年々上昇する中、昨年度末に高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定しました。その理念・基本目標に基づき、「医療」、「介護」、「住まい」、「生活支援」、「介護予防」の5つのサービスを切り目なく提供する地域包括ケアシステムを推進し、全ての高齢者が必要とするサービスを受けながら、生涯にわたってできるだけ住み慣れた地域で生活することができる住みよいまちの実現を目指し、各種施策を進めてまいります。

介護人材の確保のための新規事業として、介護支援専門員の更新研修等の費用の補助事業、増加する認知症高齢者の在宅での生活支援として、認知症高齢者等見守りシール交付事業を導入予定です。

ところで、コロナ禍に続く原油価格、食料品等の物価高騰のため、独り親家庭を中心に生活に困窮する世帯が増えておるとともに、孤立化している人、ひきこもりの方々が制度のはざままで支援されていない現状も深刻になっています。

町はこれまで、社会福祉協議会と連携し、「みまたん宅食どうぞ便」や「子ども食堂」から支援をつないできました。これからも、重層の支援体制整備事業の活用で、縦割りの弊害を解消し、住民主体の活動を構築することで、困っている人が自分の興味や関心から参加できる地域の居場所を創出し、交流の場から支援につなげていく活動を推進していきます。

妊婦・出産・子育て支援については、母子保健アプリ事業として、妊娠期から子どもを持つ世帯のサポートをするためのスマートフォン向けのアプリを導入する予定です。妊娠中の記録や子どもの成長記録、予防接種スケジュール管理が簡単にでき、個々の状況に応じた通知を受けることができるプッシュ型の情報発信を行い、必要な情報を必要な人に効果的に伝達し、切れ目ない支援を行ってまいります。

予防接種事業としましては、带状疱疹ワクチン定期接種化に伴い、65歳以上の5歳刻みの年齢の人を対象に、ワクチン接種の助成を行い、带状疱疹の発症予防、重症化予防を図ります。

また、子育て世帯の負担を軽減し、子育てしやすい環境をつくるために、中学校の給食費無償化を継続するとともに、物価高対策として、給食に係る食材費高騰に対し補助金を交付することで、小学校の給食費の保護者負担軽減に努めます。

学習環境の整備については、第2期GIGAスクール構想において、令和7年度から2年間をかけて、全児童生徒の端末の更新を行っていきます。

また、安全安心な学習環境を確保するため、小学校の校舎外壁工事を計画的に進めてまいります。

さらに、本町の不登校対策としまして、学校には行けるが自分の学級に入りづらい生徒が、学校内に居場所を確保し、不登校となることを未然に防止するために、三股中学校内に校内教育支援センターを設置いたします。

4つ目の「スポーツ・文化わくわくプロジェクト」では、「アスリートタウン三股」の創造や、「文教の町三股」づくりの推進のため、各民主団体等の活動、各種イベント、行事等は、コロナ禍前に近い状態で開催することができました。

今年1月の「第8回みまたん霧島パノラマまらそん」は、北は北海道から南は沖縄まで、全国各地から1,735名のエントリーがあり、盛大に開催できました。

この大会は、自治公民館をはじめ地元の中高生、消防団など41団体、約920名の大会協力者によるおもてなしや、沿道での町民の声援により、ランナーの皆様から心温まる大会と好評の声をいただいています。

また、「よかもん朝市」を会場で同時に開催するとともに、企業、事業所から協賛品等多大な協力をいただいています。このマラソン大会は、「アスリートタウンみまた」を全国に発信する大会であり、町民総参加のスポーツイベントとして位置づけており、今後も発展・成長させていきたいと考えています。

そして、令和9年に開催が決定した「日本のひなた宮崎 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」については、本町では柔剣道の競技が行われますので、競技会場となります武道体育館、練習会場となります町体育館の施設整備を計画的に進めているところです。

また、国スポ実行委員会を立ち上げ、町民への啓発活動を通して、機運の醸成を図るとともに、令和8年に開催するリハーサル大会、続く令和9年の本大会に向けて取り組んでまいります。

三股町文化の祭典は、2月8、9日の2日間にわたり、3部構成にて開催いたしました。この祭典は、文化芸能に親しむ方はもちろん、生涯学習教室で学ばれた方の1年間の集大成の場として、子どもから高齢者の方まで参加する多彩な内容となっております。

今後も文化芸術に親しむことができる環境を整え、文化芸術活動の充実に努めてまいります。

文化会館及び図書館においては、耐震性について調査した結果、大地震等での安全性を担保す

るため、天井の改修工事を行うこととしました。令和7年度は、7月以降一定の期間休館となりますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5つ目の「エコクリーンさわやかプロジェクト」では、現在、公共下水道工事を計画的に進めており、令和7年度につきましても、引き続き上米、東植木、西植木地区を施工してまいります。

令和5年1月に策定した公共下水道全体計画では、現在整備中の中央分区約500ヘクタールと、公共下水道区域への編入を予定する農業集落排水区域の梶山分区46ヘクタールが公共下水道整備区域となり、宮村南部地区の農業集落排水区域を除く、それ以外の区域を合併浄化総整備区域と位置づけました。

また、令和5年3月に策定しました「第三次生活排水対策総合基本計画」に基づき、計画目標としております生活排水処理率を令和12年度までに全体として84.1%に引き上げることを含めまして、町民、事業者等の皆様とともに協力・連携しながら、より一層の生活排水対策を図ってまいりたいと考えます。

現在、中央浄化センターでは、公共下水道の整備・進捗による汚水量増加に伴い、固定式汚泥処理施設を建設しておりますが、併せて衛生センターの老朽化による代替施設として、し尿及び浄化槽汚泥受入れの両機能を備えた施設整備も行っており、令和8年度の完成を目指しております。

なお、公共下水道事業及び2つの農業集落排水事業につきましては、令和6年度に、官公庁会計から地方公営企業会計へ移行しました。経営状況の明確化など、公営企業会計に移行することで得られるメリットを活用し、下水道施設の適正な維持管理や、より一層の経営の効率化と健全化に努めてまいります。

上水道事業につきましては、令和4年度に策定した管路更新計画に基づき、効率的な整備を継続して進めております。中でも、基幹管路の耐震適合率は、令和2年度に42.5%で、全国平均とほぼ同程度になっており、今後も毎年1億2,000万円を計上し、設備全般の更新を図ってまいります。

令和6年1月の能登半島沖地震では、上下水道施設にも甚大な被害が及んだことを受け、今年1月、本町を含む全国の自治体で、5年を期間とする上下水道耐震化計画を策定しております。社会を支える重要インフラとして、機能確保が図られるよう、計画的・重点的かつ効率的な整備に引き続き取り組んでまいります。

また、地球温暖化防止として取り組む「ゼロカーボンシティみまた」の実現に向けては、公募により選定した民間事業者と連携し、令和6年度からおおよそ5か年を目標に、2つの柱で構成する脱炭素化推進事業に着手いたしました。

柱の1つは、役場や小中学校、総合福祉センター元気の杜、総合文化施設、町体育館など、電

力需要の多い公共施設の太陽光発電設備や蓄電池の導入、照明のＬＥＤ化を進めてまいります。

もう１つの柱として、町民及び町内事業者向けに、太陽光発電設備と蓄電池のセット、省エネルギー機器の導入への補助事業を進めてまいります。いずれも、町が目標とする二酸化炭素排出量の抑制による脱炭素化推進と同時に、電力の自給自足を推進することで、停電時の電力確保が図られるなど、「災害に強いまちづくり」にもつながるものと考えております。

地球温暖化に関連するごみについては、家庭から出され、そのまま燃やされるごみの量を減らせるよう、引き続き分別やリサイクル活動の推進に取り組んでまいります。

以上、５つのプロジェクトの主な概要を説明しましたが、このように各種事業に着実に取り組むことができますことは、議員各位をはじめ多くの皆様のご支援のたまものと感謝申し上げます。

なお、昨年８月、大手不動産会社が行った「街の住みこちランキング２０２４」宮崎県版で、本町は５年連続第１位、また１２月に行った「街の幸福度ランキング２０２４」宮崎県版で、本庁は第２位という高い評価をいただきました。この結果を今後のまちづくりに、町の発展に結びつくよう努力したいと考えます。

続きまして、本町の財政の見通しについて申し上げますと、歳入面において自主財源が少ない財政構造の中で、賃上げをはじめとする所得の増加や堅調な設備投資を背景とする緩やかな経済成長が見込まれるものの、長期化する物価高騰の影響や、世界的な経済情勢の悪化による減少も懸念されることから、町民税はほぼ横ばいの状況になっています。

固定資産税については、一定の新築住宅の需要が見込まれることから、一定程度の増収を見込んでいます。

地方交付税については、地方交付税交付金の基礎となる国税４税の歳入増が見込まれることから、本町の普通交付税は、前年度交付決定額比０．３％を見込んでいますが、基金残高は脱炭素化推進事業や老朽化した公共施設の維持補修、中学校給食費無償化、保育料第一子無償化などのこども・子育て施策の財源補填により減少を見込んでいます。

歳出面では、過去の投資的事業の公債費の償還や、年々増加する扶助費等の義務的経費、公共施設等に係る維持補修経費、脱炭素化推進事業などの投資的経費に加え、国が進める新しい資本主義の実現に向けた賃上げ・価格転嫁円滑化の取組や、人的投資の促進など、社会変化に対応すべき経費の増加が見込まれます。

特に、少子・高齢化社会への対応、循環型社会の構築等、地域における様々な重要課題の顕在化によって、行財政需要は一層増加することが見込まれ、昨今多発する局地的豪雨や台風襲来に加え、近い将来予想される南海トラフといった大規模災害への備えとして、老朽化した公共施設等の大規模修繕や耐震化改修事業の実施が喫緊の課題となりつつあることから、財政事業は依然として厳しい状況になるものと思われます。

このような状況を踏まえ、令和7年度の町政運営の基本的な考え方は、第六次三股町総合計画の町の将来像である「自立と協働が織りなす 元気あふれる三股」の実現に向け、さらなる町民の幸福度の向上と町土の均衡ある発展を図るため、各分野の諸施策を着実に実施していくこととします。

そして、第六次三股町総合計画前期計画の最終となる本年度は、前期の目標を見据えつつ、令和8年度からの後期計画に向けた準備期と捉え、常に町民との協働の視点を意識し、創意と工夫を凝らした施策を展開してまいります。

なお、町政全般において、まちづくり基本条例を踏まえるとともに、町民の皆様との協働の理念に基づき、情報の共有化を図り、「見える行政」、「伝わる行政」を進め、元気で誇れる町づくりを目指して引き続き努力してまいります。

以上、私の所信の一端を申し上げましたが、身の丈に合った行財政運営を心がけるとともに、町民目線を大切に、町民の皆様との交流と対話を重ねながら、活力と魅力あるまちづくりに鋭意努力していく所存です。議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） ここで11時まで休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第3. 議案第3号から議案第27号までの25議案及び諮問1件一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、議案第3号から議案第27号までの25議案及び諮問1件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 令和7年第2回三股町議会定例会に上程しました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第3号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、第208回国会において成立し、令和7年6月1日に施行される刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律による「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」に改めるため、令和6年第8回定例

会に上程し、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正及び職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正が可決されたところですが、その後に検察庁により、条文の不備が指摘されたことから、条文の一部削除及び条項の追加を行うものです。

次に、議案第４号「煙火消費許可事務の権限移譲に伴う関係条例の整理に関する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、県が行う花火大会等における煙火の消費許可申請の受理、審査及び許可に関する業務に関し、住民サービス、利便性の向上を図るため、令和７年４月１日から業務権限の移譲を受けることから、関係する条例、三股町使用料及び手数料徴収条例及び三股町消防団条例の一部を改正するものです。

次に、議案第５号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、行政改革を推進する観点から、ふるさと納税推進室を企画商工課に編入し、シティプロモーションや特産品の掘り起こしをさらに強化し、ふるさと納税の推進を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第６号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、天神原団地の一部及び今市団地の一部を用途廃止したことによる管理戸数の更新に伴う改正を行うものであります。

次に、議案第７号「三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の単価の改正等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第８号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の能率給の月額の上限を２万円から３万円に引き上げるため、改正するものです。

次に、議案第９号「三股町ふるさとの森おこし条例を廃止する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、当該条例が平成６年１２月制定され、既に３０年経過し、所期の目的を達成したことから、廃止するものです。

次に、議案第１０号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険

税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準額を引き上げるものであります。

次に、議案第11号「地籍調査後の施設位置変更に伴う関係条例の整理に関する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、地籍調査後の位置の変更に伴い、三股町公民館の位置及び管理に関する条例及び三股町地区コミュニティーセンターの位置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

次に、議案第12号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第10号）」についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年度の会計年度末を控え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定あるいは内示等により、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額148億5,913万3,000円から歳入歳出それぞれ2億6,594万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億9,318万8,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

国庫出資金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億5,001万8,000円、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金773万円などを減額補正し、障がい者自立支援給付費負担金391万7,000円、障がい児施設給付費等負担金816万9,000円などを増額補正するものであります。

県支出金は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金411万1,000円、現年発生農地農業用施設災害復旧事業補助金5,604万4,000円などを減額補正し、障がい児施設給付費等負担金408万4,000円などを増額補正するものであります。

財産収入は、町有地売却収入378万8,000円などを増額補正するものであります。

寄附金は、企業版ふるさと納税1,060万円などを増額補正するものであります。

町債は、現年発生農地農林施設等災害復旧事業8,020万円を減額補正し、集落防災治山事業220万円を増額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、結婚新生活支援事業補助金540万円などを減額補正し、時間外勤務手当410万円などを増額補正するものであります。

民生費は、低所得者給付金9,722万円、調整給付金（定額減税不足分）4,782万円などを減額補正し、障がい者自立支援給付費783万5,000円、障がい児施設給付費1,633万9,000円などを増額補正するものであります。

衛生費は、塵芥収集運搬委託料ほか1,370万5,000円などを減額補正し、住民向け再生可能エネルギー導入促進補助金205万円などを増額補正するものであります。

農業費は、森林経営管理制度委託料ほか899万7,000円などを減額補正し、農村地域防災減災事業業務委託料200万円などを増額補正するものであります。

土木費は、町営住宅倉庫設置業務委託料257万8,000円などを減額補正するものであります。

教育費は、総合文化施設特定天井耐震改修設計業務委託料ほか614万2,000円の減額などを増減額補正するものであります。

災害復旧費は、耕地災害復旧事業1億2,424万9,000円を減額補正し、災害測量委託料1,984万6,000円などを増額補正するものであります。

諸支出金は、森林環境譲与税基金積立金1,035万1,000円を増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、「第2表 繰越明許費補正」については、再生可能エネルギー導入促進事業のほか、5事業を追加するものであります。

次に、「第3表 債務負担行為補正」については、役場庁舎脱炭素化推進事業について、限度額の変更を行うものであります。

次に、「第4表 地方債補正」については、集落防災治山事業を追加し、現年発生農地農林施設等災害復旧事業について、限度額を変更するものであります。

次に、議案第13号「令和6年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額29億2,237万4,000円から、歳入歳出それぞれ1,186万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,050万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金を減額補正するものであります。

歳出の主なものは、諸支出金を増額補正し、総務費及び予備費を減額補正するものであります。

次に、議案第14号「令和6年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億4,223万7,000円から歳入歳出それぞれ60万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,163万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料を増額補正し、一般会計繰入金を減額補正するもの

であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を減額補正するものであります。

次に、議案第15号「令和6年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額23億2,324万1,000円に歳入歳出それぞれ890万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,214万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険料、国庫支出金及び支払基金交付金を増額補正するもので、歳出の主なものは、介護予防・生活支援サービス事業負担金を増額補正するものであります。

次に、議案第16号「令和6年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2,330万1,000円から歳入歳出それぞれ39万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,291万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、サービス収入を減額補正するもので、歳出の主なものは、会計年度任用職員の職員手当の執行残を減額補正するものであります。

次に、議案第17号「令和7年度三股町一般会計予算」についてご説明申し上げます。

令和7年度の予算編成に当たっては、予算編成方針に基づき、国・県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向を見て予算編成を行ったものであります。

我が国の経済は、33年ぶりの高い水準となった賃上げを実現し、成長と分配の好循環は動き始めています。長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行できるかどうかの分岐点にあります。

令和7年度の地方財政計画では、地方財政の一般財源総額について、令和6年度の水準を確保することを基本に、地方財政対策が講じられ、地方交付税については、前年度比1.6%、2,904億円の増となっています。

本県においては、財政健全化指針に基づき、引き続き健全な財政運営を維持し、人口減少対策、防災・減災、国土強靱化対策などの諸課題に的確に対応するとともに、将来を見据えた基盤づくりと、新たな成長活力の創出に向けた施策を積極的に展開することとしております。

このような国の動向や県の情勢を踏まえた令和7年度の本町財政の見通しについては、歳入面において、町税等は、高水準の賃上げ、企業の設備投資など成長と分配の好循環等を受け、令和6年度に対し1.9%の増、町債が脱炭素化推進事業の積極的な展開により159.1%の増を見込んでいます。

また、地方交付税については、地方財政の一般財源総額において、令和6年度地方財政計画の

水準が確保されたことに伴い、令和6年度に対し5.6%の増を見込んでいます。

歳出面では、義務的経費が人事院勧告等による人件費、社会保障関連経費の扶助費などにより7.1%の増、経常的経費がシステム標準化、各委託業務の人件費の増や物価高騰等の増に伴う物件費などにより3.5%の増、投資的経費が各公共施設の脱炭素化推進事業、総合文化施設特定天井耐震改修事業などにより139.6%の増を見込んでいます。

令和7年度において、第6次三股町総合計画に基づき、まちの将来像「自立と協働が織りなす元気あふれるまち 三股」の実現に向け、町民生活の向上と町土の均衡ある発展を図るため、引き続き諸施策の着実な推進が求められます。

また、時代の変化に柔軟かつ迅速に対応し、常に町民との協働の視点を意識し、創意工夫を凝らした施策の展開が必要となります。

令和7年度当初予算の編成におきましては、行財政改革の継続、さらなる財政の健全化、持続可能な町財政運営への転換に努めるとともに、目まぐるしく変化する社会情勢や多様な行政需要への対応を図るため、中長期的視点に立ち、限られた財源の効率的な配分に努め、本町歳入に見合う予算規模の範囲において、本町の魅力を最大限発揮できるよう予算編成を行いました。

まず、第1条において歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ145億6,000万円と定めるものであります。

「第1表 歳入歳出予算」の概要についてご説明申し上げます。

令和7年度は、対前年度比14.5%、18億4,000万円の増となっており、過去最大の当初予算額となっています。

歳入のうち、自主財源は、47億1,038万5,000円で、構成比32.4%、依存財源は98億4,961万5,000円で、構成比67.6%となっており、自主財源は前年度より2億3,777万7,000円増となりましたが、構成比は2.8%減となっています。

次に、歳出予算における性質別状況においては、義務的経費が74億4,052万7,000円で、構成比51.1%、経常的経費が51億958万6,000円で、構成比35.1%、投資的経費が20億988万7,000円で、構成比13.8%となっており、前年度より義務的経費、経常的経費の割合が減少し、投資的経費の割合が増加となっています。

次に、「第2表 継続費」については、交流拠点施設整備事業を設定するものであります。

次に、「第3表 債務負担行為」については、住基ネット庁内基幹システム更新事業ほか6事業を設定するものであります。

次に、「第4表 地方債」については、役場庁舎等脱炭素化推進事業ほか、総額で9億5,120万円の借入れを予定しているものであります。

次に、歳出予算の投資的事業の主なものについて、ご説明申し上げます。

継続的な事業として、都城市郡医師会病院心臓・脳血管センター整備事業１億４,３６０万６,０００円、勝岡地区自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業４,７００万円、道路維持補修事業８,４７３万６,０００円、島津紅茶園切寄線道路整備事業６,３５２万６,０００円、総合文化施設特定天井耐震改修事業２億５,９３１万４,０００円、新規事業として、各公共施設の照明ＬＥＤ化、太陽光発電設備等の設置を行う脱炭素化推進事業４億８,９０２万６,０００円、法人の地域密着型特別養護老人ホーム建設に補助する地域医療介護総合確保基金事業費補助金２億４,４４９万１,０００円、長寿命化計画に基づき校舎の外壁改修を行う勝岡小学校普通教室棟外壁改修事業４,３５０万円、国民スポーツ大会に備え床の全面改修を行う武道体育館床改修事業５,３５０万円４,０００円など、総額で２０億９８８万７,０００円の投資的事業の予算となっております。

次に、投資的事業以外の新規事業及び重点取組実施事業についてご説明いたします。

主な新規事業としましては、令和６年所得税及び定額減税の実績額に不足額が生じた人に、不足額を給付する定額減税補足給付事業１億９８７万５,０００円、地球温暖化対策など環境課題に取り組むための基本指針として策定する環境基本計画策定業務委託事業５７６万４,０００円、脱炭素化推進事業の一部の事務執行を外部委託する脱炭素化推進事業（普及促進）業務委託事業５００万円、農業振興地域整備計画の策定を行う農業振興地域整備計画策定業務委託事業２７９万４,０００円、小学生を対象にフッ化物洗口事業に取り組むフッ化物洗口事業１５０万９,０００円、国民スポーツ大会の準備運営を行う国民スポーツ大会三股町実行委員会負担金３００万円などに取り組みます。

また、重点取組事業として、引き続き乳幼児・小中学生の医療費を助成する子ども医療費助成事業１億２,３８３万３,０００円、保育料第一子無償化を含む保育所、認定こども園に対する運営費の経費として、施設型給付費事業２１億４,９８１万２,０００円、中学生の給食費の無償化対策として、三股町学校給食費負担軽減補助事業４,７４１万５,０００円、給食費の物価高騰対策として、三股町学校給食費支援事業３,９３８万円などに取り組んでまいります。

最後に、町が進める各種まちづくり施策に、ふるさと未来寄附金を有効活用することによって、三股町を応援してくださる町外の方々のご厚意に応えさせていただきます。

次に、議案第１８号「令和７年度三股町国民健康保険特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２８億７６万７,０００円とするもので、対前年度比３.６％、１億４７６万３,０００円の減となっております。

歳入の主なものは、対前年度比で国民健康保険税が１.４％、県支出金が１.９％、繰入金が３.５％、繰越金が２９.５％と、それぞれ減となっております。

歳出の主なものは、対前年度比で、総務費が7.4%、保険給付費が1.7%の減、国民健康保険事業納付金が0.2%、保健事業費が1.1%の増となっております。

次に、議案第19号「令和7年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,042万9,000円とするもので、対前年度比6.5%の増となっております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び繰入金を、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金等を広域連合の見込みにより計上したものであります。

次に、議案第20号「令和7年度三股町介護保険特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,488万2,000円とするもので、対前年度比で1.1%、2,534万9,000円の減となっております。

歳入の主なものは、対前年度比で介護保険料が1.9%の増、国庫支出金が1.1%、支払基金交付金が1.4%の減となっています。

歳出の主なものは、対前年度比で総務費が2.8%、保険給付費が1.6%の減、地域支援事業費が4%の増となっております。

次に、議案第21号「令和7年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,189万6,000円とするもので、対前年度比で11.6%、227万円の増となっております。

歳入の主なものは、対前年度比で繰入金が69.2%の増で、歳出の主なものは、対前年度比で総務費が14.7%の増となっております。

次に、議案第22号「令和7年度三股町水道事業会計予算」について、ご説明申し上げます。

水道事業は、安全で良質な水を、安定的に供給することに努めているところであり、地方公営企業の予算においては、企業の効率的運営に主眼を置き、予算編成しております。

まず、第2条において、業務の予定量として給水戸数を1万1,670戸、年間総給水量を247万立方メートルとするものであります。

次に、第3条において、収益的収入及び支出の予定額として、収入を4億2,284万5,000円、支出を4億218万2,000円とするものです。

収益の主なものにつきましては、給水収益が3億7,457万円で、収入全体に占める割合は88.6%となっています。

費用の主なものにつきましては、職員給与費、委託料、動力費及び減価償却費です。

次に、第4条において、資本的収入及び支出の予定額として、収入を1,232万円、支出を2億1,640万8,000円とするものです。

収入の主なものは、負担金1,231万8,000円を予定し、支出の主なものは、施設費、固定資産購入費及び企業債償還金です。

なお、第4条予算の収支不足額2億408万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

老朽更新や耐震適合を伴う配水管布設替え工事及び寺柱配水ポンプ場（中央地区第3水源地）の電気計装設備更新工事を予定しております。

次に、議案第23号「令和7年度三股町下水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

下水道事業は、衛生的で快適な生活環境の推進と、公共用水域の水質汚濁防止を図ることに努めており、地方公営企業の予算においては、企業の効率的運営に主眼を置き、予算を編成しております。

令和7年度も、引き続き事業計画区域内の未整備地域の管渠工事及びし尿・汚泥処理棟の施設整備を実施するとともに、供用開始区域での接続率向上に努めてまいります。

まず、第2条において、業務の予定量として、処理戸数4,111戸、年間総処理量を81万5,000立方メートルとするものであります。

次に、第3条において、収益的収入及び支出の予定額として、収入を4億7,248万2,000円、支出を4億3,796万5,000円とするものです。

収益の主なものにつきましては、下水道使用料が1億4,926万1,000円で、収入全体に占める割合は31.6%となっています。

費用の主なものにつきましては、職員給与費、委託料、動力費及び減価償却費です。

次に、第4条において、資本的収入及び支出の予定額として、収入を10億8,816万4,000円、支出を11億9,300万9,000円とするものです。

収入の主なものは、国庫補助金4億9,516万円を予定し、支出の主なものは、管渠建設改良費、処理場建設改良費及び企業債償還金です。

なお、第4条予算の収支不足額1億484万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

主な建設改良費につきましては、下水道管渠工事及びし尿・汚泥処理棟の施設整備を予定しております。

次に、議案第24号「都城市との定住自立圏の形成に関する協定書の締結」について、ご説明申し上げます。

本案は、平成21年10月に締結した定住自立圏形成協定に基づく、都城広域定住自立圏共生

ビジョンの第4次改定に伴い、改めて協定を締結するものです。

次に、議案第25号「第1期みまた子ども・子育て応援プランの策定について」、ご説明申し上げます。

本案は、本町における教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制の整備や、こども・若者の健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、令和2年3月に策定した第2期三股町子ども・子育て支援事業計画及び第2期三股町次世代育成支援行動計画（後期計画）の改定計画となるものです。

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく三股町子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく三股町次世代育成支援行動計画に、国のこども大綱やこども基本法を勘案し、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく三股町子どもの貧困対策計画や、子ども・若者育成支援推進法に基づく三股町子ども・若者計画を包含し、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間として策定するもので、三股町議会基本条例第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第26号「町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、道路付け替えに伴う1路線について、路線の廃止を行うものであります。

次に、議案第27号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、路線の廃止に伴う残存道路2路線について、認定を行うものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は、町長が議会の意見を聞いて、法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することになっております。

現在、人権擁護委員として3期目であります栗畑実余子氏が、令和7年6月30日をもって任期満了となるところでありますが、これまでの人権擁護委員の実績と、現在、民生委員児童委員の職にあり、幅広い経験から引き続き最適任者として、令和7年4月3日までに推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、25議案と諮問1件について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 補足説明があれば、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第4. 会期決定の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月２４日までの２２日間とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から３月２４日までの２２日間とすることに決しました。

なお、日程の詳細については、配付してあります会期日程（案）のとおりであります。

ここで、しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前11時45分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前11時47分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

.....
○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時47分散会
.....

令和7年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和7年3月10日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和7年3月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1 番 岩津 良君	2 番 中原 美穂君
3 番 上西 雅子君	4 番 西村 尚彦君
5 番 田中 光子君	6 番 堀内 和義君
7 番 新坂 哲雄君	8 番 楠原 更三君
9 番 堀内 義郎君	10 番 内村 立吉君
11 番 指宿 秋廣君	

欠席議員(1名)

12 番 山中 則夫君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君

町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	福永 朋宏君
高齢者支援課長	……………	杉下 知子君	農業振興課長	……………	山田 正人君
都市整備課長	……………	田中 英顕君	環境水道課長	……………	岩元 勝二君
教育課長	……………	島田 美和君	会計課長	……………	瀬尾 真紀君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁を合わせて50分以内とすることをお願いいたします。

また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることといたしておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、田中議員。

〔5番 田中 光子君 登壇〕

○議員（5番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。質問順位1番、田中光子です。通告に従って行ってまいります。

質問事項1のデマンド交通についてですが、デマンド交通またはオンデマンド交通とも言います。これに関して、今までに令和2年9月に交通弱者について質問し、令和4年6月には持続可能な地域交通としてデマンド交通を取り上げ、令和6年3月には地域公共交通計画について、ドア・ツー・ドアの提供ということで一般質問を行ってきました。

1年前、町長の答弁では、利用者の希望に沿った公共交通の利用ができるサービスとしてデマンド交通の導入を検討する。計画では、令和7年度以降の中長期計画となっておりましたが、令和6年度に前倒しして着手する計画でありますということでしたので、今回の実証実験に至ったと喜んでおります。

そこで、質問の要旨①のデマンド交通のメリットや実証実験に踏み切った理由と実証実験された結果は、いかがだったのでしょうか。

あとは質問席にて行ってまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。デマンド交通のメリット、実証実験に踏み切った理由並びに実証実験の結果についてお答えいたします。

まず、デマンド交通のメリットは、地域の実情に応じた公共交通サービスの提供にあります。つまり、デマンド交通は、利用者の需要に応じて運行するため、時刻表に縛られず、利用者の希望する時間と場所に合わせて柔軟な運行が可能なことであります。

本町の地域公共交通計画において、基本方針３の地域住民主体の取組等の推進による交通空白地帯の解消を図る事業としまして、デマンド交通の導入を進めているところでございます。

実証実験の目的は、デマンド交通の仕組みについて、まずは町民に知っていただくこと、使っていただくことをメインに、利用者の意見、地域の意見及び管理者側の意見をアンケートや会合により集約して、乗降ルート、乗降時間等、地域ニーズに応じた運行の検証を通じて、運行システムづくりの第一段階として取り組むものであります。

実証実験の内容は、令和７年２月１日から２８日の１か月間、バスロケーションシステムを活用しまして、交通空白地帯として長田地区を選定した上で、長田地区と市街地を結ぶ指定した施設での乗降時間を会員登録することで、事前予約するものであります。予約事務、車両運行の管理業務を民間に委託して取り組みました。そして、利用者や管理者側のアンケート調査の実施や、長田地区過疎対策協議会を通じた会合を通じて、意見等を集約しております。

実証実験の結果は、会員登録者２３名で、１８件の予約実績であります。

利用者のご意見では、病院利用者から診察時間に左右され、帰りの時間を事前に予約することが難しいとの意見がありました。また、運転士、管理者のご意見としては、乗降順番の間違いやルート表示等や会員登録の仕方の改善が挙げられております。

課題やアンケート調査結果等の集約・検証を踏まえまして、過疎対策協議会を通じた会合による意見集約をしつつ、必要に応じて検証後の改善を加えた実証実験も考慮しながら、デマンド交通の方向性を引き続き見定めていきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 先ほど町長が言われたように、デマンド交通のメリットは利用者側でダイヤや運行ルートによらず利用できますので、自由な移動が可能になります。また、経路を最短で設定できますので、乗車時間も短時間で、運用面も予約に応じて運行しますので、無駄な運行が発生しませんということでした。

デマンド交通の実証実験を行う理由としては、一般的に町民バスの運行ダイヤが合わないとか、バスの乗車時間が長いとか、バス停が遠いといった声を聞いているところから、停留所を増設し、路線やダイヤによらないデマンド交通の実証実験を行い、くいまーバスとの比較等を行われたと思います。

それでは質問要旨②に入りますが、実証実験に向けて住民への周知方法は何回、どれぐらい行われたのでしょうか。また、今回のエリア設定を決められた理由をお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 住民への周知の仕方並びにエリア設定の根拠についてお答えしたいと思います。

まず、周知の仕方につきましては、令和7年2月1日号の回覧に掲載したほか、対象エリアであります長田地区には全戸配布を行っております。また、併せまして町公式LINE、フェイスブックで情報発信や高齢者サロンを活用したところでございます。また、乗降バス停となっている施設約40か所に案内を送付しまして、施設利用者への声かけにご協力をお願いしたところでございます。

次に、長田地区を選定した根拠につきましては、現在のくいまーの各コースと比べ、日常的に利用頻度の高い通院、買物、金融機関等のある市街地との距離があることや、利用者の高齢者率が高いこと、将来的な人口動態の地域事情を考慮した上で選定したものでございます。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今回は実証実験だったので、長田地区という一つの箇所を選定されたのは分かりますが、私が皆様に利用してもらいたくて、お声を聞かせてくださいと、長田方面へチラシを数十件持って回りました。その中での声は知っています、1回利用してみたいとか、回覧で見ましたとか、あとは知らなかったという方もいらっしゃいました。ぜひ、利用してお声を聞かせてくださいってチラシをお渡ししました。

私も今回の実証実験を長田峡まで利用させていただきました。ノンステップバスで乗り降りがしやすくて、とても快適で便利でした。時間的に、今回は実証実験なので、長田峡で時間を潰さないといけないんですよね。ちょっとその時間が長くって困ったんですけども、でもおかげさまで長田峡の課題となるとところを見つけることができたので、よかったかなと思います。

くいまーバスも運行されているようでしたが、その期間にくいまーバスを利用された方は何人ぐらいおられるか分かればいいんですけど、お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） すみません。定期路線の部分については通常とおり運行させていた

いただきましたけど、このデマンドバスの運行と合わせて、くいまーるバスの乗者数についてはちょっと把握しておりませんので、またよければ後日でも、また確認でき次第報告させていただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） この要求資料の４に、先ほど町長が言われた結果が載っているんですけども、その中でアンケートの利用者の意見が一番下のほうに載っているんですけども、通院の人で先ほど言われたように行き時間は時間があつたが帰りは前日の予約なのでくいまーるを帰りは利用したということで。もう一件は、前日予約は診療時間がどれぐらいかかるか分からないので帰りの便が利用できないということ、また当日予約できる方法を検討してほしいなどの意見がありましたので、課題も見えてきたと思いますので、これを踏まえての改善、検討はこれからされると思いますが、どうなっているのかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今おっしゃったとおりですけども、約１か月間の実証実験の中で見えてきたいろんな課題等がございます。これについては、まず一番は地域の方々のほうと、まだ会合等を通じてこういった課題の洗い出しなり整理をしていませんので、まず地域、長田地区の方々とこういった課題等も踏まえて、どういった方向がいいのか、まず意見を聞いていきたいなと思っております。それを踏まえた上で、また行政係、担当課のほうで内容等を精査した上で、また新たな方法等を出していきたいと。

それとあと、先ほど町長のほうからお話がありましたけれども、今回の実証実験は本当にまず知ってもらいたい、使っていただきたい、これが第一でございまして、その後、これを第一段階というふうに考えれば、次のまた実証実験も考えながら、改善した上で、さらにそこでまた意見を拾っていくという形を踏んでいきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） この実証実験はあつて、次を考えているというのは、やっぱり長田方面なんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 現在のところ、町内における第一に交通空白地帯地域ということを考えれば、先ほど理由として根拠の理由を申し上げたんですけども、そういった点からは、現在のところは長田地区というところを設定した上での取組というふうに考えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 昨年に一般質問した中で、私は「計画段階で住民との意見交換を行って、ニーズの把握が必要と考えますが」と、その質問に対して回答が、「交通空白地帯の解消に向けての取組については、対象地域住民の交通事情や要望に対し、意見交換を重ねながら実現化の高い取組を模索していきたい」と言われていました。

今回は長田方面だけでしたが、そこで質問要旨③交通空白地のほかのところは、いつぐらいにデマンド交通が可能になるのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ほかの交通空白地域へのデマンド交通の可能性についてお答えしたいと思います。

今回の長田地区の実証実験は、本町におけるデマンド交通運行システムづくりの第一歩であります。

行政側の一方的なシステム構築にならないよう、利用者、地域、管理者側が納得できるシステム構築を図るため、実証実験後も運行費用、運賃、管理者、整備等の段階的に時間を要して検証していく必要がございます。

したがいまして、システム構築後のほかの交通空白地帯への汎用性は十分に可能と考えておりますが、現在のところシステム構築の道半ばでございますので、次期地域を示しての取組は考えていないところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 今のところ考えていないということで、餅原や宮村、蓼池でも取組を待っておられるんです。なので、長田地区のデマンド交通が順調に進んだら、ほかの地域も早く取り組んでいただきたいと思います。

システムとしては、はじめに登録して予約を入れます。バスで長田方面から子供が習い事をしているということで、一人でこの近辺まで乗る方がいらっしゃるようなんですけれども、そういう子供は、親が予約すれば利用はできるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今おっしゃったとおりです。デマンドという意味、地域の住民方が利用しやすいような交通便にしたいというのが目的でありますけれども。

先ほど言いましたように、まず地元の方々の意見を聞くということで、今窓口としまして長田地区の地域過疎対策協議会、こちらの窓口に話をさせていただいております。その中に、この前聞いたところ、なかなか子供さん、PTAを含めて、その中にはちょっと呼ばれていないという話も聞いていましたので、今回は子供さんを持ちの方々も含めたところでの意見交換をしてい

きたいというふうに考えています。

その中で、そういった意見とかも出てくると思いますので、その辺も実証実験でできるのかどうなのか、時間の取り方ができるのかどうなのか、そういった意見交換をしていきたいと、そこからまた考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 以前の調査で免許返納意向の方が７割近くおられ、免許保有者の意見としては、運転が苦痛、不安を感じ始めており、できれば運転を控えたいが、ほかに代わる交通手段がないため運転を続けているとの回答でした。このような結果の下、デマンド交通に取り組まれたと思います。

今回は、いろいろな課題を踏まえて改善されての運行と思います。運行に関してもっと住民への周知が必要で、１回や２回説明しても理解できない方もおられますので、丁寧な説明で理解していただける努力をお願いします。腹落ちしないと行動に結びつかないので、ぜひよろしく願いします。

では次に、質問要旨④デマンド交通の路線定期型交通、それぞれの特徴を踏まえた上で、住民ニーズに合った方法を選択することが大切だと考えますが、より使いやすく便利な交通の今後の展望をお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 地域公共交通の今後の展望についてお答えいたします。

令和６年４月に市街地循環の新路線をスタートさせたところでございます。

１２月までの９か月間の利用者数は２万１２３人で、前年の同期間と比較しまして６２％増加している状況です。定時定期路線型交通の成果と捉えております。

デマンド交通、定時定期路線はどちらにもメリット、デメリットがあると考えます。

三股町地域公共交通計画に照らし、運行に関わる法規制、民間交通事情等や財源、費用対効果、運行管理等を考慮して、実際に実現可能であるか検証した上で、三股町公共交通会議に諮りながら、住民、地域のニーズに少しでも応えられるような運行を導いていきたいと考えております。

現在は、デマンド交通システムの構築に集中して取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 前回も申し上げましたが、ＳＤＧｓ１１の住み続けられるまちづくりの２では、２０３０年までに女性や子供、障がいのある人、お年寄りなど、弱い立場にある

人が必要としていることを特によく考え、公共の交通手段を広げるなどして、全ての人が安い値段で安全に、持続可能な交通手段を使えるようにする、との達成目標が掲げられています。あと5年で達成できるのか、どうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 地域公共交通計画にも載せていますので、この5年のうち、あくまで目標でありますけれども、そういった目標に、実現に向けて段階的に取り組んでいきたいなというふうに思っています。

特にデマンド交通は、本当、初めて取り組む事業でございますので、その地域の皆さんのニーズに応えられるよう、ニーズにそぐわないものをやっても意味はございませんので、そういった地域の方々のニーズにあったデマンド交通、これが長田地区で実際実証できますと、それをまた、ほかの地域にも汎用できるというふうに考えていますので、この長田地区をぜひ成功させていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今回は何か所かバス停を増やしての実証実験でしたが、バス停まで遠いという方がかなりいらっしゃるんですね。なので、前回質問したように、ドア・ツー・ドア、つまり玄関から目的地までの自由な設定での運行をお願いして、次の質問に移ります。

次に、質問事項2の墓じまいについてです。

墓じまいとは、今あるお墓を撤去、解体、更地にして、使用权を返還することを指します。厚生労働省の発表によれば、2021年度の墓じまいの件数は11万8,975件でした。10年前に当たる2011年度の墓じまいの件数が7万6,662件だったようで、約4万件も増加していることが分かります。少子高齢化やライフスタイルの変化に伴い、墓じまいを選択する方が増えています。

そこで、質問要旨①町営墓地での墓じまいの相談件数はどれくらいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 町営墓地の、いわゆる墓じまいにつきましては、一般的に、今あるお墓を片づけたい、しまいたいとのご趣旨と考えております。

本町の墓地公園、墓苑高才原における墓じまいという趣旨に限った相談件数につきましては、記録等していないところでありますけれども、資料5をご覧ください。左上になります。

今年度につきましては、全体で一般的なご相談というところで8件ございました。そのうち墓苑高才原についてのご相談はなかったという状況でございます。

いわゆる墓じまいは、墓地、埋葬等に関する法律、墓理法で規定される改葬の手續に当たりま

すけれども、参考までに墓苑高才原における状況につきまして、資料5の右上の表をご覧ください。

平成30年度から現在まで、実際に改葬の手続を経まして、区画の返還に至りました件数は4件となっております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 墓じまいが増加する要因として考えられているのが、核家族化と高齢化の加速です。核家族化、高齢化が進んでいることで、そもそも墓を継いでくれる後継者がいないといった人や、子供に墓の管理を負担させたくないなどの理由で、自らの代で墓じまいを選択する人も現れています。先ほど言われた要求資料の5にある相談件数の内容はこういったものか分かればお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えいたします。

相談は、先ほど申し上げた改葬の手続に当たるところになりますので、どういった手続が必要なのかというふうにご心配されてご相談される方、あるいは具体的にこういうふうに持っていきたいんだがということでのご相談だったり、一般的にはお墓を移されるという趣旨でのご相談、こういうのが主になります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 本町では、子供が県外へ出るケースが多いと思います。お墓が遠方にあるためお墓参りに行きにくいといった理由で墓じまいを決める人もいます。年を取るにつれ遠方のお墓参りやお墓の管理自体を負担に感じてしまうことがあると思います。

それでは質問要旨②、どのような流れや手続によって墓じまいをしていくのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） どのような流れや手続によって墓じまいを進めていくのか、とのご質問にお答えをいたします。

先ほどご説明いたしましたとおり、墓地埋葬等に関する法律に基づくところでは改葬に当たり、手続はこれによることとなります。本町は窓口等のご案内で、要領、流れとしてお示ししている内容についてご説明いたします。

資料5、中ほどの表をご覧ください。真ん中の枠がお手続を取られるご遺族や承継者の方などになります。右端の枠、収蔵元が現在納められている場所になります。反対に左端の改葬先、こちらが改葬で移そうとされる場所になります。

初めに①の事項、新たな受入先となります墓地、納骨堂などの改葬先から権利を取得いただく必要があります。続いてその下、②で受入証明書、受入れが可能であるということを証明するものを取得していただきます。

次に右へ移りまして、③の事項、現在、埋葬または焼骨の収蔵場所であります墓地、納骨堂などから収蔵証明書、納められている事実を証するものを取得していただきます。

以上整いましたら、下に向かいまして④の事項、町に対して先の証明書を添付した改葬許可申請書をご提出いただきまして、⑤改葬許可証を取得いただきます。

実際に⑥⑦で収蔵元からお引取りに至りまして、最後⑧⑨にて改葬先へご安置をされるという、以上が一連の要領、流れになります。

また、ご説明した改葬の手続以外に、現在納められている場所に対しましては、その場所に応じた規定に基づいた返還などの手続が必要になります。例といたしまして、墓地公園、墓苑高才原にお納めの場合は、三股町墓地公園条例及び同施行規則の定めに基づきまして、資料5の一番下に概要ですが記載をしております。お墓をしまうということであれば、墓地区画をお返しいただくということになりますので、墓地へ返還届の提出とともに、区画を現状に復していただき、町による状況確認の上、承認という要領、流れになります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 分かりました。お墓を守る人がいないと永代使用権がなくなり、無縁墓として扱われるのが一般的だと思いますが、無縁墓になると墓地の管理者が遺骨を合祀することになるようですが、もしお墓を守る人がいないのであれば、無縁墓として扱われる前に墓じまいを検討してもよいということだと思わうんですけども、誰がお墓を継ぐか、保証人のような把握は本町ではどのようになっているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えします。

申請を終わって、使用をされる方の、承継をされる方がどなたであるかということをごこちらのほうでも調査をして、そういう場合に承継の可能性のある方に対してお話をさせていただくという手続を取っています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 一般的にはお墓を継ぐのは故人の子供ですが、しかし、墓地の管理規定によっては子供でなくても、甥や姪などの親戚もお墓を継ぐことができると思いますが、勝手に墓じまいを決めてしまうと、後々トラブルになりかねないため、まずは親族でお墓を守つ

てくれる人がいないかを確認したほうがよいと思われます。

で、質問要旨③、墓じまいにかかる費用の一部の助成はないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 墓じまいにかかる費用の一部助成はないかのご質問にお答えいたします。

墓じまいにかかる費用といたしまして、墓地公園、墓苑高才原の例でございますと、主に墓地返還に伴って必要になる費用ということになるかと思えます。こうした費用に対する助成は現在、行っていないところでございます。全国的に見ましても、墓地の返還手続きに伴って必要となる費用への助成、これを行っている自治体は、いまだ少ない状況にあるというふうに捉えているところであります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 先ほど言われたように、自治体の墓じまいの助成は市町村が運営している公営墓地が無縁化しないための取組で行っているところもあります。事例としましては、群馬県の太田市や千葉県市川市などが取り組まれています。

墓地の運営は、墓地使用者が支払う年間管理費で賄われているようですが、管理費の支払いが滞る無縁墓が増え続けると健全な経営が難しくなってしまいます。各自治体が墓じまい、墓石撤去工事に助成金を出す背景には、お墓の継承者がいなくなった無縁墓が増えていることにあります。が、本町ではそのような荒れたところはないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えいたします。

現在、墓地公園、墓苑高才原では、そういった荒れたような状況というのはございません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 墓じまいをした後の供養方法として、近年注目されているのが、自然と調和した形の供養である樹木葬です。

樹木葬は、なかなかお墓参りに行けないとか、お墓の後継者がいなくて困っているなど、悩んでいる方に選ばれています。自分にもしものことがあったとき、お墓でなく自然に還してほしいと思ったことはないでしょうか。様々な方法から、比較的自由的な改葬方法を選べるようになってきました。

そこで、質問要旨④「子供たちに負担がかからない」「自分の想いに合っている」などがポイントでいろいろな形での埋葬が考えられますが、本町で樹木葬などの区画を設置できないでしょ

うか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 本町でも樹木葬などの区画を設置できないか、とのご質問にお答えをいたします。

お墓に関して、ご不安やご懸念も人それぞれであります。町といたしましては、町民の皆様が安心できるような墓地行政を目指していく必要があると考えております。新しい安置の形態といたしましては、ご質問の樹木葬のほかにも、合同墓や合葬墓、また、永代供養と呼ばれるような形態、また、ペットと共にいることができるような事例もあるなど、形態は多種にわたります。

また、携わる主体も、地域の墓地、納骨堂、管理組合や寺院、寺社など、そして、町と多様となっております。在り方、ありようについて、今後の状況を見ながら、町民の皆様のご意見、また携わる主体のご意見など交えながら、必要があれば慎重に検討してまいることといたしております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 確かにいろんな埋葬方法が今、選択されるときになってきました。

樹木葬は、お墓の代わりに樹木をシンボルにしますが、様々なタイプのものがあります。

樹木葬を選択するメリットとして、経済的な負担が少なくなる、お墓へのアクセスがよくなることがある、お墓の景観がよい、子供に負担をかけずに済む、季節を感じられるなどが挙げられます。お墓を受け継ぐ子供たちは、維持や管理のための時間や費用を担います。樹木葬の永代供養は、子供への負担が少ないと考えますので、今後検討していただきたいと考えます。

それでは、次の質問に移ります。

次に、質問事項３のＧＩＧＡスクール端末の更新についてですが、ＧＩＧＡスクール構想の背景として、２０１９年当時、日本の学校のＩＣＴ環境整備状況は脆弱であるとともに、地域間での整備状況の格差が大きい危機的状況、そして、学校の授業におけるデジタル機器の使用時間は、ＯＥＣＤ経済協力開発機構加盟国で最下位でした。

また、学校外でのＩＣＴ利用は、学習面ではＯＥＣＤ平均以下、学習外ではＯＥＣＤ平均以上、つまり、学校外における平日のデジタル機器の利用は、勉強や宿題に使われる時間が平均より少ないのに対し、ゲームやチャットに使われる時間が平均より多いという結果が、文科省の認識であったようです。

ＧＩＧＡスクール構想は、１人１台端末、通信ネットワークなどの学校ＩＣＴ環境を整備、活用することで、個人最適な学びと協働的な学びの一体的な充実などの教育の質を向上させようとする構想で、２０２１年度までにほぼ全国の小中学校で、その基盤が整備されてきました。その

ため、2025年度には端末の更新を迎えると思いますが、そこで、質問要旨①GIGAスクール端末の更新計画はどうなっているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） GIGAスクール端末の更新計画について、どうなっているかのご質問にお答えします。

第2期のGIGAスクール端末の更新計画としましては、県内の市町村でつくる宮崎県GIGAスクール構想推進協議会で、共同調達を行い、当該年度に調達する市町村が選定した業者から、令和7年度に2,277台、令和8年度に894台の新端末の導入を予定しているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今後もGIGAスクール構想を安定的に実現し、個別最適な学びと協働的な学び、充実に資するためにも、端末の日常的な利活用を実現する必要があると考えます。

そこで、質問要旨②本町において何台程度を新端末に買い換え、旧端末の処分をする必要があるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 何台程度を新端末に買い換え、旧端末の処分をする必要があるかのご質問にお答えします。

第2期のGIGAスクールでは、新端末に、先ほど言いました、7年度と8年度で3,171台買い換えを予定しております。旧端末につきましては、令和元年度と2年度に導入しており、バッテリーの経年劣化により起動時間が短くなっております。そのため、新端末を導入する業者に無料回収を依頼する予定としているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 資料6にあるように、処分台数が、令和7年度が1,874台、令和8年度が1,210台となっているようですが、ある新聞にこのようにありました。

GIGAスクール構想実現に向けたICT環境整備調査によりますと、GIGA端末の68%が2025年度中に、21%が26年度中に更新予定だ。端末でOS——オペレーティングシステムを切り替える市町村は12%、91%の市町村が都道府県の共同調達に参加する意向です。端末更新時期が集中することから、円滑な端末供給と更新作業が課題になりそうだ。との記事がありました。

端末更新に向けて自治体が備えておくべきこととして、1、端末の処分、買取り・廃棄は国が指定した端末処分方針に基づく事業者と契約すること、2、処分方法は事業者が認定を受けた範

囲内であること、3、情報機器の処分に十分な実績を有する事業者であること、4、データ消去を委託する場合は各ガイドライン等に基づき実施可能な事業者であることのようにありますが、では、質問要旨③G I G Aスクール端末等の処分に当たっては、法に基づき国の認定を受けた再資源化業者との連携は図られるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） G I G Aスクール端末等の処分に当たっては、法に基づき国の認定を受けた再資源業者との連携は図られているのかのご質問にお答えします。

宮崎県G I G Aスクール構想推進協議会における提案書では、新端末を導入する業者が回収し、国の定める小型家電リサイクル法認定事業者の資格を有する再資源化業者がリサイクルを行う予定になっております。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 必ずデータ消去が必要ですが、子供にとって一生を左右するデータが含まれている点に細心の注意が必要です。文科省のガイドラインに沿って、専用ソフトで消去を実施する予定でしょうか。初期化や物理破壊ではデータ消去は不完全ですので、次の質問の要旨④個人情報保護の対策はどうなっているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 個人情報保護の対策としましては、政府機関、大企業が採用するデータ消去方式を採用している小型家電リサイクル法認定事業者の中から、データ消去可能な業者へ依頼する方法を考えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 先日、G I G Aスクール端末についての研修を受講したときに言われていたのが、データ消去ソフトのログを用いて行うのが最も確実で、大量の端末を人が目検でチェックするのは限界があります。消去作業は一定比率で失敗するため、多様な消去方法へ対応が必要だとのことでした。

小型家電リサイクル法の認定事業者で、データ消去が確実で、パソコン等の処理実績が豊富な事業者であることが重要です。パソコンメーカーは法令上、他社製品の回収は不可な点に留意が必要と言われていました。そこで、質問要旨⑤G I G Aスクール端末の処分委託及びデータ消去の予算措置はどのように考えられているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 先ほど申しましたように、宮崎県G I G Aスクール構想推進協議会で共同調達を行うようになっておりまして、端末の導入業者が決定していないため、処分委託及びデータ消去等の費用は決定しておらず、今後、導入業者と協議することによって進めていくこ

とになります。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 端末が適正に処分されず、不法投棄や不正な海外輸出等の社会問題とつながることや、データ消去が適切に実施されず、個人情報漏えい等の責任を問われることが生じないように、所管課と責任を持って対応していただきたいと思います。情報漏えいにより、知事、市町村長が謝罪会見をした事例がこれまでありましたよね、ニュースで流れたと思います。そうならないように、GIGAスクール端末の処分に当たっては、認定事業者への委託及びデータ消去等がしっかり行われることを願いますが、町長の今後の取組についてご意見を伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま教育長のほうからお話がありましたように、まだデータ消去、データ導入、端末導入業者は決まっておきませんので、そちらのほうが決まり次第しっかりとした選定業者を選び、そして処分といいますか、データ消去が確実にできるように取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 委託先によって、先ほど言いましたように、情報漏えいになってしまうということが本当に重大な社会問題となりますので、本当にこの点をしっかり踏まえて委託先は考えていただきたい。委託先だから大丈夫だろうじゃなくて、ちゃんと取り組んでいただきたいと思います。

三股町に住んでよかった、三股町で安心と言っていただけのように、私はしっかり町民の声を聞いてまいりますので。これで一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより 11 時まで本会議を休憩します。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を計りやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。また、50分を超えた残りの部分につきましては、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができるとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

発言順位 2 番、岩津議員。

〔1番 岩津 良君 登壇〕

○議員（1番 岩津 良君） 発言順位2番、岩津良です。本日は通告に従いまして、3つの事項を質問を行っていききたいと思います。よろしくお願いいたします。

1月27日、文教厚生常任委員会にて、長野県の安曇野市、箕輪町、南箕輪村へ視察研修に行っていました。機会をいただき感謝申し上げます。どの自治体も様々な事業に取り組まれている内容のご説明や質疑応答をさせていただきました。その中で、南箕輪村の取組に大きく関心を抱きました。南箕輪村は、平成の大合併のさなか自立を選択し、いち早く子育て支援施策に取り組む、村内の人口の移住者の割合は73.3%と、高齢化率は23.8%と、また合併時以降の人口は約1万4,000人から現在は約1万6,000人と伸ばしていた村です。

その中で、これから取組として進めていくといただいた内容の中に、持続可能な自治会の運営を目指され、自治会運営業務のガイドラインの策定、また他団体の依頼業務の方向性についてという形で検討委員会を立ち上げ、これからの時代に合ったコミュニティーを創設していくということでありました。地域のコミュニティーの希薄化が叫ばれる中、大変関心のある施策だなというふうに感じました。

三股町においても、4月より回覧板の回数を2回から1回にするなど運営の改変等に取り組んでいただいている次第ではありますが、そのほかの運営や支部や地域の内容に当たり、多くの問題が山積しているものの一つとして、ごみに関する問題です。

以前の定例会、一般質問においても同僚議員より質問があったことでありましたが、やはり各地域におけるこの問題は続いている状況が見受けられると考えます。当番や役の担い、運営の関与が煩雑でかつ労力も気力もプライベートを重視していく世の中においては大きな負担となり、そのことがきっかけで自治公民館加入率の低下にも影響されていると考えられる場面も出てきているのではないかと思います。職場や仕事でも働き方改革やワークライフバランスの時代の中、暮らしの中にある自治が今後の時代に合っていく、また見据えたコミュニティーの再編に取り組む、また協働というものの捉え直しを考えていくことも必要なのではないかと強く思います。地域の実情も様々な場面があり、一長一短でかたすことではない問題ではあると思いますが、町の見解等で議論を深め見出していきたい、そのように思います。

それでは、質問要旨の①【三股町廃棄物の処理及び清掃に関する条例】においてです。この条例の中において第3条の2項に当たります。「町に」と書いてますけれども「町は」ですね、訂正いたします。「町は廃棄物の適正処理等に関する町民及び事業者の自主的な活動を支援し、これらに関する意識の高揚を図らなければならない。」というふうな形で町の責務として記載されておりますが、具体的に活動の支援及び意識高揚に係るために実施された施策や内容をそれぞれご教示ください。

残りの質問は、質問席にて発言させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 【三股町廃棄物の処理及び清掃に関する条例】において、（第3条の2）「町は、廃棄物の適正処理等に関する町民及び事業者の自主的な活動を支援し、これらに関する意識の高揚を図らなければならない。」とされていますが、具体的に活動の支援及び意識高揚を図るために実施された施策の内容をそれぞれご教示くださいとの質問についてお答えいたします。

町では、廃棄物の適正処理及び減量化、そして意識高揚のため各種取組を行っているところであります。まず、廃棄物自体を減らす目的で、ごみ減量化講習会を平成26年度から毎年実施しております。受講者には、生ごみの堆肥化が図られる処理器、コンポストやばかし容器を貸与し、2年間のモニタリングなど長く使用いただけるよう取組を行っております。同様に、堆肥化が可能な剪定枝については、一般廃棄物最終処分場へ直接搬入できる環境を整えております。いずれも廃棄物の減量化につながる自主的な活動の促進、支援を図っているところであります。

また、廃棄物を資源とする目的で、地域ぐるみで資源ごみ回収に取り組んでいただいております。回収所で使用する物品の支給や各所のリサイクルごみ回収指導員への報償費支給などを通じ、廃棄物の資源化につながる地域活動の促進、支援を行っているところでございます。そして、環境への広い関心が個人の意識、行動の変容を促すことで、家庭、地域、町全体で適正処理を進める力は高まっています。例年7月の初めに実施しますクリーンアップみまたや8月のエコロジーボランティア、そして年2回の町内一斉清掃などを実施し環境への関心を高め、町全体の廃棄物の適正処理につながる活動を行っているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ごみ減量化に当たる講習会ということで、コンポストに当たる生ごみの資源化というところの取組など様々ございますけれども、資源ごみに関しましても、また各地区公民館等の単位の中で様々設置されているところは見受けられるところでございます。

また、その中でもリサイクル事業ということで、公民館の活動の中でも取り組ましていただいている部分も各公民館していると思います。町としましても、資源ごみの回収の奨励金という形で、公民館事業の運営の貴重な財源として支給いただいているというところに関して大変ありがたい限りではあるんですけれども、また資源ごみ等に関しましては、後ほど質問をさせていただく次第ではありますが、やはりなかなか、ごみに関しての関心というところが少し薄れてきている部分がある中で、一般的な廃棄をする家庭ごみというところに関して、ごみステーションの取扱

い等はなかなかルールが守れなかったりとか、いろんなステーションの集積場所の方法や形は様々ありますけれども、ここに関しては、公民館加入に関しても支部加入に関しても、なかなか秩序が守れないケースというところがございましたので、今回の質問に移らせていただいたところであります。

その中で、各地域のごみの集積所というところの実施状況がどうなのかという形で、質問要旨の2の次の質問に移りたいというふうに思いますけれども、各地区の家庭ごみ等の集積所、またリサイクルの集積所の数はどれくらいあるのか、またその中で、各可燃ごみ等におけるごみステーションの中で、箱型、おり型という形で設置されているごみステーションの数というものがどれくらいあるのかというところで質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 各地区の可燃ごみの集積所、またリサイクル集積所の数はどのくらいあるのか、また、そのうちで可燃ごみ等における箱、おり型等のごみステーションの数は幾らかとのご質問にお答えいたします。

ごみの搬出場所となりますごみステーションにつきましては、本年2月1日現在419か所となっております。また、資源ごみの搬出場所となります資源ごみ回収所は、同じく2月1日現在35か所となっております。

次に、箱、おり型等のごみステーションの数は幾らかについてでございますが、ご質問の例にありますとおり様々な形態があるところですが、その内訳につきましては、現状で全体の把握はしておらないところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ご回答ありがとうございます。

箱、おり型のごみステーション、今、結構ネットで置き型ではなくて、散乱の防止などに加えてそういう設置をされる支部もございますけれども、現在把握はされていないというところでお聞きしております。

ごみステーションを設置をするに当たって、設置者というところが届出をされると思うんですが、その際にはおり型、箱型というところであつたりとかの内容の記録だったりとか、そういう控えというのは取られないのでしょうか。質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えいたします。

最初に設置の申請をいただく場合には、管理の方法を確認する必要がありますので、そういった中で把握はすることといたしております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（１番 岩津 良君） それでは、この箱、おり型の設置なんですけれども、様々な申請に当たって相談があると思います。結構、場所の問題がなかなか難しい場面もあったりとかあると思うんですけれども、そういったご相談の中で町として何か支援とか相談に対応して、例えば側溝にかかるとか、町道にまたがるとか、何かこう、個人の私有地だけではなくて、町としてこの設置場所に関して何か相談ということを受けるということはあるのかということをお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えいたします。

申請の場合には私有地、いわゆる私有地というところでの設置というのが基本にはなっておりまして、それはそういうところであります。

ただ、周辺の交通量の環境だったりとか、あと利用者の数が増えてしまうとか、そういった場合には現状で少し難があるというような相談がある場合には、一緒に現地を見に行きまして、例えば側溝、先ほど言われた側溝のところであったり、道路であったりすることもありますので、そういったところを適正にどうやって運用していったらいいかというところの相談を一緒に現地で対応させていただくことはしております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（１番 岩津 良君） 分かりました。

そのほかにおいて、このごみステーションの設置箇所というところが４１９件ございますけれども、このごみステーションの申請、設置者というところに関しましては、おおむねほとんどが各支部の方々の中で、それぞれの班等に分かれて申請をしているというところで、その方がごみのステーションの管理者という形で申請をなされているとは思いますが、支部加入されていない方に関しまして、過去の一般質問の答弁でもございましたけれども、おおむね１０世帯以上の方がまとまった区域ごとの申請に基づいて、町はごみの集積場所として指定することができるというふうになっているようですけれども、この４１９か所のごみステーションの個数の中で、公民館また支部管理以外の単独の設置というのは何件ございますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えをいたします。

現在のごみステーションの内訳ということで申し上げますと、４１９か所のうち支部でしたり班でしたり、地域の既存のコミュニティ組織で設置されている箇所が３０４か所ございます。

それ以外の115か所が民営であったり、集合住宅であったりというようなその他の設置主体となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 今、この公民館の加入率の減少というところが全国的にもありますけれども、叫ばれる中やはり、このごみの問題というところにつながってくるところで、また後ほど説明いたしますけれども、民営、集合住宅、アパート等もございますので、様々な形態がある中、全てが戸建て同士のステーションというふうにはないかもしれないんですけれども、私も各地域で見回りますと加入をしておらず単独で捨てていらっしゃる方や、加入していないんですけれども勝手に捨てているというふうな様々な相談というのが見受けられる部分はありますけれども、また後ほど加入率等関しまして質問をさせていただきたいと思います。

それでは、次の通告の事項に移りたいというふうに思いますけれども、次は資源ごみの回収場について35か所と記載されていますけれども、地域の世帯数に応じてこの設置の資源ごみの回収箇所というところは妥当なのかというふうに感じます。公民館の加入戸数だけではなくて、未加入の方も資源ごみの回収場所を捨てているというふうなところも見受けられるんですけれども、集積所は未加入者も含めて廃棄する世帯も多いのではなというふうに感じます。例えば、9地区とかだと2か所しかないんですけれども、世帯数としては結構多い地区でもあるのかなというふうに考えます。この資源ごみの回収箇所の妥当性というところに関して質問させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） これ④かな。

○議員（1番 岩津 良君） ごめんなさい、関連になるんですけれども。

○議長（指宿 秋廣君） 次の質問をお願いします。

○議員（1番 岩津 良君） すみません、それでは失礼いたしました。次の質問に、すみません、移らさせていただきたいというふうに思います。

次は、ごみステーションの環境面においてというところで、おり型、組立て型の集積所の費用の設置補助は行えないかというところでの質問なんですけれども、ネット型のステーションの置き型の部分のごみの集積所においては、鳥獣などの散乱が見受けられるというところで結構各地で見られます。一応、これを管理する各支部の地域の方々が掃除をされたりというところもあります。昨今では、折り畳み式というところの集積ボックスも開発されているというような商材もあります。

また、近隣自治体などでも補助等を行っているというところが見受けられますが、三股町においても、この集積所の設置の費用の補助というところはどのような検討なのか、質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 組立て式等の集積所の費用の購入設置の補助は行えないのかと
のご質問にお答えいたします。

まず、ごみ等の散乱の予防的な対策といたしましては、利用者へ前夜の排出をしないなど基本的なルール
の遵守の呼びかけ強化も場所によっては効果的であると、有効であるというふうに考
えております。本町ではステーション方式に当たって管理、運営の範囲にかかる費用を含めまし
て、それぞれの総意と工夫の積み重ねをいただいているところであります。

現在、ステーションに対する支援といたしましては、基本的な事項を記載した看板等の対応は
行っておりますけれども、管理費用に対しての補助は行っていないところです。費用への補助と
いう形に限らず、どのような支援策が可能か、要する経費等も考慮しながら検討をする必要があ
るところかと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（１番 岩津 良君） 様々場所の道の狭さと置場所の狭さと状況が様々ありますので、
全ての場所の設置というところも難しい場面もあるので、いろんな考えるところもあるかという
ふうに思うんですけれども、そこを管理して、掃除をする管理者の方々が役を回ってきたときに、
なかなかそこに関し大変だなというふうに感じられて、支部等を脱退するということだったり
とか、様々な場面がございます。

おり型が全て設置することは難しいんですけれども、また、今後、各支部においても管理をし
ていく上でも、おり型の部分は有料で考えているところも多いかなというふうに思いますので、
また、補助等の検討ができるようでありましたら、ぜひ前向きに考えていただければというふう
に思います。

それでは、次の質問事項に移ります。

リサイクルの集積所において、集積所また管理についてですね。

資源となるごみについての資源物が集まって、資源化が高まるということはすごくよいかなと
いうふうに感じるんですけれども、その管理ですね。管理についてです。

自治公民館の役員と加入者の高齢化、またこの管理についての担い手の不足をどうしていくの
かというふうに考えていってるところですけれども、資源ごみの集積所に、皆さんルールを全て
守ってくださるならすごくありがたいんですけれども、なかなかルールを守らず捨てていらっし
やる方もあるところです。

この管理のですね、負担というものがなってきたと同時に、ほとんど毎日顔を出して分
別をしていただいている、管理をしていただいている方が多くあります。

公民館で実施するリサイクル事業というところであるんですけれども、町より委嘱されるリサ

イクルの推進員の推薦をしていくことも、なかなか今後成り手の確保というところが難しい場面も出てくるかもしれませんので、今回この質問に至らせていただいたところでした。

今後ですね、この推進の管理仕分けに係る担い手不足が懸念されたとなった場合、町としては今後何か支援を検討はできないのか。また、リサイクル資源ごみの集積所所なんですけれども、まあ様々な案内板等、ここに缶を捨てるとか、ここには段ボールを捨てるとか、細かな分別の置場所等の案内板等があるんですけれども、大きな看板は設置されているところがよく見受けられます。こういった部分のルールを守る上での必要な備品等の、そういった支援等も含めて何か手だてはないのかというところで質問をさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 今後、担い手不足が懸念されていくとなった場合、町として今後何か支援【集積所の看板設置等の設備も含め】を検討はできないでしょうかとの御質問にお答えをいたします。

本町では資源ごみ回収所35か所にリサイクルごみ回収指導推進員を委嘱いたしまして、地域におけるリサイクル活動を推進しているところです。

現在自治公民館からの推薦を経ました推進員で体制をご構築いただいているところでありますけれども、今後担い手不足の懸念が生じた場合、ご質問の利用者に向けた看板等の設置は回収所の秩序や衛生的な環境を維持する上で、一つの手段であろうかというふうに考えます。

一方、回収所はふだん多くの方が利用されるわけなんですけれども、その際無人であっても丁寧な分別がなされていて、整理整頓された状態が常にあるということは、利用する側におのずとルールを守って、ルールに沿って利用する意識や行動を無言のうちに促している点も重要であろうかというふうに考えております。

利用者全体への意識波及、醸成を支援するという点で、町といたしましては、近年事例は少ないところではありますけれども、地域での研修会、勉強会など、いわゆるリサイクル推進、出前講座へ職員の派遣を行うことができます。

また、推進員の委嘱につきましては、個人に限らず団体への委嘱も可能となっております。資源ごみ回収所の運営の体制や地域のリサイクル推進の体制を個人から集団へ移行をしていくということは、地域全体での意識醸成や後継者育成につながったり、また、担い手不足の解消にもつながるのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） すみません。先ほど答弁いただいたんですけれども、もう1回、私の質問の中の担い手不足というところで、今回このリサイクルをしていく方が、例えばこの地

域で欠員とか、そういったふうになった場合は、どういうふうな措置を取られるのか、お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、回収所の状態が推進員の皆さんのご努力で成り立っている、皆さん方の力添えをいただいて、あの状況が維持できているということが大事ですので、欠員にならないように地域の皆さんにまずお願いをしていくと。そして、推進体制をどのように構築いただくかということをお願いしていくということに尽きるかというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） すみません。ちょっと極端な質問をしてしまったんですけども、地域ぐるみでこの問題に関しては取り組んでいくと、問題といいますか、適正な廃棄物の処理にかかっていく、また資源化に取り組んでいくというふうな答弁でありましたけれども、リサイクルの推進の出前講座というところもできるというところで、ごみに関しての意識を高めていくというところに関して、もっともっと周知をしていくというか、高めていくことを進めてやっていってもらえたらいいのかなというふうに思うんですけども。

この今、リサイクルの推進員の各公民館からというふうにあるんですけども、資源ごみの回収に当たっての奨励の補助を、今回、それから推進員を通じて各公民館でも出していただいていると思うんですが、これはリサイクルの推進員というのは公民館からだけではなくて、そのほかでも、そういう例えば、資源ごみの回収実施団体を登録している団体というふうな形で、公民館は取り交わさせてもらっているんですけども、公民館だけじゃなくて、例えば民主的な団体がそういったごみをリサイクルをやっていくとか、公民館以外の団体もその実施に関与していくということは可能なのか。ちょっとずれているかもしれませんが。（発言する者あり）すみません。ちょっと言葉がすみません。難しいような言い方をしてしまいました。

質問事項のリサイクルの集積所の管理というところの中での、今回の質問で、あくまでリサイクル資源ごみを管理推進する方は、公民館からだけではなくて、例えば別の民主団体、NPO等が、もし、あればそういう方でも担えるのかということを知りたいです。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えいたします。

結論から言うと可能ということだと思います。

現在35か所設置がされていますけれども、これは必ずしも1公民館1個というような考えではなくて、各地域の実情に応じた形での設置。また、運営団体になっていらっしゃる方、先ほ

ど推進員に関しては団体でも可能ですと申し上げましたけれども、団体としてオーケーいただいている、例えば青壮年の組織であるとか、地域の任意の団体であるとか、そういう実例もございます。なので可能であります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） すいません。ちょっと質問の言葉が足らず取り乱しました。失礼いたしました。

そういった形で資源ごみの部分の管理というところに関しても、なかなか公民館だけでは高齢化の中で長年続けていらっしゃる方も、急にもう今年はやめとなったときに、次の担い手が、これは民生委員さんも同じく様々ありますけれども、大変な場面が出てきます。

もう少し柔軟な捉え方ができるような形で、リサイクルの推進等の委嘱を促す上で説明をしていただいたりとか、町ぐるみでされるのだったら公民館だけではなくて、町内全体でももう少しリサイクルの推進に係る方を募るとか、様々な工夫の中で町内で取り組んでいけることも一つなのかなというふうにも思います。

それでは、次の質問のところに移りたいというふうに思いますけれども、次は公民館の未加入者におけるごみ集積所の使用というところに関しまして、私がちょっと独自で調査を行ってまいりました。

ちょっと資料提供を差し上げることが難しかったんですけれども、公民館や支部に加入してなくても、協力費という形でお支払いをすれば、そのごみステーションを使っていよいよという形で、各支部が取決め等を行っていたりいなかったり、様々あるようです。

私が調査した中で、こういう未加入者に関して協力費を頂く徴収金額というところを年額なんですけれども、様々調べてまいりました。一番高いところが年額で1万4,000円。1万4,000円払えば捨てていいですよ。大体、支部、公民館等の館費支部費等よりも少し高いお金を頂いているというふうなことを聞きました。その支部が二、三支部ほどありました。そういった支部が。

支部費よりも高い設定をしているというところもありましたが、ほとんどの支部が大体3,000円から7,000円という形で払ってくれば捨ててもいいですよ。これは逆に言うとか支部費、館費の年額、様々な事情ございますけれども、同程度よりちょっと低いのかなというふうに思います。

中には2つの支部があったのですが、加入をしないと絶対に捨てちゃいけませんよというところが2つありました。そのうちの1つは、80歳以上の方は過去入っていたら、もう役等も免除されますし、そこは入らなくても大丈夫ですよ。高齢者に対しての配慮ということとし

ているようですけれども、加入しないといけないですよというところが2つ。

あとは入っても入らなくても捨ててしまっているというところも2つほどございまして、いわゆる徴収もしていないけれども、ごみの集積所は使用しているというところなんです。そういったところも2つほどございました。

本当に約16個の支部を調べたのですけれども、本当に様々、徴収の金額が違うなというふう考えたところです。そこに住んだ地域でも様々な対応が違うんだなというふうに考えたところで、この大きな格差というところがどう思うのかなというふうに感じますし、また維持管理は各支部等で行っていますけれども、公民館や支部の未加入者がごみを出す権利というものについて、この管理者に可否を判断する権限があるのかどうなのかというところで考えました。

質問要旨⑤になりますけれども、公民館支部の未加入者における対応の中で、支部によって様々な徴収状況があることが見受けられます。ごみ収集は住民が平等に受けるべきサービスとするものと、公民館支部に加入促進することにおいて、町の見解はどのように捉えますか、質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 公民館・支部の未加入者における対応の中で、支部によって様々な徴収方法があることが見受けられます。ごみ収集は住民が平等に受けるべきサービスとするものと、公民館・支部に加入促進すること等において、町の見解はどのように捉えますか、との御質問にお答えをいたします。

家庭から排出されたごみ、一般廃棄物について、廃棄物処理法では趣旨の抜粋になりますけれども、市町村は一般廃棄物を収集・運搬し、処分しなければならないと規定されております。

三股町では家庭からのごみの排出をステーション方式として採用をいたしまして、今日まで至ってきております。ステーション方式はごみの排出場所をおのおのの家とするのではなくて、集積所とする方法であります。

廃棄物処理法により町が収集の義務・役割を担いますので、その経費は町の負担となります。一方、排出に要する経費は排出者のご負担ということになります。そこで排出する場所の数を一定数まとめることで経費削減も図られつつ、ご家庭からの排出の利便性も極力損なわれない身近な場所に設けて、利用者自らが排出場所の管理・運営を主体的に担うことで地域住民による工夫・裁量も発揮できる。経済性・利便性、そして住民自治の三方よしという役割分担を図ることができる合理的な視点に立つ方式であります。

全国でも主要な方式として採用されまして、本町でも現在、なお続くところです。ごみステーションが自治公民館、支部や班といったコミュニティー組織を基盤によってきた点についても、民主的な組織で安定した管理・運営も図られ、先ほど述べたステーション方式のメリットに合致

をするところであったものと考えます。

御質問の様々な徴収方法があるということが見受けられる点につきましては承知をいたしているところであります。

ステーションの管理や運営の方法ということになりますけれども、本町では一律の在り方を導入をしておりません。

理由といたしましては先ほどご説明のとおり、収集につなぐ排出の役割は、家々ごとではなくてステーションが担う方式ですので、ステーションを管理・運営及び利用される方々の主体性が尊重をされるべきものであるためです。

また、設置の現状にしても、面積や周辺交通量などの環境、あるいは利用者数の実情などにも応じた工夫が重ねられて、箇所箇所ごとの基盤が整えられているところであります。

支部加入促進につきましては、ごみステーションの点で申し上げますと、身近に暮らす方々同士が排出をする場ですので、利用によって治安も深まり、また美観を実施する行動は地域への愛着構造に寄与できる面もあると考えます。

また環境水道課で利用者からご相談をお受けする際は、安心して利用ができる点を踏まえたご案内で、現在の管理者の方をおつなぎをしているところであります。間接的には、加入促進につながっている側面もあろうかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 確かに各コミュニティーがしっかり整っているというところの支部、班等においては、しっかり話合いができて執り行っているというところもあるんですけども、先ほど申し上げた徴収額の様々な額面が違うというふうなところも考えたときに、協力費さえ払えば、加入はもうしなくていいのではないのかなというふうな構図が考えられるようなところもございます。

当然、支部、館費等よりも安い金額でも捨てられるわけですから、そういった考えになってしまう方ももしかしたらいるかもしれませんが、その反対にごみを捨てるために公民館、支部等に入らないといけないという考えも生まれてくるというところも、この金額を見れば考えさせられます。

勝手なそういったジレンマが、トラブルや分断が起こることになることも事例としてあるんですけども、設置者等がステーションの管理義務にあるということになるんですが、支部がそれに当たるとしても、公民館も管理や助言や協力を行っていったりと、一体として行っていております。支部や班のそのごみの管理の役を担ったときに、管理を行う上でのルールというところを守っていく中で、未加入者に対する対応も迫られるというふうな支部、班等もあるというふう

な形で相談を受けたことがあるんですけども、その役を担った方が、未加入者に対して加入の必要があるというふうに伺ったところ、その未加入者から強くどなられたり突き返されたりというような対応をされたというふうな形で、ルールを守らずそのままステーションを使用されるといったところです。そのステーションに鍵をかけたりとかすれば、ステーション外にごみを廃棄して、そのままごみを遺棄するというような事例もあったようです。そのまま収集はされるんですけども、たまにそのごみがおりの中に入っておらず、散乱するところを見受けられ、役を担う方は渋々掃除をする羽目になるというところで、こういう役がもう一度回ってくるんだったら、もう支部や公民館も辞めたいというふうな相談を受けました。

こういった現状もある中で、様々な支部関係、設置場所によってルールがこれだけの様々なことがあるというところに関しては、これはちょっと考えるべきではないのかなというふうに考えます。そうすると余計、公民館の加入率というところで、今回、事項にひもづけてありますけれども、加入率の促進というところも遠のいていくことではないのかなというふうに考えます。

自助・共助というところで、公民館の加入というところで、防災の意識を高めたりと、様々な視点での加入促進も大事なんですけれども、やはり、現実的に日々、毎日生活におかれるごみの過程において、この状況に続いている。資源ごみの管理等についても同じくあります。

これからのコミュニティーというところも鑑みて、これ以上分断されることがないような形でコミュニティーを守ると。収集だけでもなく、集積においても何か町としてももう少し相談の窓口を広げてもらう、また、解決に少し寄り添っていただく、また、欲を言えば資源ごみの管理やその他も含めて、町の担当や、また、専門的な職員等の輩出等、様々な何か手だてはないのかなと考えますが、町長、いかがでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ごみ収集は町の責任でやっていますけれども、その集積関係、これについて、それぞれの支部で取扱いがいろいろ違ってまいりますけれども、なかなかこれは難しい問題で、一概に答えが出る話ではないんじゃないかなと思います。それぞれ公民館としていろんな相談を受けて、いろいろと困っていらっしゃるというのはよく分かります。また、町としても専門員を置いても、解決の道があるのかなと思うと、なかなかそこも難しいのではないかなと思います。

これは公民館の今の現状を踏まえながら、そして今後、町としてどうあるべきなのか、連携がどうできるのか、そしてまた、集積所のごみステーションのところの取扱いを今後どうしていくのか、その費用負担を含めて、いろんな形でそういう協議の場を持つ必要があるのかなというのは、この質問を受けながら感じておりますけれども、本当に、ごみを捨てる会費といいますか、支部費に代わる会費を取れば、それで支部に加入しなくていいというふうな方向で推進するのも

また問題がありますし、しかし、ただで捨てるのを黙って見ているわけにはいかないというよう
なところも分かります。そのお金の問題もそうですけれども、そのあたりのところもどんなふう
に取扱ったらいいのか、なかなかここも難しい問題かなというふうに思います。

そういう意味合いでは、今取り組んでいるそれぞれの支部の課題を取り上げていって、そして、
それに解決策が、どういう回答ができるのか、それは一緒に考えていかないと、ちょっとすぐに
答えが出る話ではないなというふうに思います。これはもう以前からのテーマでありますので、
まだまだ解決が見えていないところでございます。

今後、支部加入の問題について公民館と町のほうで連携しながら取り組むということでござい
ますので、そのあたりのところで、このごみの問題の集積所の問題について、協議の場も一緒に
持っていって、まあ、方向はどうか分かりませんが、一緒に検討はさせていただきたい
というふうに思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 各、本当に、地区によって、この実情というところは違うなとい
うふうにも感じます。ぜひ、公民館同士もこういった譲歩というのは多分あまりなされていない
ところがございます。

私も調べた結果で分かった各支部に対しての徴収額等でありましたので、今後、この問題とい
うところをもう少ししっかりと公にしていきながら、支部の公民館の加入に関しましても、併せ
ながら取り組んでいける、また、地域と町と、そういった協議といったところに関して、共有し
ていくというところを進めていってもらえたらありがたいかなというふうに思います。

残り時間は少ないんですけれどもよろしいですか。それでは、次の質問事項に移ります。

近隣公園の駐車場整備というところで質問をさせていただきます。

本町の都市公園とされる中の、運動公園、総合公園、近隣公園、一般公園などと分けられる種
別において、近隣公園と位置づけられる公園は7か所されてるというふうにされていますけれど
も、この駐車状況においては、各様々と確認されております。

通告に含む記載の公園は5か所記載させていただいているんですけれども、様々な調査から、
前目、また、早馬公園等も周りは少しゆとりがある状況で、祭り等も開催されますし、駐車は割
と可能な公園であったりとか、蓼池公園に関しては地域づくりの環境の整備の事業を行われて、
駐車をできる整備がされていたりというような状況ですが、そのほかの4か所においては、なか
なか公園の入り口に止めたりとか、公園の周囲の道脇に止めたりとかいうような状況が見受けら
れるところでございます。

当初の公園の設置整備から時代は変わりまして、三股町内においても住居環境が大きくさま変
わりしておりますが、また、植木公園なども大幅な遊具のリニューアル等も行われて、まあ、近

隣外からもうたくさんの方が来られるというような状況にもあつたりするところですが、
こういった状況で質問でございます。

近隣公園と位置づける新馬場や稗田、植木、一町田の公園において、駐車に関する整備は進め
ていけないのかというところで質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 町内の近隣公園と位置づけする【新馬場・稗田・植木・一町
田・蓼池】公園において、駐車スペースを整備することは検討できないかのご質問についてお答
えいたします。

町内には19か所の都市公園があり、そのうち、先ほどご紹介いただきました近隣公園は7か
所でございます。近隣公園は近隣に居住する方々の利用を目的とした公園として位置づけされてい
るため、現在、町内の近隣公園で駐車場を備えた公園はございません。

また、近隣公園の目的を考慮し、現在のところ駐車場を整備することは考えていないところ
です。

先ほどご紹介いただきました植木公園につきましては、大型遊具をリニューアル、更新いたし
ました。その影響もありまして非常に利用者が増えているところではございますけれども、令和
7年度には上米公園の大型遊具、また、五本松児童公園の遊具、こちらのほうを更新、計画して
おりますので、植木公園、こちらのほうについては利用状況を注視してまいりたいというふうに
考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時51分休憩

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくする
ため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。
また、50分を超えた残りの質問については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことが
できることといたしておりますので、ご協力をお願いいたします。

発言順位3番、中原議員。

〔2番 中原 美穂君 登壇〕

○議員（2番 中原 美穂君） 皆様、こんにちは。発言順位3番、中原美穂です。通告に従い、

質問させていただきます。

令和7年1月に文教厚生常任委員会にて、視察研修に行かせていただきました。

長野県安曇野市は、人口9万5,868名、9年連続で転入超過を記録し、特に25歳から49歳の転入者が長野県内1位という自治体の先進的な取組を視察しました。主な施策として、子育て支援策と文化財保護の施策に力を入れており、人口流入の背景を学ぶことができました。長野県箕輪町では、子育て支援施策と文化財保護について視察しました。特に子育て支援では、18歳までの医療費無償化を実施し、地域全体で子育てを支える体制を構築しています。年間の出生数は近年100人でしたが、本年度は150人を見込んでおり、人口規模や学校数など、三股町と非常に似た地域特性を持っていると感じました。南箕輪村では、早期から子育て支援に力を入れ、人口増加を実現している自治体です。保育園から大学院までの教育機関がそろった特徴的な環境があり、現在も人口が増え続けています。この中で、私が特に関心を持ったのは、持続可能な自治会運営に関する取組です。この事例は、三股町にとって大変参考になると感じました。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

自治公民館運営には、会長並びに役員の方々が大変な努力をされていることに敬意を表します。しかしながら、自治公民館の運営方針に異なるものの、財政運営が厳しく、人口減少と児童数の減少により、行事の開催が難しくなっている地域が存在します。このような状況の中で、自治公民館と行政との連携が希薄になれば、最も困るのは行政自身ではないでしょうか。現在、自治公民館への加入率の低下や、担い手不足といった課題が顕著になっていますが、この問題は地域ごとに異なる状況があり、一律の解決策では対応が難しいと考えます。

また、社会全体の変化として、単身世帯の増加や、女性・高齢者の就業率の上昇などにより、地域コミュニティの関心、関与の機会が減少していることが課題となっています。こうした変化を踏まえ、町としてどのように対応し、持続可能な自治公民館運営を実現していくのか、その具体的な方針が見えてきておりません。自治公民館加入者の皆様や、私どもも質問しても、「難しい」や「これまでどおり」との回答が多く、現状を変えようとする姿勢が感じられないことに懸念を抱いています。自治公民館の変革を促進するために、三股町としてどのようなビジョンや計画をお持ちでしょうか。

また、町民に対して自治公民館改革の方針を示すための具体的な手段はあるのでしょうか。さらに、町民との意見交換会や検討会の実施状況についてもお伺いしたいと思います。

残りの質問は、順次質問席で行います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 自治公民館の変革に関わるご質問についてお答えいたします。

本町の自治公民館制度が始まったのは平成4年4月で今年度が33年目になります。それ以前

は9つの地区公民館を設置し、地区公民館長を配置して各種の公民館教室を開催するとともに、現在の自治公民館長にお願いしている各種行政事務等を各地区の支部長さんをお願いしていました。そのため年度当初に、町内全ての支部長さん方に集まっていただき、説明会を開催していました。

しかしながら、公立公民館の組織が税金等の徴収や神社関係の業務を行うのは問題があるのではないかという声が寄せられるようになりました。そこで町は大きな制度改革に着手し町内各地での説明会を経て、ようやく現在の地区、地域住民の話合いによって生み出される本来の自治組織になったところです。現在は自治公民館ごとに役員会や総会などで協議して、それぞれの実情に合った形に規約の改正が行われながら改革を進められております。

教育委員会では、全自治公民館で構成します自治公民館運営協議会の事務局として、全体会議を年4回、代議員会を年7回開催するお手伝いをしております。これらの会議は自治公民館の自主的な会議で、交流会や先進地研修などの活動について協議する場や、各公民館の事例について意見交換する場となっております。

また、以前から町の依頼業務が多く苦慮しているというようなご意見もあることから、行政からの業務の見直しによる負担軽減について関係課と協議し、月2回の回覧を1回にするなど改革をしているところでございます。

自治公民館運営に関する町民との意見交換等につきましては、今後人口減少による加入戸数の減少や加入率の低下も考えられますので、今後の検討課題として捉えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 提供資料をご覧ください。1ページなんですけれども、南箕輪村は自治会検討委員会などを発足し、運営業務のガイドラインを設け地域コミュニティの創設に向けて取り組んでいます。三股町は取り組むことを検討しているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 現在のところ、そのような取組については行っていないところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。近年、移住者の増加に伴い自治公民館への加入が進まず、地域住民との交流が減少しているという声が多く聞かれます。また、未加入世帯は回覧板を受け取れず、町の重要な情報を得る機会が限られており、情報格差が生じています。

さらに、自治公民館の加入費や、集金、回覧板制度、三股町の情報発信方法は依然としてアナログ方式が中心です。行政側では、LINEやホームページで発信しているとのことですが、全ての町民がデジタル機器を活用できるわけではなく、特に高齢者にとっては十分な情報取得手段とは言えません。行政として、町民全体が公平に情報を得られる環境を整えるべきではないでしょうか。例えば、自治公民館に依存しない新たな情報共有システムの導入など、多様な方法を検討する必要があるのではないかと考えます。

また、自治公民館への行政からの依頼事項が増加し、役員の負担が大きくなっていることも課題です。効率的な運営を実現するためには、自治公民館の業務を見直し、負担軽減を図る必要があるのではないのでしょうか。持続可能な自治公民館の運営に向けて、行政としてどのような改善策を検討しているのか、また、各地区で自治公民館の加入率が低下し、存続の危機に直面している状況がありますが、その対策や支援策、援助についてどのように対応されているのかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 持続可能な自治公民館運営に向け、行政はどのような改善策を検討できているのか、加入率低下による存続の危機に対する対策や支援についてお答えいたします。

持続可能な自治公民館運営では、町内でも課題が異なっており、簡単な問題ではありません。先ほど答弁がありましたように、行政からの負担軽減については、対策が始まっております。また、自治公民館組織活動交付金や、自治公民館連絡協議会への補助金等を交付し、活動を支援しており、自治公民館長には先進事例等を研修していただき、各自治公民館に合った運営ができるように取り組んでいただいております。本年度は、自治公民館連絡協議会が補助金により制作した、「まちづくり・ひとづくり・自治公民館で絆づくり」の上り旗が町内に掲げられておりますが、そういった形で自治公民館の加入を促進しております。

自治公民館では、役員の方々が転入されてきたお宅を訪問し、加入促進を図っておられますが、そのような活動を後押しするために、町では加入促進月間を設け支援できないかと検討しているところです。具体的な取組につきましては、新年度の館長さん方と協議していきたいと考えております。町としては、自治公民館加入促進月間の懸垂幕を掲げる計画もしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 資料10をご覧ください。ご質問です。地区によっていろいろ様々なんですけれども、この地区がばらばらで優先順位などはあるのでしょうか。お聞かせください。

○教育課長（島田 美和君） 備品等の整備につきまして、要求資料の10をご覧ください。

備品等の整備につきましては、各自治公民館の予算で通常していただいておりますが、こちらのコミュニティ助成事業を活用した整備も行われております。こちらにつきましては、100万円から250万円を規模として、毎年、1自治公民館に助成をしているものです。こちらにつきましては、1公民館の助成となるため、30自治公民館で助成しておりますので、約30年に1回というような形になっております。今、既に27自治公民館のほうで助成が終わっておりますので、残りのところにつきまして助成をしていくという形になっております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） はい、ありがとうございます。では、次の質問です。

自治公民館が防犯灯の電気代を負担していますが、令和2年6月の一般質問では、平成25年からLED化に取り組み、長寿命・省エネ・経済性に優れていることから維持経費の軽減を図っているという回答がありました。当時、町内には1,736基の防犯灯が設置されていたと認識していますが、現在の設置基数と、そのうちLEDに変更されたものは幾つあるのかお聞かせください。

また、都城市ではLED化に対する補助支援が行われていますが、三股町ではどのような方針なのかについてお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 防犯灯の設置状況とLED化補助支援についてお答えいたします。

住宅地区における生活道路を対象とした防犯灯の設置状況につきましては、令和5年度までに1,809基、令和6年度設置見込み数13基を含め、3月末日時点で1,822基の設置を見込んでいます。

防犯灯は全てLED化されているものでございます。

防犯灯の新設、修繕、移設、撤去等に関する事項につきましては、三股町防犯灯設置要項を設けており、新設、修繕の費用は町が負担しております。また、移設、撤去費用につきましては、自治公民間が負担することとしているところでございます。

また、LED電球交換時の負担につきましては、町が購入して、各年度に自治公民間を通じて配付をしているところでございます。

なお、防犯灯設置に関する申請等の周知につきましては、防犯灯設置に関するルールを作成しており、そのルール集をもって説明を行っているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に入ります。

公共下水道の整備は、住民の生活環境の向上や衛生面の確保において重要な役割を果たします。

特に老朽化した浄化槽の維持管理や合併処理浄化槽への切替負担が住民に重くのしかかる中、公共下水道の整備は必要不可欠です。

しかしながら、地域によって進捗状況に差があり、一部では未整備のままになっている地域もあると聞いています。住民の皆さんから、どの地域でどのようにいつ整備が進むのか、今後の方針が分からないといった不安の声が上がっています。

そこで、三股町の公共下水道について、指定区域のこれまでの進捗状況と、今後の各地域における計画や対応についてお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 指定区域とこれまでの整備状況と、今後の各地域における計画や対応は、とのご質問にお答えいたします。

下水道は、三股町公共下水道計画における事業計画面積498.89ヘクタールを整備対象区域とし、順次管路敷設を進めております。これまでの整備状況は、平成9年度に事業着手をし、現在27年目となり、令和5年度決算で整備面積378ヘクタール、整備率75.77%となっております。今後の整備につきましては、引き続き整備対象区域となる中央地区における国の整備交付金の決定状況等も鑑みた、年次計画の下、管路の敷設を順次進めてまいる計画としております。令和7年度は、上米、東植木、西植木での管路敷設を予定しております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に入ります。

蓼池地区の汚水処理整備は、住民の生活環境の向上や地域の衛生管理にとって重要な課題です。特に、個別浄化槽の維持管理や合併処理浄化槽への転換に伴う負担は、住民にとって大きな経済的負担となっています。また、集中管理が可能な公共下水道の導入は、将来的な維持管理コストの削減や環境負荷の軽減につながると考えられます。

しかし、現状では公共下水道整備の見通しが明確でなく、住民からも、今後どのように整備が進められるのか、個別対応ではなく公共下水道の導入が必要ではないかといった声が上がっています。蓼池地区の汚水処理整備は公共下水道として進めるべきではないかについて、町の方針をお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 蓼池地区の汚水処理整備は公共下水道として進めるべきではないかのご質問にお答えいたします。

下水道整備では三股町公共下水道計画が大本となっておりますが、その基盤をなすものを全体計画ということで定めております。全体計画は昭和63年度の策定以来、急速に進行しました少

子高齢化や経済情勢の変化などによって、構想縮小、また、効率化の方向で見直しを行ってきております。

見直しに当たり、ご意見、ご議論いただきます公共下水道事業運営審議会におきまして、令和3年度蓼池地区を合併浄化槽区域と指定する旨の答申を頂き、現計画への反映を行ったところでございます。現計画に至った経過を踏まえまして、現時点での見直しは考えておりません。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 蓼池地区では、現在、合併浄化槽で生活上大きな問題はありませんが、将来の住民の利便性を考えると公共下水道の整備が重要です。また、企業誘致の観点でも下水道未整備は懸念材料になっているとも聞いておりますが、整備せず地域の発展につながるのでしょうか。行政としてこの点をどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えいたします。

誘致企業に限らず企業の業態によりましては、大量の水を必要とする場合など、排水処理について課題として検討されるところがあらうかと思えます。町内は排水処理の区域が指定をされておりますので、浄化槽区域の場合には各企業で浄化槽の設置、また維持管理を頂きまして、水道料金のご負担のみいただいております。

下水道区域の場合は接続の義務がありますので、接続可能な整備を行っていただき、水道料金に加えて下水道料金はご負担を頂いております。

業態によっては、そもそも法規制のかかる排水自体はできませんし、また、企業で適切な処理コストをご負担いただく必要もあります。その他、設置費用やランニングコストの面においても、従業員数、あるいは水を使う量などで差が生じますけれども、企業が立地場所を定めるに当たっては多くの検討材料があらうかと考えます。現時点では、誘致に大きな影響を与えるほどのものではないところではないかと考えているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 企業は、自身でやらなきゃいけないということに懸念しているので、そのあたりはしっかりと考えて整備をしていただきたいと思います。

では、近年多発する豪雨災害や地震リスク、特に南海トラフ地震による影響を考慮すると、下水道施設の耐震化や災害対策の重要性が一層増しています。埼玉八潮市の道路陥没事故や、過去の災害では浸水による下水道機能の停止や地震による排水管の破損が各地で発生しており、三股町においても事前の対策が求められます。

人口減少を見据えた今後の下水道整備計画について、町としてどのように進めていくのか、また、多発する災害や南海トラフ地震、洪水などに対する下水道施設の防災・減災対策をどのように考えているのか、具体的な取組についてお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 人口減少を見据えた今後の下水道整備計画について問うところの質問に、初めにお答えをいたします。

下水道事業では、事業計画についておおむね5年に1回見直しを行うこととしておりまして、その都度、人口推計を行っているところでございます。現在の事業計画、こちらは令和2年度に見直しを行ったものになります。

現時点における参考までに、別の計画で使用をしましたが、直近の人口推計に基づきまず試算と現在の事業計画とを比較いたしますと、人口減少の急激な進行というものは見られず、また、整備対象区域における推定人口も大きな差異はございませんでした。見直し以降、基礎的要件を満たしている現在の計画の妥当性は維持されていると評価をしているところです。

今後も定期的な事業計画の見直し時に、人口推計に基づく汚水量の流入予測と、これに沿った施設及び環境の適切な整備を進めてまいります。

また運営面では収益化、効率化をさらに図る観点から、令和6年度に地方公営企業へ移行し、現在策定中であります下水道事業経営戦略に基づく効率的な経営を推し進め、安定した事業継続を図れるよう努めてまいります。

次いで、災害対策についてですけれども、地震に対しましては、本町は事業着手年度が比較的近年であることから、管渠、施設ともに当初から耐震化を伴った整備を行っております。

例にあります洪水に対しましては、地上施設の被害リスクが高くなるところでございますが、特に末端の処理施設、浄化センターは河川に近く浸水への備えが必要となります。超過した水の放流先であります年見川分水路、こちらにおけるハイウオーターレベル、河川堤防の設計上想定される最も高い水位のことですけれども、現在整備中の施設を含めまして、全施設、このレベルより1メートルから2メートル高い位置に設置をいたしまして、浸水・洪水被害の回避・軽減策を施しているところです。

このほか、危機管理マニュアルを含みます業務継続計画（下水道版BCP）の策定と、毎年度見直しにより備えといたしますほか、限界を超える大規模被害を想定し、現在整備事業をともに行っております日本下水道事業団のほか日本下水道協会、日本下水道管路管理協会とそれぞれと復旧支援に係る協定を締結し、支援体制の構築を図っておるところでございます。

最後に、お尋ねいただきました埼玉県八潮市の状況、直接関係はございませんけれども、下水道管渠の破損が原因とみられる道路陥没事故に関連します本町の状況をご説明いたします。

報道によりますと、当該管渠の口径は4,750ミリメートル、4メートル75センチと伝わっております。下水道では構造上、末端に近づくほど汚水量が多くなりますので、一般的に処理場に近い最末端に近づくほど、より口径の大きい管渠を使用することになります。

本町では最末端部の口径が最も大きくて、口径は800ミリ、80センチメートルとなっております。なお、ご家庭からつながる基本的な管渠で最も使用量が多いものは、口径が150ミリ、15センチとなっております。

本町には埼玉の事案のような大型の口径の管渠はなく、また、これまでに管渠破損が原因とした陥没事例も発生をしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 下水道整備は単なるインフラ整備ではなく、町の将来を見据えた住みよい環境づくり、そして企業誘致での町の発展の重要な要素です。人口減少や環境面の変化、住民負担の公平性を考慮し、自治体として長期的な視点で計画を策定することが求められます。

特に、蓼池地区における公共下水道導入の可能性や現状の方針に変更の余地はないのか等、具体的な検討状況を明確に示していただきたいと思います。

また、限られた財源の中でどのように効率かつ持続可能な下水道運営を実現し、町民の負担軽減や利便性向上につなげていくのか、町内環境の健全化を見据え、明確な方針を示し、住民に分かりやすく情報提供を行うことが必要であると考えます。

今後の下水道整備計画と維持管理、災害対策について、町として方向性を示していただくようお願いいたします。

では、次の質問に行きます。

五本松の交流拠点施設整備事業において、PFIからPPPへの移行が決定されたことは、行政と民間の新たな協力体制を築く重要な転換点といえます。PPPはPFIに比べて柔軟性が高く、多様な手法を活用できる利点がある一方で、契約内容の透明性確保や、リスク分担、財政負担の適正化といった課題も伴います。

また、PPPでは民間の創意工夫を生かし、より効率的な運営が期待されるものの、自治体側の管理能力や財政支援の在り方については慎重な検討が求められます。特に、三股町がPPPを導入し、この事業を進める必要性や住民への説明責任の果たし方について、明確な方針が必要であると考えます。

では、PPPはPFIに比べて、より多様な手法を活用できるとされていますが、その一方で、契約内容や財務状況の透明性をどのように確保していくのかが重要な課題になると思います。また、契約形態が多様になることで、自治体として管理能力も問われることになると思いますが、

どのような事業スキームを想定し、対応を検討していくのかお聞かせください。

さらに、P F I から P P P への移行によって、契約や運営の柔軟性が向上されるとされますが、具体的にどのようなスキームを採用し柔軟性を高める予定なのかについてもお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 交流拠点施設整備事業（五本松）について、P P P は P F I よりも多様な手法が活用できるため、契約内容や財務状況の透明性をどのように確保していくのか、また、契約形態が多様であることから、自治体の管理能力が問われると考えるが、どのような事業スキームを想定し、対応を検討されているのか、さらに、P F I から P P P への移行により契約や運営の柔軟性が向上するとされているが、具体的にどのようなスキームを採用し柔軟性を高める予定はとのご質問にお答えをいたします。

五本松交流拠点施設整備事業については、官民連携を基本に P F I 法に基づいた手法で進めてまいりました。しかし、実施方針や要求水準書を公表し、民間事業者との対話などを通じて、事業者選定の方法や資金調達、また、国庫財源など様々な課題が顕在化し、関係機関との議論を重ね、今年1月、P F I 手法によらない形での官民連携、P P P 手法に変更を行ったところです。

P P P 手法を採用することで、設計・建設の整備手法では従来方式やデザインビルド方式、整備後の維持管理・運営では包括的民間委託方式や公設民営方式、指定管理者方式など多様な選択肢が生まれました。各事業手法のメリット・デメリットなどを総合的に判断し、設計・建設については性能発注・一括発注するデザインビルド方式を、維持管理・運営については指定管理者方式を採用し進めていくこととしました。事業を進める中で、施設整備に関わる契約や維持・管理・運営に関わる契約の詳細については、今後検討していくこととなります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2 番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。

P P P 事業について、どのような計画があるのかお聞かせください。

P F I に比べて民間の関与度が広がり、運営や管理の面でも主体的な役割を果たす割合が増えるとされていますが、その中で自治体が一定の財政支援を行う必要があるのではないかと考えるのですが、その根拠についてどのようなお考えで推進されるのでしょうか。

また、P P P は民間の創意工夫を生かしやすい仕組みであると言われていますが、具体的にどのような方法で民間企業のアイデアやノウハウを活用する計画であるのかお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） P P P にはどのような計画があるのか、P F I に比べて民間の関与度が広く、運営、管理面でも主体的な役割を果たす割合が多いとされているが、自治体が一

定の財政支援を行う必要が生じる根拠について問う、PPPは民間の創意工夫を生かしやすいとされているが、具体的にどのような手法で、民間企業のアイデアやノウハウを活用する計画があるのか問うとのお質問にお答えをいたします。

整備後の維持管理運営については、指定管理者方式を採用することとしています。指定管理者制度とは、公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう制度で、地方自治法に定められた官民連携手法の1つです。公の施設で実施する行政サービスについては、町の財源を基に町に代わってサービスを提供します。

指定管理者が施設の魅力を高めるなどの目的で行う自主事業については、町からの財政支援はございません。町に代わって行う行政サービスと自主事業を明確化して実施することが大事であると考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。

PPPでは自治体の財政負担の軽減やリスクの分散が可能だと言われていますが、今回のプロジェクトでは自治体と民間がどのようにリスクを分担する方針であるのか、また、民間側のリスク責任についてはどのように対処するお考えであるのかをお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） PPPでは自治体の財政負担軽減やリスク分散が可能とされているが、今回のプロジェクトでは自治体と民間でどのようにリスクを分担する方針であるのか、また、民間側のリスク責任はどのように考えているのかとのお質問にお答えをいたします。

町が指定管理者を指定し、維持・管理・運営を実施していく際に、双方協議、合意の下、リスク分担などを定めていくことを想定しております。昨年9月に公表した要求水準書を参考に、改めて作成したいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。

PPPを導入するに当たって、契約内容や財務状況の透明性が課題となっていますが、導入後の効果をどのように検証し、結果に応じてどのように改善し対策される予定であるのか、具体的な仕組みをご検討されているのであれば方針をお聞かせください。

また、住民の皆さんへのご理解や説明を、どのような段階で、どのような手段で説明されていくご予定があるのかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） P P P導入にて、契約内容や財務状況の透明性確保が課題とされているが、P P P導入後、その効果をどのように検証し、結果に応じてどのように改善していく予定なのか、具体的な仕組みや方針について問う、また、住民への説明責任を果たすために、どのような仕組みや方針を検討されているのかとのご質問にお答えいたします。

町が本施設に求める子ども・子育て、学び、健康、買物と食などに関する要求水準書を満たしたサービスが実施されているのか、財政状況は健全であるのかなどについて、業務評価の実施や財務資料の調査などを実施し、継続したモニタリングを行っていくこととなります。

また、都市再生整備事業としての提案事業としても、効果検証を行ってまいりますので、毎年のP D C Aサイクルを堅持し、施設の管理、運営状況などを広く公表することを考えております。以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問です。

都城市では子供の遊び場の整備が進められていますが、三股町がP P Pを導入し、交流拠点施設整備事業を進める必要性について、どのような根拠があるのかお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 都城市が子供の遊び場を整備しているが、三股町がP P Pを導入し、交流拠点施設整備事業を進める必要性の根拠について問うとのご質問にお答えいたします。

都城市は来年度当初予算案の中で、子供の遊び場として県内初となる大型の公設屋内型遊戯施設の整備に関する調査費を計上したと発表しました。

一方、本町の五本松交流拠点施設の目指す子ども・子育て機能の要求水準の一つに、親子の触れ合いや子供の遊び場については、天候に左右されない広々とした屋内空間や屋根付きスペースに対するニーズが強いため、そのニーズに応える施設を整備し、親子や子供同士で伸び伸びと過ごせる場を創出するとしております。

本町としては、町民のニーズを捉え、周辺施設の状況も勘案しながら本事業を進めていくことになると考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。

町長は、まちむら元気わいわいプロジェクトの一環として、まちづくり合同会社を中心にP P P手法を活用し、暮らしが息づく場をつくり、三股の暮らしの魅力を高めるという方針を掲げられています。このP P Pの活用により、庁舎の建て替えが可能になりました。P P Pの枠組みを生かし、庁舎と交流拠点施設を一体化することで、行政機能と地域交流機能を兼ね備えた、より

利便性の高い施設とすることができるのではないのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） P P Pの枠組みを生かしまして、庁舎と交流拠点施設を一体化することで、行政機能と地域交流機能を兼ね備えた、より利便性の高い施設とすることができるのではないかと、とのご質問にお答えいたします。

本事業は、町民とともに考え、町民とともに進めるというスローガンの下、町民ワークショップや自治公民館連絡協議会、町体育協会、そして町保育会、町文化協会、町の商工会、町女性団体連絡協議会、南九州大学など多くの方にご参加いただいた審議会や検討委員会などで、平成30年度から検討を協議し、令和3年11月に基本計画を策定いたしました。基本計画の中で、導入する機能と基本的な考え方として、学び機能、子ども・子育て機能、健康づくり機能、買物と食の機能の4つの機能を備えた複合施設を造ることをうたっており、庁舎機能を兼ね備えることは全く考えていないところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 今お話があったように、全く考えていないということなんですが、1月にP P Pを活用することになったと思いますが、庁舎と交流拠点施設を一体化することで、建設コストや維持管理費を削減できる可能性があります。その点について十分に検討されたのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 現在の庁舎は、前回、前々回ですかね、耐震関係についてのご質問がございましたけれども、まだまだこれを使える、そしてまた耐震化も備えているということで、庁舎の改築は全く考えていません。

ただし、やはり防災機能の強化という意味合いでは、そちらのほうの専門的な庁舎、防災機能を備えた一部施設、そういうものは検討の余地があるかと思えますけれども、五本松の交流拠点施設については、庁舎機能とは全く別個に考えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 町長は、コンパクトシティの実現を目指しているとおっしゃっていましたが、庁舎と交流拠点施設を一体化することは、まさにその方針に合致するのではないのでしょうか。庁舎と交流拠点施設が一体化すれば、住民にとって利便性が向上し、行政手続と地域交流が同じ場所で行えるメリットがあります。そのような視点からも検討する価値はあるのではないのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 前回、全協でも説明しましたがけれども、コンパクトシティということとは、要するに役場周辺、それとまた駅周辺、そしてまた五本松周辺、その辺りを町の中心部として再開発、再整備すること、これがやはり町民にとって、利便性の高いまちづくりの一つになるんじゃないかなというふうに考えています。ですから、役場の移転というのは全く考えていないということでございます。そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 交流拠点施設整備事業におけるＰＰＰ導入について、透明性の確保、事業スキーム、民間の関与、リスク分担、効果検証、そして事業の必要性に関する質問をさせていただきましたが、本事業が三股町の将来に大きな影響を与える重要なプロジェクトであるという認識であっていただきたいことと、ＰＰＰの導入により民間の創意工夫を生かしつつ、効率的な公共サービスの提供が期待される一方で、適切な管理と透明性の確保は不可欠であります。

特に、契約内容や財務状況の透明性、リスク分担の明確化、そして効果検証の仕組みについては、住民の皆さんへの説明責任を果たす上で、極めて重要な要素となり、近隣自治体の類似事業との関係性を踏まえた上で、本事業の必要性を明確に示すことも求められます。

私個人としましては、三股町は住む町として特化していくことを優先すべきではないかと思っておりますが、三股町の発展と住民の皆さんの生活向上に真に寄与するものとなるよう、行政の皆様とともに考え、議論を重ねていく所存であります。

また、庁舎と交流拠点が一体化することを願っておりますし、本日の質問に対する明確かつ具体的なお回答を期待するとともに、今後も継続的な情報公開と住民との対話を通じて、よりよい事業の実現に向けて取り組んでいただくことを強く要望いたします。今後ともぜひ三股町の未来のためにご尽力願えたらと思います。

では、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 交流拠点施設整備については、議員さんたちにも何回も担当のほうから説明があったと思います。そういう中で、今回もこのＰＦＩからＰＰＰの事業手法にしまして、そしてスピード感を持って今回やっていこうということで、皆さんに説明をしたところでございます。そして、その整備については、第１段階、第２段階、第３段階、３つに分けてやりましょうということを説明をさせていただきました。もう既に、先ほど言いましたけれども、いろんなところと協議しながら、現在の形に持ってきたところでございます。ですから議員が言われるように、庁舎云々というのは全く頭にありませんので、そういう前提の下に、これからも町のほうは進めてまいりますので、そのようにご理解いただければと思っています。

○議員（２番 中原 美穂君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 最後に、将来のために、いま一度考えていただきたいのは、建設コストも維持管理も将来の方のために、今考えるべきだと私は思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） これより１４時３０分まで本会議を休憩します。

午後２時２０分休憩

午後２時３０分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位４番、新坂議員。

〔７番 新坂 哲雄君 登壇〕

○議員（７番 新坂 哲雄君） 皆さん、こんにちは。通告により、４番、新坂、一般質問を行います。

物価高騰で、４人家族、年間１１万円の負担が増える、消費者センターによる報告がありました。また、運搬費等も上がる。大型トラック、７００万台で購入ができたが、今後は１，２００万でないと車を買えないという運送会社の話によりますと、運送費が今後上がるだろうと予測されております。

では、本題に移らせていただきます。

農業対策について伺いをいたします。１０年以上耕作していない農地があるが、何か対策はないかに質問をいたしております。あとは、質問席により質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 農業対策について、１０年以上耕作していない農地があるが、何か対策はないかの質問にお答えいたします。

長年にわたって農地が耕作されない要因は様々であり、その取組や対策につきましては農業委員会が所管していますので、農業委員会事務局長の農業振興課長に答弁させます。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 農業委員会の取組と対策についてお答えいたします。

農業委員会では、農業委員及び農地利用最適化推進委員において、地域パトロールを通じて非耕作地の把握に努めており、長い間耕作されていない農地の地権者、所有者または耕作者であり

ますが、今、耕作するよう指導を行っているところであります。その地権者が町内在住でないなど、農業委員等が直接面会できない場合は、農業委員会事務局からその地権者に電話や文書によって、耕作するよう指導しているところでございます。それによって、農地の所有者から農地を貸したい、あるいは売りたいと相談があった場合には、その対応に努めているところでございます。

そのほか、年に1回、農業委員及び農地利用最適化推進委員で、遊休農地現況調査を実施し、非耕作地を把握し、さきに述べた対応を行っているところでございます。

その一方で、町民などから田畑の雑草の苦情が寄せられるケースもございますので、その場合は、地権者を確認し、適切な措置を講ずるよう指導を行っているところでございます。

ただ、非耕作地の中には、今後、農地としての活用が見込めない農地もございます。そのような場合は、農業委員会で非農地判定の必要性に関して検討を行うとともに、町農業振興課等に対して情報提供を行っております。

次に、町の対応についてお答えいたします。

農業委員会から情報提供を受けた農業振興課におきましては、地域農業者や地域住民の意見等も聞いた上で、農業振興地域の見直し、除外候補地に引き上げるかの判断を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ただいま説明がありましたが、これは、昨年度も同じような意見を同僚議員が行っていると思うんですけれども、全然前向きになってないんですよね。全然報告もないし、現状は10年前の同じ状況ですよ。何か解決方法がないんですか。口頭ではいい話はされるんですけど、現実的に無理じゃないですか。もう転用するしかないんじゃないですか。いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 先ほどもお話しいたしましたが、農業委員会のほうで、対象農家、地権者に役場のほうに来ていただきまして、その方に対してのお話はしているところでございます。

先ほど10年以上というのがございました。この議員のお示しされた地域、田上あるいは梶山ということで、この部分についてお話しさせていただきますと、この方々にも役場に来ていただいて、そして、農業委員会あるいは我々農業振興課の職員のほうからも、耕作していただくようお願いをしているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（７番 新坂 哲雄君） お手元に資料があると思いますけど、これは説明いただいたんですけど、これは将来的にこのまま進むんじゃないでしょうか。何も改革は全然なされないですよ。この持ち主さんも、梶山の１番の地図ですけど、ここは売りたい。後の話ですけど、水も来ない。だから売りたい。買手もない。負担だけをせないかと。水路費ですよ。こういうのが結構ここ辺にいっぱいあるんですよ。これ理解をされているのか。で、やっぱり収入がないわけですから、土地改良費なんかにつまんでも金を出してもつまらんとするんですよ。それが一番問題なんですよ。売りたいけど買手がないわけですよ、こういう場所は。どう考えますか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 先ほどもお話ししましたが、ご本人がまず役場のほうに来ていただいて、これに至った経緯あるいは今後の考え方、こちらを十分私どものほうにもお話ししていただいて、その上で検討させていただくという流れでございます。

この農地につきましては、今、議員がご指摘のように、この農地を購入された方が本当に耕作できる方かどうかということも含めて、やっぱり議論する必要があるというふうに考えております。当然、この農地を耕作できないということであれば、次のステップ、次の段階に入っていくということの流れでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（７番 新坂 哲雄君） それは事前にもう調査が済んで、現状はこのまま図面のとおりにあるということは、全然前向きではないわけですよ。これがまたずっと続くと思うんですよ、観測ですけど。まず難しいと思います。ここは私が農業委員をしようときからこの状態ですよ。１０年以上たっていますよ。何か解決策なんて、町でここは農地を潰すができないのであれば、県を動かしたりしてもう山にするとか、何かそういう措置を取らないと、いつまでもこのままで持っていたら、農地を持っている人は大変ですよ、負担が。いかがですか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 実は今年度、地域計画というものを策定させていただきました。この中で、１０年後、誰が作るのか、あるいは、今、議員のご指摘のように、もう守り切れない農地であるかという線引きをいたしております。当然、長年作られないという農地は、それなりの理由があります。したがって、こういった線引きもしておりますし、今後、作る水田として活用が見込まれない農地につきましては、地域の方々、７ブロックを設けておりますが、毎年、地域の農業者あるいは我々農業委員とかあるいは農業振興課、そういった行政機関等が入りまして、こういった農地をどうしていくのかというのを毎年協議していきます。そのために、目標地図というものも作っております。したがって、先ほど来お話ししておりますように、守

るべき農地なのか、守り切れない農地なのかということの線引きもしていくということで、今後、そういった農地をどうしていくのかということについて、地域で協議してまいりたいと思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 説明はよく分かるんですけど、現状として、農家が900ぐらいあったのが、今、六百四、五十かな、減っていると思うんですよ。高齢化とかこういうのでますます条件が悪くなってくると思うんですよ。だから、先ほども申し上げましたが、もうここは転用するしか方法がないと思うんですよ。こういうやぶになっちゃったら、周りは大変迷惑しますよ、農家しよる人は。

一番相談が多いのは、賦課金を、次の段階ですけど、そんなのがかかるから大変だと言って、子供がいるけど農業しないという人もいっぱいおるわけですよ。ここの田上地区は特に面積が多いんですけど、ほかの地域もいろいろ相談があります。農業委員さんがおっても、買手を見つけるのは解決できないわけですよ。農地を続けてあればですよ。ここは湿田でもあるし、誰でも買わないですよ、こういう土地は。そこら辺はどうですか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 先ほどお話ししていますように、守るべき農地なのか、守り切れない農地なのかということからまず入っていくということです。地域においても、当然、議員ご指摘のように、湿田であり、作れないと言われるような農地もございます。そういった農地については、地域内でしっかりした協議を持ちながら、今後どのようにしてこれを管理していくのか、あるいは先ほどおっしゃいますように、地目を変えまして、例えば樹園地と、柿とか栗とか、そういった木々を植えて今後、作付していくということもありますので、そういったものにつきましては、先ほど来お話ししましたように、地域計画、毎年これを7ブロックごと毎年やっていきますんで、協議していきますんで、そういった中で、地域としてどうしていくのかということも協議を重ねまして、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 今、課長と私と口論をしたって前に進まないと思うんですけど、農地が荒れない策を今後取っていただきたいと思います。

次に、2番に入りますが、耕作放棄地の土地改良賦課金の減免について指導はできないかをお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 耕作放棄地の土地改良賦課金の減免について指導はできないか、

そのご質問についてお答えいたします。

減免につきましては、町内6つの土地改良区それぞれの判断になりますので、指導というよりも、議員からそのような要望があったことを三股町土地改良協会にお伝えいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） この賦課金については、今、行政書士を通して、農地をもう竹山になっているところがあるんですね。それを土地改良に相談したら、ずっと賦課金を払っているの、今回は申請しても賦課金はかからないという判断も受けました。だから、こういう事例を一つでも、やっぱり皆さんにチラシなりで農家に説明をするなり案内をして、皆さん困っている人がいっぱいいますよ。その賦課金があるから、山にしたいけどとか、いろいろ相談があるんですけど、私たちはもう農業委員会のほうに一部話をしているんですけど、長田の土地改良区の方は、今まで賦課金を払っていなかったら賦課金が発生するけど、竹山になっていると。耕作不能地で、ここは山に認めるというような話も聞いておりますので、そこ辺一帯の判断がどこまでできるのか、そこ辺も役場とは関係ないと言われても、やっぱり土地改良のほうや町のほうも側溝やれるような予算を流したりするわけですから、全然関係ないという話じゃないと思うんですよ。いかがですか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 先ほどの答弁の中でもお話ししましたように、6つ土地改良区がございます。あと、そのほか水利組合もございます。それぞれの長い歴史の中で、こういった賦課金についての考え方があると思いますので、それぞれの土地改良区の判断ということが一番鍵になるというふうに思っております。

私どもは、この賦課金を減免するということについては、幾つか問題点もあるというふうに思っています。

例えば、耕作放棄地の土地改良賦課金を減免することになりますと、一方で、非耕作地の拡大につながるという懸念もあります。したがって、簡単に私ども役場のほうからこうしてくれ、ああしてくれと言うのは、かえってそれぞれの土地改良区の問題、課題の引き金になるというふうに思いますので、あくまでも今の段階では、6つの土地改良区それぞれの考えによるものと思っております。

したがって、先ほども言いましたように、こういった問題があるということについて、議員からご指摘があったということについては、お伝えするというふうにお答えしたところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（７番 新坂 哲雄君） 土地改良はやっぱり振興課のほうとは関連があるわけですから、こういった困ったことはやっぱり積極的に農家に説明するなり何かやらないと、陰でごどごどと言っても全然しないわけですから、明確な判断をしていただきたいと思います。

それと３番目の水が来ない水田があるがについて、またお伺いいたします。今と同じような話になると思いますけど。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 水が来ない水田があるが、何か対策はないか、このご質問についてお答えいたします。

用水路等に土砂等が堆積して通水できない場合、その土砂等の撤去は自力復旧が基本原則ですので、耕作者で行っていただくことになりますが、困難な場合は、土地改良区や水利組合、あるいは多面的支払交付金の活動団体等に相談していただきたいと思います。

用水路の修繕が必要な場合におきましては、その状況にもよりますが、先ほどと同じく、土地改良区等に相談していただきたいと思います。そのほか様々な外的要因により、今後も水が来る見込みのない水田につきましては、畑地化促進事業など国の補助事業もありますので、それらの事業を活用しながら、畑地化へ転換することも検討する必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（７番 新坂 哲雄君） 資料の梶山の１番のところが梶山水路で、一番末端のところで水が来ないので耕作をできないということで、この家があるところの周辺が約１町近くあると思うんですが、末端で水が来ないと。だから、売りたい、買手もない。負担はずっとせないかん。１０年以上、耕作放置で賦課金ばかり払っていると。こういうのはおかしいんじゃないかと。ここはもう事務局に早く伝えてあります。地元の農業委員を頼ってもすぐに動いてくれないということで私に言ってきました。

だから、こういう状況があるわけですから、何か分かりやすい、いつまでやるとか返答、何かくださいよ。相手も困っているわけですから。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 個別の案件につきましては、それぞれいろんな理由で売買できないとかいうものもございます。

この地域に限ってお話しさせていただきますと、この方へのお話は農業委員会あるいは農業振興課のほうでお話しした経緯がございます。そもそもこちらで田を植えたいということから、この農地を購入したということでもございました。それから、いろんな事情等で水が来なかったということであろうかと思いますが、こういった場合には、先ほど言いますように、ある程度大

きな面積であれば畑地化ということも検討できますんで、そういったものも含めまして、またその方にお越しいただいて、今後耕作する見込みがない、あるいは今後どうしたらいいのかということなども含めて、しっかりしたお話を進める中で検討してまいりたいと思っております。

これまで我々のほうでは、この方に対するお話合いはした経緯がございます。過去にも何回もしました。ところが、現時点でこういった耕作放棄地になっていると。こちらの農地につきましては、現時点ではいろんな事情で、耕作したいという方が今いないというような状況でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 難しい問題ではありますが、水田じゃなくて畑に転用ができるのであれば、そういう話もしていただければ荒れないわけですから、周りは助かると思うんですよ。やっぱりやぶになると、周りの人は迷惑するんですよ。一番近くにいらっしゃるので一番状況は分かっていると思うんですけど、やっぱり解決策を早く示していただきたいと思います。もう言っても返答が返ってこないわけですから、振興課に言っても返答が返ってこないわけですから。だから、そういうことでは農業委員もいるけど、実際動いていないわけですよ。だから、私なんか言ってきて、言いたくはないけど、そういう嫌みも言わないかん、こっちもあるわけですよ。それはもう堂々巡りになるから、この件はもう話は終わしましょう。

続きまして、家庭ごみについてお伺いをいたします。

同僚議員についても、ごみステーションの話が幾らか重複するところがあるかも分かりませんが、ごみステーション設置の支援はできないかをお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） ごみステーション設置への支援はできないかのご質問にお答えします。

本町では、ステーション方式に当たって、ステーションの管理運営の範囲に係る費用については、それぞれの創意と工夫の積み重ねをいただいております。

現在、ステーションに対する支援といたしましては、基本的事項を記載した看板の対応は行っておりますが、設置費用に対しての補助は行っていないところであります。設置費用への補助という形に限らず、どのような支援策が可能か、要する経費等も考慮し検討する必要があるかと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ごみステーションについては各地域にもありますが、大体田舎

のほうはぴしゃつとごみステーションが決まっていますよ。ここの、この周辺のごみステーション、ないです、網かけです。カラスの被害にも遭います。そしてここの庁舎にはいろんなお客さんが来ます。ここ入り口辺がああいう状況でどう思われますか。まず、それを伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 丸の2番でいいですか。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 2番。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えいたします。

廃棄物を扱う観点から申し上げれば、環境の美化が維持されることが当然望ましいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ごみ問題は公民館支部長の仕事だという話は、この周辺の住民のほうから聞いています。ごみを出される人も気が引けると。ぴしゃつと決まっていなくて、やっぱり安全ちゅうか環境を、出す人も安心して出されるようなところが欲しいわけですよ。この周辺がそういうことでは一番見本を示さないといけない地域ですよ、ここは。お客さんがここ来て、三股町は住みよい町かよっちゅって言われますよ、この周辺は。そういうことではいかんですよ。公民館任せじゃ、やっぱり指導をしないと、一つも片づかないですよ。

私もこの辺、あんまりこの辺をうろちょろすることはなかったんですけど、ここ二、三年見て、ここ汚いなあと。極端な言い方をすれば、それを受けますよ。役場の敷地の中、斜めになったものを網がかけると言ったら、不思議でならないですよ。

もうみんな、そこ辺帯の地域の人みんな、ぴしゃつと囲いを囲って、散乱しないような施設をどこも作っていますよ。どうですか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 役場周辺のごみステーションについて、環境美化を進めるべきではないかとのご質問にお答えをいたします。

ごみステーションにつきましては、生活に身近な場所であり、また生活に不可欠な場所でありますので、廃棄物を扱う観点からは環境の保全がなされることが大切です。

419 ございます各ステーションでは、管理者また利用者によって日々適切に環境の保全・維持をされているところでもありますけれども、町へのご連絡やご相談が寄せられる場合もございます。そのほとんどは、廃棄物の適切な排出やステーションの清潔の保持といった点に関わる事項ですので、その都度、管理者の方へ適切な管理の徹底や利用者への周知、指導などについて、ご連絡を差し上げているところでございます。

ご質問の役場周辺につきましては、3か所ごみステーションがございますが、同様に管理者の方へご連絡をさせていただいたところです。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 設置場所は決まっているけども、正式なところじゃないでしょう。

役場周辺の建築ブロックを積んである斜めのところに山積みしてあるわけですよ。そういうのは確保されている状況ではないと思うんですよ。やっぱりぴしゃっとした平地で、場所を決めてもらえば。今もうパレット方式の組立て式のごみステーションがあるんですよ、買えばですね。それを持ってきて、2人か3人くらい持ち上げて設置すれば台風が来ても飛ばないですよ。そこにドアがついちよれば、皆さんがぼんぼん入れやすいですよ。そういう簡単なものがあるんですよ。土地せかあれば、敷地がないといかんのですけど。だから溶接とかコンクリートを貼ったりせんでも、パレット方式の二、三人で持てば置けるような、パレット方式の組立て式があるんですよ。

そういうのを何か所か据えて、環境がよくなるような措置を取っていただけないですか。いかがですか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 先ほどのお答えのところになりますけれども、ステーションの管理運営というのは、利用者の方を含めました管理運営、それぞれの皆さんでやっていただく、主体的に行っていただくというのが基本原則になります。

現在、設置費用への補助というのは行っておりませんので、どのような支援策が可能かということについては、要する経費等も考慮しながら、今後も検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 幾度かカラスの被害に遭って、散乱しているところも見ておりますけど、やっぱり安定した確保ができるように今後進めていただきたいと思います。

町とは関係ないと言う公民館に投げかけても、全然動かないんですよ、今の状況では。だから、推進をするなり、ちょっとは強く言って、ごみステーションだけは確保していただくようお願いいたします。

次に、3番に入ります。

ごみ袋無償化、無料化はできないかにお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 家庭ごみ袋の無料化はできないかとのご質問にお答えをいたします。

本町では、指定ごみ袋といたしまして、平成８年度に有料化を導入したところでございます。有料化の導入目的といたしましては、一般廃棄物の量の抑制と再資源化、リサイクルの促進が共に図られることで、総じて廃棄物の適正処理を進めようとするものであります。約３０年を迎えようとしておりますけれども、この間、人口増加の伸びと一般廃棄物の量の変化を比較いたしますと、人口は８．８％伸びておりますけれども、ごみの総量は２０．１％減量をいたしております。

有料化を機に、焼却施設の延命化や収集、運搬、処理に係る経費の削減、またリサイクルは当たり前という意識の一般化が図られるなど、ごみ袋の指定と有料化は一定の効果があるものと考えております。

なお、指定ごみ袋の販売で得ました料金は、袋自体の製作費に充当をいたしております。販売価格は現在据え置きでずっとまいっておりますけれども、近年続きます原材料費の高騰などにより製作単価は上がり続けておりまして、現在見直しを検討したいと考えているところです。

ごみの減量化、廃棄物の適正処理、こういったものに効果を生み出している施策が、施策自らで財源を捻出できているということを考慮いたしますと、無料にするということは考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（７番 新坂 哲雄君） 市町村によっては無料化をやっているところもありますよね。

本町もあらゆるものが無料化、無料化で、町の財政も痛むんですけど、物価高騰ですよ。一般住民は少しでも軽減されるような政策を取らないと、ごみの袋代がどのくらいかかるのか分かりませんが、家庭としては皆さんが利用するわけですよ。全体的に毎日ごみが出るわけですよ。そういう少しでも軽減をしていただくような政策は取れないのですか。

費用がかかるのは分かるんですけど、皆さんが「町は住民をばかにしてないな」と言われるように、思っただくように考えてもらうわけにはいかんですか。どうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えをいたします。

ごみ袋の有料化は、そもそも目的を持って始めて、それなりの効果があつて、そして皆さんに等しくご負担をいただいているというところで、このごみ袋の有料化とごみの減量化というものが均衡よく実施ができているという点を考えると、皆さんに等しくご負担をいただくという点がやっぱり大事だろうというところで考えておりますので、皆さん生活がいろいろおありになると思うんですけれども、個別のところでは減額をすとか、そういったことは考えておりません。

以上になります。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（７番 新坂 哲雄君） 何か閉鎖的で、考えで、残念でなりませんけど、本町より小さい市町村がやっているわけですから、本町もそれぐらいの考えを持って頑張ってもらうわけにはいかないでしょうか。町長でもいいけど。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今、環境水道課長が答えているように、人口は伸びていますがけれども、有料化によってごみの減量化が果たされていると。ごみの減量を果たすための有料化ということで、製作費だけのご負担をいただこうと。それ以外の収集、運搬関係については約２億から３億近くかかりますけれども、それについては町が負担すると。そういうふうな取扱いをしております。

小さい町ではやっているところもございしますが、具体的に申し上げますと、宮崎市では大の袋が１枚当たり４０．７円、４０円ですね。そして、延岡市では３２円、そして日南市では４０円、三股町は１７．６円、都城市が１６．５円。都城市のほうは今値上げはしていませんけれども、都城市、この圏域というようなことで、大体同じような値段で運用してきたところでございます。

ただ、やはり製作費も結構値上がりしていますので、その辺りの検討をさせていただきたいというふうに思っていますけれども、無料化というのは、やはりごみの量がどんどん増えていく可能性もございしますので、これだけは町民の皆さんに負担していただきたいなということで、宮崎市を考えるとその半分ですから、そういう意味合いでご協力いただきたいというふうに考えています。

ですから、今のところ無料化は考えていないというふうに考えています。

ただ、無料化については、また保育料とか、それとか高校生までの医療費の無償化とか、それとかほかにもいろいろと検討すべき課題があるのかなと。給食も小学校もどうなるのか、ちょっと今後の政治の流れの中で変わってくるかと思っておりますけれども、そういうものに努力したいんですけれども、やはり負担していただく、受益者負担のところ、やはりお願いしたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（７番 新坂 哲雄君） 町長がおっしゃるのは十分分かるんですけど、やっぱり町民から見たら、町は何か町民のために努力しているような姿があれば、また町長の格も上がるかなと思っておるんですけど、町長もちょっと前向きに考えて、ほかのものに無料化でやったら大きな金を使っているわけで、これはもうみんなが喜ぶあれですので、何か半分でも見てくださいよ。少しでも気持ちを出せばいいですよ。それも住みよい町ですよ。もう一回お願い。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 本当、無料化というと聞こえも非常によくて、そして皆さん方に喜ばれることはわかっています。

でも、やはりごみの減量化というのは進めていく必要があるなど。要するに、ごみというのはどちらかというと無駄なお金なんですね、はっきり言って。清掃工場に持って行く収集、運搬を含めて、それがどんどん増えていくとなると、より町の負担が増えていく。負担が増えていくということは、やっぱり町民のまた負担も増えていくという悪循環に入りますので、そういう意味合いでは、ここだけの有料化は、今のところ皆さんにお願いしたいというふうに考えております。

ですから、そのところはまた町としましても、値上げということも今検討していますので、十分説明責任を果たしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 町長の説明は分かったようで分からないような気がいたしますけど、財政が厳しいのは分かっているんですけど、またほかのものを、無料化をちょっと削って、こっちのほうに金を回してもらいたいような感じは受けます。

この件については一応終わります。

3番目の第5地区防災センターのり面について、現在芝であるがコンクリート吹きつけはできないかの質問をいたします。伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 第5地区防災センターのり面のコンクリート吹きつけの考え方についてお答えしたいと思います。

このご質問は、令和6年3月定例会の一般質問にて一部質問された内容であります、のり面の外構工事では、一般的に安定勾配と呼ばれるのり面工法で、造成により安全性を担保した上で、芝張工を採用したものでございます。

斜面の除草作業におきましては、一般的に町内公園と同様ののり面勾配であることから、背負い式草刈り機を使用しても問題はないとの判断ですが、一般的に見て、勾配のある箇所の作業は危険性が高まることから、斜面の除草管理につきましては、危険性の回避と芝管理を含めて、専門業者に委託をしているところでございます。

コンクリート吹きつけにつきましては、一般的に天然の土層が岩の場合は施工しますが、防災センター斜面は土砂のため、植生工の一つである芝張工を採用したものでございます。また、コンクリート吹きつけを行う場合の費用は、芝張工の約7倍となることから、費用対効果を鑑み、また安全性の面から問題ないことから、コンクリート吹きつけの改良については考えてはいない

ところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） この質問は以前にもいたしました。土木事務所にちょっとお伺いをかけたら、斜面でも吹きつけは可能だと。やり方は工夫すればできるという話を聞いております。

そして2月半ばやったのですが、防災センターで火災あったんです。飛び火ですけど火災が発生しましたね。のり面が燃えました。それでみんなびっくりしてコンクリにしてもらわんと、今後が心配ということで、再度、私は今日言っているんです。

周りが山と人家ですわ、公共施設もありますよ。また、たばこの火でもぼいやれば火が燃えますよ。その危険性があるので将来を見据えて、やっぱり今、全国で山火事が起こっていますがね。ああいう状況になりかねませんよ。ああいうところに山が周りにあって、火がてっからなかったから、まあ、山、一安心したんですよ。全国的にはもう手がつけられない、なんぼもいるんですよ。将来的に安全なほうを取るように吹きつけをせないかんですよ。住民等から今日、昨日も言われましたよ。「あっこはどげんかしてくれな困る」と「怖かった」って言って。

どこの業者が払ったのか分かりませんが、片づけもせず、そのまま置いてあった、余計、火が燃えたとありましたよ。確認をされているのか、そこら辺をお伺いいたしますけど。やっぱりきれいに払えば延焼はあまりしないと思うんですよ。

「草がどっさりあった」と、「それが燃え上がった」と、「余計危なかった」って言って。なぜか火がてっかると風が吹くんですよね、なぜか。「もう怖かった」って言ったですよ。ごみは燃やしたらいかんとやけど、飛び火したんですよ、隣から。

やっぱりそういうことがあるから、それでまた山に火がてっかってみなさい、手がつかんかったらヘリコプターで消さないかんことになりますよ、周りが山やから。ああ燃えますよ。そういう危険性も考慮して、何か銭はかかるかしれんけど、将来安心して。防災センターが火事やっていうことはおかしいですよ。いかがですか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今回の火災について申し上げますと、飛び火というのか、火が入ってしまったということで、一つ今ご指摘があったとおり、あそこの草刈りについては専門業者をお願いしています。

一つやっぱり反省すべき事項は、草を刈った後の後始末。それをしてなかったというのが今後の反省点として、また業者のほうにもお願いをしなければいけないと思っておりますが、この火気の注意とコンクリート吹きつけは、全然私は関係ないというふうに思っています。

やはり、それは注意しなければいけない。こちらのほうで草を刈った後の後始末が要因であるとするのであれば、そちらのほうを再度、二度と起こらないように業者のほうに指示し、うちのほうで再度確認をするというのを徹底して行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 説明を受けたんですけど、もう考え方が全然違うんですね。住民のところに住んでみなさい、いかに怖かったか、皆さん。私も火事はどこやろうかって、防災センターって聞いてびっくりしましたよ。どういう考えで芝は張ったのかなと考えましたよ。あそこに来た人はみんな言いよったですよ。何で、ここは昔は玉石やったって、こんな火事にはならなかったって、わざわざ火が燃える状況をつくるわけですから、なおいかんということで、もう心配ですよ。

草を払ったものが風で、屋敷内に芝なんかの刈ったやつが風で庭にまで来とった状況があって、また火災だとやっぱり心配しますよ、住民は。やっぱり、人ごとで済む問題じゃないと思うんですよ。やっぱり住民のあそこの辺に住んでみなさい、いかに怖いかな。

今、全国で山火事が消火しないんですよ、何日くらい燃えよったのですかね、もう雨が降って鎮火だいぶしているような状態ですけど。あの状態になり兼ねないですよ。何か前向きに考えてくださいよ。

のり面がおかしいとか、どうのこうの言われたって防災を兼ねてあの周辺はやっぱりきれいにしないといかんですよ。何回も酸っぱいことは言いたくないけど、改革してくださいよ。今、技術が進んでいるんですから。

のり面も、あの土木事務所は今、33号線も工事をやっていますけど、年中機械こんなものが案外うまくいくんですよ、こういう例はどっさりありますよって言っているんですよ。だから難しいことじゃないので、今後の課題としてやってください。

まあ、予算はかかるかもしれんけど、後の払う金とかそういうのを考えたら安心ですがね。どこが払えたのか分からんけど、完璧に払ってないんですよ。そりゃあ勾配があるから、人間が危ないから、草もあっちこち払つとるところもあるけど、残つとるところもどっさりあったんですよ。だから余計、燃えたんですよ。まあ、あんまり言うて関心がないからいかんけど、何か究明を示してしてくださいよ。

以上ですが、いかがですか、もう最後に。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 第5地区防災センターの土手というところじゃなくて、各公共施設を含め、そういった土手のある場所、草刈り、地区の方が対応するわけですから、その火気の危

険性と、その吹きつけ工事のこととつながらないんじゃないのかなと思ってます。私の考えとしては、吹きつけの考えは全くありません。

最後の回答とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 何か納得ができないような話で終わったんですけど、やっぱり一度あることは二度、三度また火災が発生するんですよ。

たばこの火がぼい投げられるんですよ、道路沿いで。それもまた延焼しますよ。私がまた言うた、昔のこと言うた、やっぱりなったかと、あとから反省されないような方法を取らないといかんですよ。おまけに防災センターが火事だっていったら考えられないんですよ。やっぱりそこ辺もよく考えてください。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） これより15時30分まで本会議を休憩します。

午後3時18分休憩

午後3時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位2番、岩津議員の残りの一般質問を行います。岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） それでは、引き続きお付き合いいただきたいと思います。

通告、質問事項の2番、近隣公園の駐車場の整備についてということですが、途中でありましたので、もう一度、すいません、ご答弁のほうをちょっとお聞かせいただければと思うんですが、もう一度、駐車スペースを整備することが検討できないかということで、答弁のほうをお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 町内の近隣公園と位置づけする【新馬場・稗田・植木・一丁田・蓼池】公園において、駐車スペースを整備することが検討できないかのご質問にお答えいたします。

町内には19か所の都市公園があり、そのうち近隣公園は7か所ございます。近隣公園は、近隣に居住する方々の利用を目的とした公園として位置づけられているため、現在、町内の近隣公園で駐車場を備えた公園はございません。

また、近隣公園の目的を考慮し、現在のところ駐車場を整備することは考えていないところで

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（１番 岩津 良君） 確かに、近隣公園という形で歩いてくるのが基本というような位置づけなのかもしれないですけども、エリアによってはご高齢者の方々だったりとかっていうところに関しましては、やはり歩いてくるということに関しては困難な状況が見受けられるのかなと。

ましてや、公園でグラウンドゴルフをされたりとか、そういった形でコミュニティーを毎週毎週行っているというご高齢の団体等がありますので、それでも、やはり側溝の蓋等かけていただいているので、縁脇に止めていらっしゃるというような状況でありますし、実際駐車禁止エリアではないですけども、次代の居宅住域も変わりまして、公園の周りに家が建ったりとかいうふうな状況の中で、やはり止め方によっては、周りの住民から苦情が来るといったようなことも実際にはあるというふうに聞いております。

そういった場面においても、様々、植木や新馬場公園やそのほかの近隣公園等の中で事情があるんですけども、例えば、植木公園になるんですけども、先ほど午前中に申し上げました、遊具がリニューアルして様々な方が来られるというところで、入り口に半円ぐらいの形の部分で、よくあそこの場所に駐車をされている状況が見受けられます。

一つ相談をいただいた内容なんですけど、結構この入り口付近に詰め詰めに車を止めた場合なんですけれども、ある一つの子育て世帯の方が、もうベビーカーすら通れないと言われたことがありました。

結構、特に土日とかだと、かなりぎゅうぎゅうに止めたりとか、道脇に止めたりとかしているような状況なので、ベビーカーないし例えば車椅子の方なんかもう入ることができない、ましてや反対側の空いていたらそっち側に回って入らないといけない、入り口は限られていると思いますので、そういった状況が見受けられるというか、話を聞いたこともございます。

なので、例えば、この近隣公園で言いますと公園の指定といたしましては、指定の避難場所としても位置づけられているというふうに確認できる次第ではあるんですが、こういったベビーカーないし車椅子も入れないような駐車状況、まあ駐車をされる方のモラル面もあるかもしれないですし、駐車場として取り扱っている入り口付近ではないので、正確に駐車をするというようなところではないんですけども、そういったところも鑑みて、ベビーカーや車椅子の方々の入りづらいような状況というところも鑑みて、この駐車の整備というところに関して、まあ指定避難場所でもあることですから、どういうふうなお考えなのか、もう一度ご答弁をお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） お答えいたします。

植木公園のお話が出ましたが、遊具を更新いたしましてから確かに利用者の多いことは認識しております。半円形の入り口のところに車を止めていらっしゃるというのはよくあるんですけども、駐車場としての、議員もおっしゃいましたが、駐車場としての位置づけではありません。ですので、どういうふうに止めないといけないとか、あるいは止めなければ止めないほうがいいんですよね。そういった駐車場としての位置づけではありません。

ですので、先ほど回答いたしましたように、現在のところ近隣公園で駐車場を確保している、備えた公園というのはないという認識であります。

ですから、車を止めて車椅子だとかベビーカーが通れないということであれば、それは車を止めさせない方向にかじを切るしかないんですけども、なかなか一応スペースにそこに止めて利用されている現実がありますので、なかなかそれを取り締まるというか、止めさせないというのもまた難しい話かなというふうに思っております。

避難場所としての役割も当然あります。しかしながら、避難のときには車を使わないというのが原則でありまして、徒歩で荷物を持って避難するというのが原則です。皆さんが車を使うと大渋滞が起きて、もう避難できなくなりますので、避難のときには皆さん車を使わないという原則ですね。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 確かに避難に関して車で避難してくるというような考え方ではなくて、たまたまこういった満タンに駐車をされていた状況で避難に発生が必要になった場合、もうやっぱり避難として入りづらい方は避難しにくいよというふうな形で考えたときに、入り口にこういう駐車の止め方っていうところに関して、やはり難しくなってくる人もいらっしゃるというところの現実を知っていただけたら、どうなのかなというふうなところを考えたときに、やはり駐車の問題というところは、確かに一から整備するというところは、予算的にもなかなか現実的ではないところもあるかもしれませんが、今後の利用状況等も鑑みて、高齢化も含めて考えると、やはり歩いてくるだけではなかなか難しくなってくるというふうな部分も踏まえて、駐車の部分を、例えば公園内に新たに整備を取り壊して作るとかではなくて、例えば近隣の土地等を活用した形も踏まえて、いろいろと対策が練れないのかなというふうに考えるところでありますので、こちらの近隣公園の駐車に関しても、ごみも関しまして難しい問題ではありますけれども、ぜひこの件に関して何が正解かというところは分からないんですが、駐車に関してこういった状況があるところに対して、何か対策を打っていただければありがたいかなというふうに思います。

それでは、通告事項の２番に関しては以上になります。

次の質問に移らせていただきます。地方公務員の働き方についてというところに対しまして、次項に移りたいというふうに思います。

２０１９年の国家公務員の副業解禁に関する改革が行われたというところで、国家公務員の兼業についても、信をもとに副業を許可する枠組みが整備されるとして、国がそうした多様な働き方の改革に伴って、地方公務員等の副業、兼業というところが注目されつつあるというふうな形で、その背景として、多様な柔軟な働き方の需要の高まりというところで、ここに関しましては、民間等も限らず多様な働き方は様々推進され、工夫を凝らしているところではあるんですが、人口減少に伴う人材の希少化を踏まえて、本業以外での地域の課題の解決等や、積極的に取り組む観点や、また地域の産業の中でも、例えば、第１次産業等の担い手不足の単なる労働力の穴埋めだけではない解消とキャリアアップ、幅広い人脈形成、本業に生かすことができるようにというところで、兼業の許可整備をするというところですが、県内においても新富町では、兼業促進制度というものが存在しているということのようですが、地方公務員の兼業ということで、国が、働き方に関する分科会の中で事例等も踏まえた報告を公表したりとしているところでございますけれども、現実的には、民間との距離感や運用上の問題点を懸念する中、様々な検討する必要性はあるかと思いますが、本町においての現状を今回聞きたいかと思います。

質問要旨の１番、町職員等における副業についての、どのような場合許可をしているのか、またその許可をしている場合はその件数は、そして副業並びに兼業についての明確な基準というのを伺いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 町職員等の副業、兼業に関して回答をさせていただきます。

地方公務員は、地方公務員法第３８条におきまして、営利企業への従事等の制限が課せられております。条文では、職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業、または金融業、その他営利を目的とする営利企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、もしくは自ら営業企業を営み、または報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならないとされております。

ただし、地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる、パートタイム会計年度任用職員の兼業は禁止されておりません。

職員は、任命権者の許可、つまり本町でいきますと町長の許可があれば、営利企業等に従事することの制限が解除されます。

許可の判断に当たっては、人事院規則、職員の兼業許可に関する内閣府令第１条に準じて、全体の奉仕者たる職員の本質に反し職の専念義務と矛盾するような結果にならないよう、また利害

関係なく、その発生のおそれがなく、かつ職務の遂行に支障がないと認めるときに限り許可すべきとしてあります。

具体的な許可、また許可を必要としない事例としましては、1つ目に、消防団、子ども教育活動、スポーツ指導員など報酬があっても公益性の高い地域貢献活動。2つ目に、年収500万円未満が基準とされている小規模な不動産投資。3つ目に、株式投資や資産運用。4つ目に、専門性の高い研究や地域貢献度の高い講演、あとは講師。5つ目に、執筆活動。6つ目に、小規模農業。7つ目に、家事手伝い等が事例として挙げられているところでございます。

また、本町に従事する会計年度任用職員は、全てパートタイムに属しているところでございます。

本町における兼業、副業の扱いにつきましては、具体的に禁止する職種はありませんが、1つ目に、兼業先の業務と勤務時間が重複しないということ。2つ目に、職員としての職の公正を確保できなくなるおそれがないこと。3つ目に、職員としての信用を損なうおそれがない、以上3点に注意して届出の受理をしているところでございます。

また、労働基準法の観点から、個人事業主を除き、兼業先と役場の合計した労働時間が1日7.75時間、週38.75時間を超えない範囲になるよう指示はしているところでございます。

現在、兼業、副業の届出及び許可している案件につきましては、正規職において執筆活動が1件、スポーツ指導員が1件、農林業センサス調査員18件、これ任期つきで許可しております。

また、会計年度任用職員につきましては、建物の夜間清掃1件、実子の飲食店手伝い1件、イベント出展1件、以上でございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 教職員等の副業、兼業についてお答えいたします。

本町における教職員は、町費負担教職員と県費負担教職員がおります。

まず、町費負担教職員につきましては、町職員と同様、総務課長がさきにお答えした対応となっております。

次に、県費負担教職員につきましても、町職員と同様、地方公務員法第38条によるところで

す。

また、教育公務員であることから、教育公務員特例法第17条に、教育に関する他の職を兼ね、または教育に関する他の事業、もしくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと、市町村教育委員会において認めた場合には従事することができるというふうにされております。

現在のところ、県費負担教職員において、副業及び兼業について許可している者はありません。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（１番 岩津 良君） 様々な件数等のご報告をいただきましたけれども、実際、ここ数年で副業、兼業の制度というところが全国的に増えているといったような状況ですけれども、制度化された自治体であっても、理解や実際の本業の業務量といった環境の要因によって、職員が実際の副業、兼業を行うには様々な運用の障壁があるというところがあると思います。動向を捉えながら検討もしていただきたいと思う中で、次の質問に移りたいと思います。

開庁時間を短縮し、職員の勤務時間と開庁時間に差をつけている自治体もあるというところで、窓口の時間に関する質問でありますけれども、質問要旨の２番になります。

都城市のほうでも、ニュースのほうで１時間窓口の短縮を行うというふうなことで流れておりましたけれども、この開庁時間の短縮・変更の導入する自治体というところが様々起きている上で、本町に関しての見解はというところで、要旨２番のほうに質問を移りたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 窓口の開庁時間を短縮・変更を導入する自治体が増えてきている。職員の時間外手当削減や業務改善などの働き方改革や業務の生産性向上を図る上でも有用だと思うが、その見解はとのご質問にお答えをいたします。

行政手続のオンライン化やコンビニ交付サービスなどの普及により、住民サービスのレベルは引き続き維持しながら、職員の残業時間の減少や政策課題の解決に取り組む時間の確保などを目的に、窓口受付時間を短縮する自治体が増えてきております。

九州で初めて取り組まれたのは福岡県糟屋地方にある古賀市で、今年の１月６日から１時間半の短縮を実施いたしました。

県内では、宮崎市が６月２日から、都城市が５月７日から、いずれも午前８時４５分から午後４時半までとし、１時間の短縮を行うとのことです。なお、都城市は毎週木曜日は午後７時まで夜間窓口を開設されております。

本町では、第８次行政改革大綱を審議いただくため、自治公民館長や民生委員、児童委員、行政相談委員、町議会議員などから構成する三股町行政改革推進委員会を１月に開催した際、窓口の時短についても議論されました。

その中で、町民サービスに影響しないことを前提として、職員の時間外勤務が減るのであればよいことと思う。しかし、町民の生活様式は多種多様であり、窓口に来たくても来られない人への対応には配慮してほしいなどのご意見を頂戴したところです。

本町も令和４年の１月からコンビニ交付、令和５年の１２月からは書かない窓口を始めており、住民サービスの維持を前提に、短縮された自治体の状況なども参考に、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） また、これから様々な検討をしていくということになりますし、また住民サービスの低下につながらないようにというところで、DX等の対応も含まれて効率化も行っているというところもありますけれども、やはり従来求めた対応っていうところの求めている方も中にはいらっしゃるというところと、また、お昼時間帯の部分においても、窓口というところは今のところ限られた形の業務というふうで窓口でやっている状況ではある中で、都城市のほうも夜間の窓口だったりとか、柔軟性のある窓口対応というところも、やはり町民にとって喜ばれる内容ではないのかなというところも反映して、職員方の皆様の業務量の部分だったり、時間外の勤務というところも鑑みて、様々検討する必要はあるかと思うんですけれども、やはり、これから働き方の中で人材の確保というところの面においても、副業、兼業も踏まえて、柔軟性も富んだ形で導入していく、また検討していく必要もあるのではないかと思います。

やはり、これから就職を希望される方も、昔は氷河期時代というところもありましたけれども、もう今は働き先がたくさんあって、もう選ぶというふうな時代になってきている中で、本町がこれから採用していく面で、選ばれていくような働き方というところを推進していかなければならないのかなというふうに思います。時代に合った自治公民館運営に対してもそうですけれども、時代に合った、時代に即したというところに関しまして、やはり対応していくというふうなところを鑑みたときに、これまでと同じ条件で選んでもらえるのかというところも踏まえて、人材確保、また処遇、働き方に対しても創意工夫を凝らせていっていただきたいというふうに思います。

これで、以上の私の一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は、明日11日以降に行うことといたします。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時52分散会

令和7年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和7年3月11日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和7年3月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1 番 岩津 良君	2 番 中原 美穂君
3 番 上西 雅子君	4 番 西村 尚彦君
5 番 田中 光子君	6 番 堀内 和義君
7 番 新坂 哲雄君	8 番 楠原 更三君
9 番 堀内 義郎君	10 番 内村 立吉君
11 番 指宿 秋廣君	

欠席議員(1名)

12 番 山中 則夫君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君

町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	福永 朋宏君
高齢者支援課長	……………	杉下 知子君	農業振興課長	……………	山田 正人君
都市整備課長	……………	田中 英顕君	環境水道課長	……………	岩元 勝二君
教育課長	……………	島田 美和君	会計課長	……………	瀬尾 真紀君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。

また、50分を超えて残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができるというしておりますので、ご協力をお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、内村議員。

〔10番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（10番 内村 立吉君） おはようございます。今日は東日本大震災から14年、そして大船渡市の山林火災、被害に遭われた方々のお見舞い申し上げます、改めて。

そして、昨今、この前、宮日新聞に載っていました74歳の主任女性児童委員の方の話を紹介したいと思います。食べ物を飲んだときに起きる高齢者の誤嚥の予防についてであります。誤嚥の予防について、うがいをすることであり、二通りのうがいがあるそうです。口をしっかりと閉じてのぶくぶくうがい、口の中で水を左右前後に動かすうがい、喉や口の動きを調節することがいいことだそうです。どちらも筋肉を意識して5秒程度すると、誤嚥の予防になるということでした。この方はサロンでも紹介されているということです。また、インフルエンザの予防にもなるということでした。現在もテレビで紹介されたことを実際に行っているということでした。

それでは、質問に入りたいと思います。

スポーツ庁は、小学5年と中学2年の全員を対象とした、2024年度の全国体力テストの結果を公表しました。50メートル走や握力など、実技8種目の結果を点数化した体力合計点数、80点満点、8種目ですので10点満点ちゅうことですね。

全国の平均値は、小学5年男子が52.5点、女子が53.9点、本県の公立学校の平均値、小学5年男子53.64点、女子55.25点だったということです。本県の公立学校につきまして、小学5年、どちらとも全国平均を上回っております。本県における小学5年男子・女子の体力テストはどのようなものであるかということで伺います。あとは質問席にて質問していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査、いわゆる全国体力テストにおける、実施8種目の結果を点数化した体力合計点について、本町の状況をお答えいたします。

先ほど言われましたように体力合計点は各種目10点、80点満点となっております。本町の小学校5年生の男子は52.77点でした。これは全国52.5点を上回り、県53.64点を下回る結果でした。また、本町の小学5年生女子については56.91点でした。これは全国53.9点、県55.25点とともに上回る結果でした。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 52.77ちゅうことですね。52.5が全国平均ですから、上回っておったということですね。56.91が男子生徒ですかね。（「女子」と呼ぶ者あり）女子ですかね。はい。どちらもいい平均点数が出ているちゅうことですね。はい。

それでは、次に行きます。

中学2年の男子につきましては、23年度より改善して、新型コロナウイルスの水準に戻ったということであります。全国の中学2年男子平均値が41.7点、女子が47.2点、県の公立学校の平均値が、中学2年男子43.41点、女子48.96点だったということです。本県の公立学校につきまして、中学2年男子・女子平均を上回っております。本町における中学2年男子・女子の体力テストはどのようなであったかということ伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 本町の中学2年生の状況についてお答えします。

体力合計点では本町中学2年生の男子は44.30点でした。これは、全国41.8点、県43.41点とともに上回る結果でした。また、本町中学校2年生の女子につきましては54.51点でした。これは、全国47.3点、県48.96点とともに大きく上回る結果でした。

なお、体力合計点は各種目をそれぞれ10点満点として合計したのですが、小学校よりも中学校の基準のほうが高く設定されております。このため、中学校の体力合計点が低くなります。例えば、小学校男子50メートル走は8.0秒以下で10点ですが、中学校男子は8.0秒では

4点となります。10点は6.6秒以下というふうになっておりますので、基準の違いで中学校の点数のほうが、小学校の点数より低くなるというような結果にはなっております。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 男子が44.30ですね、で女子が54.51点ということですね。どちらも全国、県平均を上回っているちゅうことですが、これからもこのようなすばらしい結果が出るように、いろいろと指導をよろしくお願いしたいと思います。

運動やらスポーツの訓練は技術を磨いたりして体力を高めるために行って、競技や表現力をよくするためと言われておりますけども、訓練には2種類あって、技術を磨くものもあり、体力を上げるためのものもあると言われております。トレーニング、練習ということでもありますけども、このような中で質問調査も実施されたということでもあります。

今、スマホとかいろんなことをいじったりして、いろんなことが言われておりますけども、授業以外での運動時間は、1日1時間に相当する週420分以上の割合が、23年度に比べて上昇しておるということでもありますけども、男子は変わらないということでもあります。女子は低下ということでもありますけれども、これから先、今、結果をいろいろと教育長が言われましたけども、今後、考えているというようなことがあれば伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 各小中学校では体力テストの結果を踏まえまして、毎年、スクールスポーツプラン、いわゆる体力向上プランを作成しております。例えば、小学校では体育の授業開始時にサーキットトレーニングを行ったり、縄跳び月間を設けたり、昼休みのボール運動の推奨などを行っております。

中学校では体育の授業開始時に毎時間500メートル走、腹筋、背筋、腕の筋肉を鍛えるトレーニング等を行っております。全学年、持久走の必修、昼休みの運動器具の貸出しなど、計画的、継続的な取組を行っております。三股中学校はこの取組の状況が結果にも現れており大変すばらしいということで、令和6年度宮崎県体力づくり優良校に選出され、表彰を受けております。

また、全国体力テストの質問紙調査において、「運動が好き」「運動が大切」と回答した本町の児童生徒の割合は、小学校、中学校ともに全国県平均を大きく上回っております。小中学校を通じて運動に親しむ意欲や態度の育成を図ることで、中学校での体力向上につながっていると考えておりますので、引き続き、各学校の児童生徒の実態に即した取組の工夫を推進してまいりたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） いろいろな取組をなされているということですが、県から体力づくりの優良校に指定されたちゅうことですね。これからも、また、今まで、継続してやる

ちゅうことはなかなか難しいですけども、そのような形で取り組んでいただければと思います。

体力テストについて質問してまいりました。いろいろと私なりに調べた結果を申し上げさせていただきますけども、専門家の方がいらっしゃいますけども——分かってるかもしれませんが、教育と運動ということで、脳を鍛えるには運動しかないというようなことを知りました。この中で、運動した後に気分がよいのは心臓から血液が盛んに脳に送り出されているちゅうようなことで、脳がベストの状態になるからだということを知りました。運動が脳にもたらす効果は、体の効果より魅力的であるというようなことを知りました。運動は物すごく体にいいちゅういうふうなことも知りました。

今、いろんなことでストレスとか不安とか鬱、依存症ということを言われていますけども、これの中で、この運動というのはいろんな面でいいということを改めて分かりました。この、今回の質問する中で私も調べた中で知らされましたので、お互いに共通して、勉強しながらやっていかなければならないのではないかと考えております。

その中で、次に行きたいと思えますけども、町税についてですね。

町税についてであります。平成26年から令和5年まで10年間の収納状況、滞納状況についてということであります。町税の10年間の推移を見たときの中で、町税の収納状況について質問したいと思いますけども、町税の収納率については平成26年度が89.93%であり、収納率が徐々に上がって、令和4年度は94.19%まで上がっております。そのような中で、令和4年度から5年にかけて収納率が減少しているということでもありますけども、減少しているというのはどのようなことであるかということ伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 町税の収納率が減少しているのはどういうことであるかとの質問にお答えいたします。

令和5年度に決算におきまして、各町税の収納率は個人町民税の現年度分、滞納繰越しも合わせて全体収納率が96.34%、令和4年度が96.54%の0.2ポイントの減となっております。法人町民税の全体収納率が99.89%、令和4年度99.74%の0.15ポイントの増となっております。固定資産税の全体収納率が96.70%、令和4年度96.72%で0.02ポイントの減。軽自動車税の全体収納率が96.51%、令和4年度96.37%で0.14ポイントの増。町税全体の全体収納率が96.91%、令和4年度97.02%で0.11ポイントの減であります。また、国民健康保険税の全体収納率が82.23%、令和4年度83.77%で1.54ポイントの減であります。

平成24年度以降、年々収納率の増加で推移していましたが、令和4年度、令和5年度につきましては、議員のおっしゃるとおり減少しております。令和5年度につきましては、令和4年度

と比較すると、個人町民税、固定資産税、国民健康保険税の収納率が減少しておりますけども、現年度の課税分で見ますと全体収納率は増加しております。

全体収納率の減の主な原因としましては、大きいのは、税務署からの所得税調査による7年間の追加徴収等の影響にあるということが挙げられております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 詳細的にいろいろと説明がありましたけど、全体的には収納率は上がっているちゅうようなことでよろしいわけですね。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 過年度分が、後の質問でありますけども、滞納繰越しは調査等により増えておりますので、過年度分は下がっておりますけども、5年度の現年の課税分については、徴収率は上がっているというところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） それでは、次に行きます。

町税の滞納繰越額について、10年間の推移につきまして平成26年度からすると大分減少しているのがよく分かります。その中で、令和5年度に比べ、6年度の滞納繰越額が738万1,732円増加ということであります。増加しているということとはどのようなことであるかということ伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 滞納繰越額が増加しているのはどういうことであるかの質問に答えいたします。

先ほど、収納率と同じですけども平成24年度以降、滞納繰越額も減少で推移しておりますけども、令和4年度、令和5年度は増加しております。令和5年度につきましては、令和4年度と比較すると、個人町民税、固定資産税、国民健康保険税の滞納繰越額が増加しております。

主な原因といたしましては、先ほどの質問1でお答えいたしました税務署からの所得税調査による追徴課税、追加徴収分と、物価高騰や離職者の増加などが影響したものと思われま。

今後の滞納者の対応といたしましては、従来どおり広報啓発、督促、催告、差押えや分割納付、資格確認書等の発送時期の呼び出し時に納税相談等を、滞納者の状況に応じた対応を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 以前に収納特別対策課ができたということで、大分、最初から

すると滞納率が減少している状況でありますけども。

次に、町税の差押え件数、充当額の推移というようなことで、どのようなものであるかということで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 町税の差押え件数と充当金額の推移についてどのようなものであるかとの質問にお答えいたします。

令和５年度の差押え件数と充当金額については２３９件の５６０万５，７４１円で、令和４年度は２７１件の６８８万６，５５９円、令和３年度は２８４件９５６万７，５３８円となっており、減少傾向となっております。

差押え件数と金額は減少していますが、主な原因としましては納税相談が増え、分割納付の制約件数は、令和４年度が２７３件に対しまして、令和５年度は３８６件として増加していることが要因であると分析しております。

なお、令和６年度３月現在での差押え金額については６６４万円ほどということで、昨年度よりは増加している状況でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（１０番 内村 立吉君） 昨年度よりは増加しているちゅうようなことですが、今後も特別収納対策課ができてから収納率が大幅上がっているようですけども、このような状態でやっぱり続けてほしいと思います。

次に行きます。

農業用施設災害復旧工事につきまして質問したいと思います。

令和６年度梅雨前線豪雨災害、台風１０号災害ということで、福留地区の樺山用水路ということとであります。この福留地区の樺山用水路の復旧工事の状況、今後についてということで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 令和６年度梅雨前線豪雨災害や台風災害における福留用水路の復旧工事の状況、今後の見通しはどのようなものであるかのご質問にお答えいたします。

福留用水路災害復旧工事につきましては、梅雨前線豪雨によりまして、水路トンネルが崩落した箇所、延長２４メートルと台風１０号により水路橋下流部ブロック積み区間の崩壊箇所、延長１７メートルの復旧工事を行うものです。

本年１月２３日になりますが、２か所とも工事業者が決定し、既に工事に着手しており、水稻作付の田植えに間に合うよう５月末までには通水する予定でございます。

また、水路橋下流部の再被災を防止するために、災害関連事業として水路橋上流部に余水吐き延長約１７７メートルの新設を行います。新設する余水吐きの工事につきましては、本年の水稻の刈上げ後を予定しております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（１０番 内村 立吉君） でしたら、今年の水田田植え時期には間に合うというようなことで了承してよろしいですか。

このことにつきましては、今非常に暑い、夏は暑いんですけども、水路に水を通したり、田んぼに水を排したりすることによって、ほとんど上米公園から下流域は、ほとんどこの水で賄っている状態じゃなかと思っております。その中で暑い時期がありますけども、水を張ることによって夕方なんかは過ごしやすくなるというようなこともありますので、やっぱりその涼しさが増すちゅうようなこともありますから……。

以前、視察に行きましたけど、工事もなかなか難関じゃないかと思っておりますけれども、５月の水通しに向けてやっていく状況でありましたので、またよろしく願いしたいと思います。

それでは、次に行きますけども、第６次三股町総合実施計画（令和６年度から８年度）とあります。これに基づいて、パークゴルフ場の整備について質問したいと思います。

上米公園パークゴルフ場拡張に対する請願書を９月の議会に提出しておりますして内容につきましては、現在３コースであり、４コースにすることによって九州大会、全国大会、大会誘致ができるということでありました。

今後も健康増進として町民の健康維持に貢献でき、拡張できればすばらしい景観となるということでもあります。特に、パークゴルフ場の外の周り、上から見る道路がありますけど、高台から見る景観はすばらしいものがあります。ここからですね。

去る１１月２２日、パークゴルフ協会の方々と議員とのパークゴルフ交流会を行いました。その中でいろんな話の中で、いろんな地区とも、いろんな方々とも交流を行っているということもありました。

このような中で上米公園整備事業ということで、令和７年度に１，０００万の予算が組んであります。新コースの整備ということでありますけど、この内容のことについて伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） パークゴルフ場新設コースの整備についてどのようなかの質問にお答えします。

現在、上米公園内にはパークゴルフ場として３コース２７ホールを整備しており、町内外の多

くの方々にご利用いただき、利用者の憩いの場としての役割を果たしていると認識しております。

新規コースにつきましては、令和6年7月に三股町パークゴルフ協会から上米公園パークゴルフ場拡張に関する請願書を受理しており、令和6年9月議会開催時に1コース9ホールを新たに拡張して4コース36ホールとすることで、大型大会誘致が可能となること等について、議員よりご説明いただいたところであります。

このことから町では新規コースの建設に向け、測量業務及び基本計画策定業務を実施するための費用を令和7年度当初予算案に計上しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） いろんな基本的な業務、設計業務ということを行うことでありますけれども、その中で今後の計画というようなことで、どのようなものであるかということについて伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 今後の計画についてどのようなものであるかの質問についてお答えいたします。

新たなコースを建設する場合、パークゴルフ場利用者の利便性を考慮すると現在のパークゴルフ場に隣接するようなコースが理想的であると考えますが、既設コースの周辺にはキャンプ場として利用されている広場や炊事棟が存在するため、新たなコースだけでなくキャンプ場や炊事棟の移設も含め、公園内の施設配置等を総合的に検討する必要があることから、まずは令和7年度に測量業務及び基本計画策定業務を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 基本的なことをやっていくというようなことですが、なかなか、今キャンプをしている人もいらっしゃいますし、いろいろあると思いますけれども、最終的に目標として、今年が7年ですが、何年度には完成してやりたいというようなことは考えられないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） お答えできればいいんですけども、まだキャンプ場がどうか、炊事棟にどのような影響があるかというのが、測量業務と基本計画策定業務をしなければ分かりません。実際の事業費もそれによって変わってくると思われしますので、今ここで何年度というのはちょっとお答えができないところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（１０番 内村 立吉君） それでは、今段階的に準備をやっているというようなことで了解してよろしいでしょうか。今から先、まだいろんな話聞いたりして、今から計画的に進んでやっていくちゅうようなことで判断してよろしいでしょうか。

それでは、上下水道整備事業について質問いたします。

本町の下水道管につきましてということで、現在の状況、今後の状況等を聞いていきたいと思えますけれども、下水道事業につきましては、昨日中原議員の意見と重なるような意見もあろうかと思えますのでよろしくお願いしたいと思います。

まず、今全国的にインフラの老朽化ということが言われておりますけれども、橋とか、上下水道とか、トンネルとか、いろいろ言われております。能登半島で上下水道に甚大な被害が出て、埼玉県でまた大きな被害が出て、調査が行われているということがありますけれども、一般的に耐用年数は５０年と言われておりますけれども、しかしながら近年の地球温暖化で管内の温度が上がったりして、硫化水素が発生し、腐食の原因となったりして、老朽化対策が必要となるのは４０年経過してからではないかと言われております。破損やら、道路陥没の事故が急増する傾向にあるということでもありますけれども、本町の下水道管についてどのようなものであるかということで伺いたいと思えます。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 全国的に下水道管の老朽化、耐用年数ということが言われています。本町の下水道管についてはどのようなものであるかのご質問にお答えをいたします。

初めに、耐用年数についてですけれども、地方公営企業法施行規則に減価償却費の算定基準として上水道の管路と区別なく、排水管４０年とうたわれております。

また、国においては下水道に係る管梁について標準耐用年数５０年という規定も示されているところです。

本町で敷設しております管路のうち、最も古いものについては下水道で敷設から２６年、また農業集落排水では３２年が経過をいたしております。現時点では全管路耐用年数内であるということになります。

また、老朽化につきましてですけれども、本町では整備着手が比較的近年であり、またこれまでに継続をしてきている点検、調査結果に基づき必要な改修を重ねてきております。現時点では管路の老朽化が著しく進んでいるという状況にはないところであると判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（１０番 内村 立吉君） 下水道として２６年、集落排水で３２年ということですね。今

の調査結果次第では、老朽化は進んでないちゅうようなことで判断してよろしいということですね。

その中で、こういうことがありました。鉛製の給水管というのが使われているのが被害化しているそうであります。健康被害が懸念されながら、二百何件も上る鉛製の給水管、鉛管ですね。国が早期ゼロをかけて20年経過しておりますけども、個人の費用負担やら、周知不足など課題があつて、撤去の進展を妨げていると言われております。

例を挙げてみますと、自宅の水道水が原因で鉛中毒になった人の話で、まさかと思ったというそうであります。日本の水道水は、安全だと信じていたら1月下旬に30代の男性が車椅子に乗ったまま話をしたということであります。吐き気や下痢、倦怠感、そして立ち上がれなく入院したということでもあります。念のため、血中の鉛濃度を調べると平均値が100倍もの鉛が検出されたということでもあります。

原因は、自宅アパートの水道水だったということでもあります。検査をすると、基準値の40倍を超える鉛の反応が出たということでもあります。鉛の水道管については、さびにくいとか、加工しやすいとか、性質があるからということでもありますけども、水が滞留すると鉛が溶け出す可能性があるということでもあります。

本町における鉛給水管についての状況ということはどうにあるかということで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 上水道における鉛管の状況は、とのご質問にお答えをいたします。

本町では、水道事業として敷設をしております排水管など、各種の管路につきまして鉛管の使用はございません。また、利用者がご自身で接続をされます給水管、こちらにつきましては、利用者自らで管理をされるものでありますので、把握対象となつてはいたないところですが、排水管の敷設替工事や宅内での漏水修理など町の技術職員や施工事業者によって利用者が管理をする給水管を確認する機会においては、これまでに鉛管使用の報告例はないところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 全くないということですね。安心して水が飲めるちゅうようなことじゃないかと思っております。まず、やっぱり安心して安全な水の確保が一番じゃないかと思います。

その中で、今後のことというようなことでしたけども、昨日の答弁の中で、述べられておりますけども、私なりに言わせていただきます。今後につきましても、老朽化対策、地震対策、発生

する汚泥対策というようなことでもあります。宮崎市も「ゼロカーボンシティみやざき」を宣言しているそうであります。下水道においても創エネルギー、「創る」エネルギーですね、表面から温暖化対策を推進しているそうであります。

3月5日の宮日新聞で、水道管の漏水場所の調査が宮崎市で人工衛星と人工知能を活用していることが紹介されました。人工衛星から得たデータをA Iで分析して、漏水エリアを推測して4年間かかる調査が2年間にするということでもあるそうであります。また、水道水の成分値や水の広がりデータをA Iで分析です。

3月4日、大塚町の漏水場所で、このような水道管工事が公開されております。その中で、本町におきまして、これから先、このような取組を進めていくことも大事じゃないかと思っております。

これからも、本町におきましては、水の町であります。今後も安心・安全な水の取組に努めていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時40分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位6番、堀内和義議員。

〔6番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（6番 堀内 和義君） こんにちは。お疲れさまです。発言順位6番、堀内和義です。

今日は、3月11日は、忘れもしない、東日本大震災が発生した日でございます。発生から14年となりました。関連死を含め2万2,000人以上の犠牲者を出し、東京電力、福島原発事故の影響で、全国では今なお2万8,000人が避難を余儀なくされていると言われております。私も事故発生後、3か月後と3年後に現地に行きましたけれど、津波による被害で見るのも悲惨な状況でありました。なかなか復興が進んでいない状況でもありました。

今、南海トラフ地震の危険が高まっておりますけれども、東日本大震災と同等規模の地震ですと、宮崎県沿岸部では同様の津波被害が出るものと予想しております。改めて防災意識を高めることが大事だと思っているところでもございます。

それでは、質問に入ります。通告に従い、質問していきたいと思っております。

まず、放課後児童クラブ施設の現状と統廃合について。

町内にある町営施設と民営施設の放課後児童クラブ数と定員数、及び登録人数はどのような状況なのか、将来の児童数も減少し、町営施設間の統廃合、町営施設から民間施設への統廃合はできないのか、順次、質問したいと思います。

あとは、質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 放課後児童クラブ施設の現状と統廃合についてということで、その①町内の町営、民営の放課後児童クラブ施設数と定員、及び登録人数はどのようなものであるか、そのご質問にお答えいたします。

事前要求資料の7、の登録人数実績をご覧いただきたいと思います。各児童クラブの定員、令和2年度から6年度までの登録人数実績と、7年度の登録予定人数を示しております。網かけをしているのが、民営の放課後児童クラブであります。そして、長田と梶山は、2段書きの下段に、小規模特認校を利用している児童数を外数で示しています。

令和2年度から直営に加え、民間にも放課後児童健全育成事業に参画いただくこととし、町全体で放課後児童対策に取り組む体制を構築してまいりました。当時、直営11施設、12支援、定員500人で待機児童が発生する状況でしたが、現在では直営、民間で16施設、21支援、定員818人を確保できております。

登録人数につきましては、女性の就業率向上に伴うニーズの高まりがあり、増えてまいりましたが、受皿確保によって対応できる一方、民間での受入れが進んでいることから、直営については減少している状況というふうになっているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） ただいま、町長からありましたように、町内には直営施設が11か所、民営施設が5か所ありますけども、16か所全ての施設で定員数に対して登録人数が少なく、大なり小なりの定員数割りをしている状況でもあります。特に、町営施設の中でも、三股小学校区の三股小26人、東原35人、第2地区交流プラザ22人、三股西小学校区の今市17人、勝岡小学校区の前目26人、蓼池27人と、大幅に登録人数が不足をいたしております。

逆に、民営施設については、小幅な定員数割りとなっているようでございます。放課後児童クラブ学年別の登録人数推計においても、令和7年度569人に対し、11年度は473人と、96人減っているようでございます。特に、1年生から3年生の低学年については、91人と減少幅が大きく、毎年、出生数も減っており、人口減少は続くものと思われます。

次に、将来的な児童数はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 将来的な児童数の推移は、とのご質問にお答えいたします。

事前要求資料８の、児童数推移をご覧ください。令和６年度と令和１１年度を比較しますと、全小学校区とも児童数が減少しております。小学校合計では、令和６年度１,８８８名、令和１１年度１,５６６名で１７％の減少となる予定です。勝岡小学校区は５％の減少ですが、三股小学校区は２５％減少、梶山、長田小学校区は４５％減少となっております。この数字は、現時点での出生している児童数に基づく推測であり、調整区、小規模特認校制度、転入、転出等は含まれていない数字になります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（６番 堀内 和義君） 全ての学校で減少しておりますけれども、三股小学校が１４２人と大幅に減少しております。また、勝岡小学校は１９人と減少幅が少ないようですが、先ほど長田、梶山は特認校ということで、三股西小学校区と三股小学校区からの校区外児童もおりますよね。これについては、もう統計に入っていないということですかね。分かりました。

今、特認校として長田、梶山小学校には、現在何名が通っているわけですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 申し訳ございませんが、資料を持ち合わせておりませんので、正確な数字がちょっとお答えできません。申し訳ありません。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（６番 堀内 和義君） また、後日でもいいですから、教えていただければありがたいです。

質問の３になりますけれども、別紙資料７の放課後児童クラブ施設の定員数、登録人数実績を再度見ていただきたいというふうに思っております。町営施設の中で、大幅に定員数に満たない施設があります。まあ、例えば、三股小学校区の東原、三股小、第２地区交流プラザ、勝岡小学校区の前目、蓼池児童クラブは、大きく定員数割りをいたしております。また、児童館の中には老朽化の進んでいるところもあります。

そこで、町営施設の中で定員数に満たない施設の統廃合はできないか、また、計画はないのか、町長に伺いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 町営施設の中で定員数に満たない施設の統廃合はできないか、とのご質問にお答えいたします。

現在、直営の放課後児童クラブは、１か所につき支援員、構成員を３人配置し運営を行ってお

ります。直営クラブの定員は40人から60人であり、この場合、国基準では支援員等を2人配置とされておりますが、職員の休暇取得を考慮し、現場が常に基準を満たすようこの配置としておるところです。このように、全ての直営クラブで同じ体制をとっている中、東原、前目、蓼池クラブのように登録人数が定員を大幅に下回っているクラブがあります。今後は、さらに予想される児童数減少に合わせ、直営クラブの統廃合で定員数調整を図っていく計画としております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 今後、調整するということなんですが、まだ統廃合については考えていないということですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 次の質問でも、お答えをと思っておりましてけども、先日お知らせいたしました東原児童館の放課後児童クラブにつきましては、三股小学校と統合ということで実際に進めております。あと、ご指摘の蓼池、前目につきましては、ちょっと民間との調整等ございますので、これから、まあ、そこを含めての計画となってまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 東原児童クラブについては、もう、三股小学校に近いということで、同じ校区内の統廃合ですので、問題なく移行はできると思うんですけども、やはり、前目、蓼池に空きが多いということですので、そこあたりも十分、今後検討をいただきたいと思います。やはり、現在ある施設を廃止するとなりますと、様々な事情もあると思われます。

町としては、子育て事業を充実するために、事業の無償化や将来的に無償化する事案もあるようでございます。毎年、税収が増えるならいいんですけども、限られた財源でございます。児童クラブに限らず、統廃合できるところは、統廃合するなど施設のスリム化、人件費削減など、経費削減できるものはしていかないと町政は成り立ちません。そのあたりは、どう考えていらっしゃるのか、町長に伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 施設の統廃合関係ですね。言われるように、スクラップ・アンド・ビルドというような形で、できるだけ老朽化、あるいはまた、統廃合すべきものは、そちらの方向でやっていくという基本的なスタンスは持っていますけれども、この児童クラブに関しましては、直営クラブを廃止しまして、民営クラブに受け入れてもらうというふうな方向で考えておりますけれども、基本料金以外に、民営クラブが独自に定めておりますオプション等もございますので、保護者の理解、そのあたりの承諾、そういうのも必要であろうというふうに考えますので、一気にではできませんけれども、そちらのほうの理解を得ながら、この統廃合を進めていきたいなとい

うふうに考えています。

そしてまた、老朽化した建物につきましては、リニューアルするか、あるいはまた、もう廃止するか、そのあたりのところも、役場内部のほうで十分検討をさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 次に、町営施設間での統廃合の考えはお聞きしましたがけれども、民営施設の中でも登録人数に余裕があるところもあります。地域、保護者の事情もあると思われるかもしれませんが、民間に任せるとは任せるということで、町営から民営の統廃合も考えていただきたいと思います。

先般、たでいけ認定こども園の福永園長と話をする機会がありました。その中で、たでいけキッズは少し余裕があるので、児童の受入れは可能です、と話しておられました。今後、そういう方向性であれば、ぜひまた、たでいけキッズあたりとも話を進めていただきたいと思うんですが、この件についてはどうでしょうか、町長。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 先ほどの町長の答弁を含む、重複のところもあるかと思いますが、施政方針にもありましたように、町の放課後児童クラブは、民間でやっていただけるとこについては、そのほうをお願いしていくところで考えております。

条件としまして、町営のものを廃止して、民間のものに人数を統合していただくという部分になりますと、先ほど町長が、答弁でありましたように、どうしても基本料金3,000円以外に、民間が独自に定めるオプションというのがございますので、そこをやっぱり、保護者のご理解を頂いて進めるというところがございますので、ちょっと慎重に進めていかなければというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） なかなか地域の問題、保護者の問題もあると思うんですけれども、前向きに検討していただきたいなというふうに思っております。

次に、今後の民営施設の新設計画はないのか、伺いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 現在のところ、放課後児童クラブ新設の相談、計画というのは、ないところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（６番 堀内 和義君） 将来的には確実に児童数は減少するわけですから、新設計画は厳しいと思われます。やはり町主導の中で、将来を見据えた統廃合の検討をお願いして、次の質問に入ります。

質問事項２の家畜防疫対策について質問をいたします。

まず、町内の畜種ごとの飼養戸数と飼養頭数・羽数の実態はどのようなものであるか質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 町内の畜種ごとの飼養戸数と飼養頭数・羽数の実態についてお答えいたします。

事前要求資料のナンバー９をご覧ください。

令和７年２月時点の町内の畜産農家及び飼養頭羽数は、和牛繁殖８３戸１，７３３頭、和牛肥育１２戸３，０７１頭、酪農７戸１７４頭、養豚３戸８８７頭、養鶏１１戸４３万３，１３７羽でございます。なお、和牛繁殖及び酪農の牛の飼養頭数は子牛を含んでおりません。また、養鶏はブロイラー、採卵鶏、種鶏を含んだ飼養羽数でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（６番 堀内 和義君） 今、課長のほうから畜種ごとの飼養戸数と飼養頭数・羽数の実態について説明してもらいましたが、農家の高齢化、価格低迷、飼料・肥料等の原料価格の高騰もありまして、飼養戸数、頭数も減ってきております。特に、和牛繁殖については、このまま子牛価格の低迷が続きますとさらに離農が増えると思われ、将来的にどうなるのか見通せないところでもございます。農家を取り巻く環境は厳しい状況が続いておりますけれども、高病原性鳥インフルエンザが全国的に多発をいたしております。

そこで、高病原性鳥インフルエンザ防疫対策について質問をいたします。

別紙参考資料で、私のほうで調査した資料を準備しましたので、見ていただきたいと思います。

国内における今シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況でございます。令和６年１０月１７日の１例発生から令和７年２月１日現在ですけれども、全国１４道県で５１事例発生しており、約９３４万羽が殺処分されております。発生ピークは１月と過ぎておりますけれども、毎年５月上旬までは続きます。県内でも川南町と串間市で発生をいたしておりますし、隣県の鹿児島県でも３例発生しており、全国どこで起きてもおかしくない状況でもあります。

防疫対策の基本は、飼養衛生管理の遵守徹底だと言われております。町内での養鶏農家は１１戸と少ないのですが、防疫指導対策はされているのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策は万全か、このご質問についてお答えいたします。

本町におきましては、昨年6月に町内の養鶏農家を対象に、都城家畜保健衛生所の担当者を講師に、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策について研修を行ったところでございます。

また、高病原性鳥インフルエンザの感染源とされる渡り鳥が11月から3月の時期に飛来することを考慮して、昨年10月に町内の全養鶏農家に消石灰の配布を行ったところでございます。今シーズンに入ってから県内で2件発生した際には、発生情報が入ってすぐに町内の全養鶏農家に電話をかけ、農場の防疫強化の指導を行ったところでございます。

また、国内外の高病原性鳥インフルエンザの発生状況についても文書を作成し、養鶏農家に郵送して通知するとともに、宮崎県防災メール、畜産疾病情報の情報受信をお願いしているところでございます。

その一方で、昨年10月には町職員を対象に、都城家畜保健衛生所と北諸県農林振興局の担当者を講師に防疫研修を実施いたしました。

そのほか、昨年10月に県が主催した会議におきまして、県家畜防疫マニュアルに基づき、発生状況に応じた疑似患畜の埋却、発生農場及びその周辺、主要道路での車両消毒のための情報収集・共有、必要な人員や資材の供給等について、県及び該当市町村としての役割を確認いたしております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 防疫体制については、もう徹底しているということで安心をいたしました。

仮に、鳥インフルエンザの感染が確認されたときには、防疫体制、周辺の消毒は当然なんですけれども、殺処分は時間との勝負になります。当然、殺処分した埋却地が必要になってくるわけなんですけれども、鶏舎敷地内には埋却地が確保されているのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 鳥インフルエンザに限らず、万一発生した場合におきましては、国と県が主導して行うこととなりますけれども、家畜の埋却地につきましては、それぞれの農場の近くに確保いたしております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） やはり、蔓延防止を防ぐためには農場の一番近くがいいですね。

割と、養豚それから養鶏については、ある程度山の方が多いということでもいいんですけども、和牛生産なんかは屋敷が狭いということで大変だと思うんですけども、やはり総体的に考えて、

埋却地については十分指導方をお願いしたいというふうに思っております。

国内外で鳥インフルエンザが発生しておりまして、卵の価格が高騰して物価高にも影響をいたしております。今シーズンの渡り鳥の飛来は、ほぼなくなったわけですが、そしてまた発生のピークも1月ということである程度過ぎたんですけども、半年先には来シーズンへの対策を進めなくてはなりません。鶏舎の整備等、野鳥対策は1年中必要となりますので、農家指導の徹底をお願いいたします。

次に、豚熱、旧称、豚コレラの防疫対策について質問をいたします。

豚熱やアフリカ豚熱は、養豚業にとって口蹄疫と並んで最も恐れられている病気です。豚やイノシシへの強い伝染力が特徴で1年中どこでも発生をいたします。令和6年度は全国で5例、今年に入り2月20日現在で、群馬県で2例発生して約1万2,700頭が殺処分をされております。九州管内においては、5年度に佐賀県で2例発生して約1万頭が殺処分されております。各県においては、防疫対策を徹底しているようですが、なかなか防ぎ切れないのが実情のようでございます。

その要因の一つとして、全国各地で野生イノシシの感染が相次いでおります。豚熱は強い伝染力があり、一度野生イノシシに感染しますと根絶は厳しいものにあります。イノシシは餌を求め広範囲にかけて山を駆け回りますし、豚舎近くまで下りてきますので、非常に厄介でございます。

長崎県松浦市では、今年1月に捕獲された野生イノシシ1頭の感染が確認されております。昨年には、佐賀県でも多数確認されておりまして、九州内での野生イノシシの感染状況が非常に悪化をいたしております。県境を越えての感染地域拡大防止のための対策が必須となっております。野生イノシシへの防疫対策は検討されているのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 九州管内で野生イノシシの豚熱が発生しているが、野生イノシシの防疫対策はされているのか、野生イノシシの感染が確認されたとき、経口ワクチンを散布するのかとのお質問についてお答えいたします。

まず、防疫対策につきましては、町内の養豚農家を対象に、昨年7月に都城家畜保健衛生所の担当者を講師に、豚熱の症状と防疫対策、農場への野生イノシシの侵入防止策について研修会を行ったところでございます。

また、野生イノシシの豚熱の発生確認につきましては、猟友会の協力を得まして、捕獲いたしましたイノシシの血液を採取して、それを県の検査機関に送り感染確認検査を行っているところでございます。なお、実施頭数でございますが、令和6年5月から今年の2月まで、121頭の野生イノシシの採血・検査を行っておりまして、全て陰性ということでございます。

経口ワクチンの散布につきましては、県内及び隣接県、これは熊本県、大分県、鹿児島県

における野生イノシシの感染状況を鑑み、国及び県の協議によりまして、経口ワクチンの散布については決定、実施することになります。北諸県圏域での実施につきましては、北諸県農林振興局のほうで都城北諸地区の散布候補地の選定、散布チームの編成、散布方法等を定め実施することになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 野生イノシシの121頭の採血して問題はなかったということですね。ということは、この管内については一応大丈夫だと思うんですけども、今、地元の狩猟グループが、佐賀、長崎、両県には狩猟に行っておられます。全国的に狩猟する人の高齢化が進んでおりまして、狩猟者が激減している状況の中でイノシシは増え過ぎております。

地元の方からは、県外からの狩猟者は歓迎されていると聞いております。車での移動で広範囲となるわけでありまして、狩猟や捕獲等に当たっての豚熱対策を徹底しなければなりません。県外狩猟者への指導はされているのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 猟友会のほうで確かに県外に行つての捕獲というのをやっているということは聞いております。その点につきまして、特段何かやっているかということですが、今の段階ではしておりません。あくまでも、この圏域に野生イノシシっているわけでございまして、そちらのほうに重点を置いて、今、取組を進めているということでございます。今後、そういった県外での捕獲につきまして、その点についても十分注意喚起していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 県内は、先ほど言ったように安心なんですけども、やはり地元の方が佐賀、長崎辺りに行きますと非常に心配ですよね。当然、山に入るわけですから、特に佐賀辺りは非常に発生が多いということで、いつ、そういうウイルスを持ってくるか分かりません。そこ辺りは、やはり猟友会あたりにも、こういう状況ですから消毒は徹底してくださいとか、そういうものをしていかないと、一回、仮に宮崎県に入ってきますと、これは本当に絶やすというのは大変だと思うんですよ。生きているうちはぼんぼん行くわけですから、1日何キロも、下手すれば何十キロと歩き回るわけですから、なかなか防ぎ切れないというのが、これは全国の状況でありますので、県内においての野生イノシシの感染は確認がされておりませんが、入山したら車、靴等の消毒を徹底するよう、防疫対策についてはしっかりと指導をしていただきたいというふうに思っております。

先ほど、管内での野生イノシシの感染が確認されたときには、経口ワクチンを散布するという
ことであつたんですけども、この経口ワクチンは容易に入庫できるんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 現段階で簡単に入手できるかどうかということにつきましては、
持ち合わせておりませんので、回答をですね。ただ、今現在、経口ワクチンの散布につきましては、
農業振興課の職員２人が実際山に行つて、どういうふうにしていくのかという実地研修はし
ております。つまり、県のほうがやっていくということになりますので、それに対してのお手伝
いという形で取り組むということになります。あくまでも、先ほど申し上げましたように、これ
につきましては、国・県の協議によって散布するかどうかというのは決まりますので、それに沿
って町としても一緒、一体的にやっていくという形になります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（６番 堀内 和義君） やはり、蔓延防止のためには必要な措置ですので、十分検討いた
だきたいなというふうに思っております。

次に、口蹄疫の防疫対策について質問いたします。

現在、国内での発生は確認されておられませんけれども、平成２２年４月２２日に宮崎県都農町
で１例目が発生して、児湯地域を中心に爆発的に感染拡大をいたしました。都城市でも２例発生
しましたがけれども、県内では牛や豚など２４７例、２９万７、８０８頭が殺処分され、甚大な被
害をもたらしました。

以来１５年を迎えますが、風化させないためにも防疫体制を強化する必要があります。近隣国
である韓国、中国やロシアなど、アジア諸国では継続的に発生をいたしております。コロナ禍後
は、アジア諸国からの旅行者も急増しており、日本へのウイルス侵入は高まっております。

防疫対策はされているのか伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 口蹄疫の防疫対策はされているのかとの御質問についてお答え
いたします。

口蹄疫を防ぐための一番の取組は海外から侵入させない取組、つまり水際対策であることは言
うまでもございません。町では、県に対しまして、海外便が到着する空港、港湾における靴底消
毒等の防疫対策強化を要望いたしております。

町の取組といたしましては、品評会や子牛検査、総会、研修会などの機会を捉えて、口蹄疫だ
けにとどまらず、様々な病気に関する情報提供を行うとともに、農場防疫用薬剤や消石灰の配布
も行っております。

そのほか家畜自衛防疫推進協議会では、毎年、防疫カレンダーを作成して全畜産農家に配布しております。こちらがそのカレンダーでございますが、毎月めくっていただきますと、この中に防疫対策がきちっと盛り込まれております。これを見ていただくことによって、何をやらないといけないのかということを周知徹底していくという取組を行っております。

そのほか毎月、町回覧で畜産農家における防疫対策の徹底を記事作成し、啓発するとともに、宮崎県防災メール、畜産疾病情報の情報受信をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 全てにおいて十分対策をしているということで、特に、空港など水際対策も重要でありますので、県辺りとも十分連携を取っていただきたいと思います。

次に、消毒器の保有台数と消毒器の定期点検についてお尋ねします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 消毒器の保有台数と定期点検は実施されているのかとの御質問についてお答えいたします。

防疫資材といたしましては、三股町家畜防疫推進協議会で動力噴霧器を5台保有し、昨年10月に業者に依頼して機械の点検を行ったところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 消毒器が5台ということですね。仮に5台ですから、三股、都城に感染が出たというときには、多分、あちこちに配置しなければならないと思うんですが、5台で足りるわけですか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 防疫対策、仮に発生した場合における対応につきましては、県の指導の下に実施するということになりますので、県のほうである程度確保されるということで考えられますが、町の機械も必要であれば利用していただくというような形になるのかと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 消毒器は準備されていても、緊急のときにすぐに使えなければ意味がありませんので、やはり定期的な点検をお願いしたいというふうに思っております。

次に、鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫が発生すれば、第一に消毒になります。消毒薬、消石灰等の備蓄はされているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 消毒薬、消石灰の備蓄についてでございますが、三股町家畜自

衛防疫推進協議会で消毒薬は購入し、現在のところ、今後１年間の農場防疫用の消毒薬は備蓄しているところでございます。

また、消石灰につきましては、非常時用として１０袋ほど備蓄しております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（６番 堀内 和義君） １年間の備蓄はあるということですね。抗病原性鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫は感染力が強く、非常に厄介な伝染病でございます。全国どこで起きてもおかしくない状況でもあります。備えあれば憂いなしと言われますけれども、準備にこしたことはありませんので、農家指導と防疫体制の充実をお願いしまして、以上をもって質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより１３時３０分まで本会議を休憩します。

午前11時49分休憩

午後１時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて５０分以内とすることをお願いいたします。

また、５０分を超えた残りの質問分につきましては、その日の最後の質問者が終了した後にを行うことができることとしておりますので、ご協力をお願いをいたします。

発言順位 ７番、堀内義郎議員。

〔９番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（９番 堀内 義郎君） 発言順位 ７番、堀内義郎です。

まず初めに、東日本大震災発生から今日で１４年となります。改めて被災された皆様にお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方々にお悔やみを申し上げます。

今回の一般質問については、地元地区公民館からの要望を受け、自治公民館について、大谷池下流域の年見川の整備についての要望がありましたので、質問していきたいと思います。

そのほかに、林道整備について、都市公園の植木公園について、また、施政方針にありました少子・高齢化すくすくプロジェクトにおいて少子化対策について、順次、質問していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最初に通告していました自治公民館について伺います。

各自治公民館においては、町からの交付金を自治公民館組織活動交付金交付要綱に基づき、均等割額、戸数割額、地域割額を算出して、それぞれに毎年交付され、地域活動としての運営費や自治公民館を所有する公民館は、維持管理などに充てていると聞いております。

自治会数の減少や公民館加入者の伸び悩みなどを含め、ここ最近は、特に物価高により光熱費などの維持管理の負担が重くなっている現状であるということでもあります。

また、地域によっては、自治公民館を所有し、維持管理しながら運営しなければならない地域もあり、先ほど申し上げましたが、高齢化が進み、世帯数が増えずに減る一方で公民館加入もままならず、地区の皆さんから納めてもらっている会費も上げようにも難しく、何とか現状維持の状況であります。

しかし、公民館の維持管理の負担は増える一方であり、会費を上げる代わりに年間行事の見直しや、地区内の団体へ交付する助成金を減らして調整している現状のところが多いかと思います。

そこで質問になります。世帯数の減少や物価高などにより、自治公民館の運営や維持管理の負担が増えているが、組織活動補助金の交付基準は見直されているのかお聞きいたします。

あとの質問は質問席に行って行いますので、よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

〔教育長 米丸 麻貴生君 登壇〕

○教育長（米丸 麻貴生君） 組織活動補助金の交付基準は見直されているか、その御質問についてお答えいたします。

自治公民館の運営につきましては、自主運営の原則、自主財源の原則となっています。このことから、各自治公民館では、公民館費や行事への参加費、寄附金などの自主財源を確保し、運営されているところです。

しかし、三股町では、その活動を支援するために、先ほど議員からもおっしゃいましたが、均等割額20万円、戸数割額1戸当たり700円、そして地域割額として自治公民館の実情に応じて4万円から10万円の範囲で、毎年30の自治公民館に対しまして、総額1,200万円以上の助成金を交付しているところです。

世帯数の減少により自主財源の減少や、物価高による支出の増加により運営が厳しくなっているところもあるかと思いますが、事業の見直しを行い、少ない経費でより効果のある事業へ転換されている自治公民館もありますので、今のところ見直しについては行っていないところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今、答弁がありました。

見直していないということでもありますけれども、先ほど言いました自治公民館組織活動交付金要綱によりますと、第1条に、自治公民館活動組織の必要な経費に充てるため、世帯数を考慮して交付金を交付するとあります。また、第2条には、予算を定めるところにより、次の要綱により算出した合計額、先ほどありました均等割、戸数割、地域割額となっておりますけれども、こ

れを毎年5月1日現在を基準として、毎年変わるかもしれませんが、自治公民館長が5月20日に交付申請書を提出して交付されているということでもあります。

この交付要綱について、以前、前町長の時に質問がされました。そのときの答弁がありますけれども、自治公民館組織活動補助金の交付基準が、均等割が20万円、戸数割が700円となっておりまして、諸事業活動が本町のまちづくりや活性化にも大きな役割を果たしているところがございます。

この自治公民館活動交付補助金につきましては、自治公民館の重要性、役割を踏まえ削減をしてこなかったところがございます。今後も財政状況が許す限り、自治公民館活動交付補助金につきましては、現在の基準を維持していきたいとふうに考えているということでもございましたけれども、先ほど答弁がありましたように、この質問がなされたのが平成18年、だから、もうちょっと前になるんですけども、その均等割が20万円、答弁が20万円だったと思うんですけども、戸数割についても1戸は700円だということで、18年も700円だということで、先ほど私も申しましたが、こういったもうちょっと十何年前になるんですけども。

現状を見てみると、今の物価高とか、公民館数の加入者の減少とかを含めると、ぜひ見直して、下げるんじゃないかと上げるほうにしていきたいと思うんですけども、また地域割額については、当分の間、現状維持のままといっているんですけども、これについても、ぜひ見直していただきたいと思いますが、これについてどうなのかもう一度お願いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 先ほど申しましたが、今のところ見直しについては考えていないところですが、今後につきましては、検討する必要があるときには検討していかないといけないというふうに考えます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） ぜひ、先ほども言いました平成18年からもう十何年、20年近く時間たっていると思うんですよ。だから、見直す機会はもうとっくに来ていると思うんですよ。だから、ぜひ見直しの検討を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問になりますけれども、これから助成金を含めて、コミュニティ助成金についてお聞きしますけれども、自治公民館のちょっとした修繕などは自費で賄えるのですけれども、大がかりな修繕や整備について、自治公民館施設整備補助金というのがあるのですけれども、この助成額が半分ということで、公民館の大きな工事になると、とても自治公民館では負担半分はあってもできないということでありまして。

次の質問になりますけれども、児童プールの解体除去となる跡地の利活用としてグラウンド整備

をするために、コミュニティ助成金の申請はできないのかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 児童プールの解体除去に伴う跡地の利活用としてグラウンドを整備するために、コミュニティ助成金の申請はできないかとの御質問にお答えをいたします。

コミュニティ助成事業とは、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に対して助成を行う事業です。

対象となる事業は、コミュニティ活動に直接必要な空調設備や音響設備等を整備することに対する助成として、一般コミュニティ助成事業がございます。

もう一つは、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設の建設、または大規模修繕する場合に助成するコミュニティセンター助成事業などがございます。

このたびの御質問にございますグラウンド整備につきましては、集会施設の建設の対象となるかどうかという点ですが、集会施設とはあくまでも建築物を想定しており、土地の造成などによるグラウンド整備については対象外となるというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 御質問、児童プール跡地の件でもございましたので、福祉課のほうからお答えいたします。

本年度解体しました元櫛田児童プール跡地は、櫛田児童遊園であると同時に、隣接する敷地内にある営農研修館を活動拠点とする櫛田自治公民館住民のコミュニティーの広場でもあります。グラウンド整備をされることは、双方にとって用途が広がり、利用しやすくなるものと考えております。

この整備は、三股町自治公民館施設整備補助金の申請が可能であり、100万円を上限とし、2分の1が補助対象となり、町と折半での事業実施となります。

他の申請受付の状況によっては、予算化に時間を要する場合がございますので、まずは、自治公民館役員の方から担当部署である保育課にご相談くださいますようお願いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 自治公民館施設整備補助金ということで、これの補助額が先ほど言いましたとおり、半分ということで、上限100万円ですか。50万円というのは、一公民館にしては大変ちょっと大きい金額だと思って、コミュニティーの助成金、昨日も出ましたけれども、ちょっと昨日の資料をお借りしたいと思うんですけども。

その中の資料10になりますけども、コミュニティ助成事業を活用した自治公民館の備品整備についてということで、ずっと各公民館の備品購入が、いろいろなことにしたのがあるんですけ

ども、ほとんどが音響設備とか、DVDプレイヤーとかの備品があるかと思いますが、その中の2番目の今市については、ブロック基礎、屋根ガルバぶき、そういった備品でない整備費というのが入ってきていると思います。

コミュニティ助成金の申請の一般コミュニティ助成の条文の中に整備費というのがありましたので、対象になるんじゃないかと思ひまして、この事業につきましては地元負担がほとんどないということで、よりよい交付金かなって、一応できないということでもありますので、ちょっと再質問させていただいた次第でございます。

次の質問になりますが、大谷池について質問させていただきます。

大谷池下流域の年見川の水流について、自治公民館の地元の公民館長より、以前から土砂が堆積して台風や大雨時に増水して、危険性が危惧されるということで相談がありました。

この年見川の上流域の広域農道が走っているんですけど、その上流域については、樺山の土地改良区のほうで多面的機能支払を活用しながら維持管理をしているんですけども、広域農道からの下の櫟田流域については対象外でと言われてきております。

今回の質問になりますが、大谷池下流域の年見川に堆積した土砂のため、大雨時に氾濫の危険性が指摘されていますけども、除去について何かお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 大谷池下流域の年見川に堆積した土砂のため、大雨時に氾濫の危険性が指摘されているが、除去できないかの御質問にお答えいたします。

年見川については、蔵元橋から上流側が町の管理区間となりますが、現地を調査したところ、この区間は取水堰が多いことから河川の縦断勾配が緩やかになり流速が抑制されておりますので、土砂が堆積しやすい状況となっており、町道櫟田・山田・田上線に架かる蔵元1号橋の上流側にある取水堰までは、堆積土砂が点在していることを確認いたしました。

議員が危惧されております氾濫の危険性ではありますが、当区間において過去と最近の航空写真で比較しますと、土砂は少なくとも15年以上前から堆積している状況ですので、近年の台風、特に令和4年の台風14号による豪雨時でも氾濫実績がないことを考慮しますと、現在、大雨時に氾濫の危険性が指摘される状況には至っていないと推測できますので、まずは御安心ください。

また、御要望の堆積土砂除去につきましては、議員をはじめ地域住民の方々の不安を解消するため、工事着手時期について検討してまいります。堆積土砂の除去を実施しても原因の解消には至りませんので、今後も再び土砂が堆積することが想定されます。

当区間に限らず土砂の堆積を抑制するためには、上流の山林やため池などの適切な維持管理など、流域全体を見据えた対策が必要であることはご理解いただきたいというふうには考えており

ます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） この年見川の下流域に隣接するひかりの森保育園という園があるんですが、その園長の先生にもお話をさせていただきました。その保育園も危険区域にあるため、また園内でビオトープ事業として園児に生態系の観察を行っているということで、その上に影響のないように、もし実施する場合はお願いしたいということでありました。

以前、土砂の除去につきましては、役場の担当課とＯＢの方がいらっしゃったんですけども、が実施したという経緯があると聞いております。その後、また堆積して、地元の方が相談したんですけども、そのままになっているということでありました。

今回、危険度があがるということで、公民館のほうから要望があったんですけども、土地改良等しても、上流域についてはいろいろ維持管理をしております。この堆積物ですが、一応資料を準備しましたので、これを見ていきたいと思いますが。

この左側の地図と写真と右側の写真で示してあるんですけどもに、このところに土砂がたまって、ちょっと危険性があるんじゃないかということが指摘されております。この原因としては、以前にも台風で上米公園とか、のり面が崩壊した経緯がありますが、それらが徐々にたまって、この下流域がちょっとカーブになっていて流れが緩いため、こういった堆積物が徐々にたまったんじゃないかということを推測しておりますけども、多面的なほうもいろいろ予算措置をして取り組みたいんですけども、なかなか私もちょっと役員させていただいて、多面的なほうも広域になる前に会計したんですけども、交付金が６００万から７００万ということで、台風とか来ればほとんどの予算がなくなってしまうということでもありますので、ぜひ、こういったことについては、被害が起こる前に、交付金の自治体、土地開発のほうは６月から７月になると思うんですよ、その前に被害が発生しないような対策を、被害が想定されるかもしれませんので、対策をぜひ取っていただきたいと思いますので、検討方よろしくをお願いしたいと思います。

次の質問になりますが、林道の整備についてお伺いします。

この林道につきましては、地図とか頂いておるんですけども、三股町の林道の流域だけではなくて、都城市の流域もかかるということで、今回の一般質問をさせていただきました。

小鷺巣地区の萩原川上流、西部生コン株式会社があるんですけども、宮村碎石場の奥の林道の整備になります。

昨年１２月に地元の方から相談がありまして、小鷺巣地区の奥のほうの西部生コンの宮村碎石場の奥に山を所有しておる、そこに伐採したくて行ってみたところ、林道が荒れて通行もできないのでどうにかできないかという相談がありました。

この件については、都城森林組合にも話をしているということでありまして、私のほうも現場を確認させていただきました。話によると、この林道は都城市と安久町の隣接しておりまして、以前の台風で近くの都城市側の山が一部崩落し、一部が沢となって三股側の林道に流入したんじゃないかということで考えております。

このことを踏まえて質問になりますけれども、小鷺巣地区の萩原川上流、西部生コン宮村碎石場区奥の林道の整備について、以前から台風などで林道に土砂が流入して通れないということで、山林の伐採ができない状況であるが、早急に整備できないか質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 当該地の林道の状況につきましては、本日、お手元にお配りしております上空写真並びに災害状況写真、こちらを見ていただきながら説明をさせていただきます。

まず、ナンバー１の上空写真を見てください。ここが議員ご指摘の被災林道であります。

この場所は先ほど議員からご説明があったとおり、都城市との境界に接しており、都城市側の山林の谷から流出した石や土砂が林道約２００メートルにわたって堆積し、車などが通行不能となっております。その状況はナンバー２、ナンバー３の写真をご覧ください。ちょうどこの被災林道の中段、中腹から下手側、そして上手側ということで現状の写真を撮ってまいりました。その林道を上がったところに開けた大きな広場がございます。こちらはナンバー４ということでお示ししてあります。ここから上のほうに続く林道は被災していないようでございます。ただし、この付近は都城市の管轄になります。

町としての対応についてですが、被災林道に堆積した石や土砂の撤去は可能ですが、抜本的な解決にはつながらないと認識しております。それは被災原因が都城市側の山林の谷にあるからです。

この谷はナンバー１の地図、こちら谷からの流石というふうに赤点で表示しておりますが、この現状につきましては、被災状況ナンバー５、山林の谷ということで、このように石が流出している現状が見て取れると思います。

したがって、都城市にはこの現状を伝えまして、昨日だったんですけども、都城市の林務課、それと森林組合とともに当職員も一緒になりまして、現地を確認いたしております。その上で、都城市のほうに、この谷からの土石流出の防止について対応していただくよう、強く要望いたしました。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） 強く要望していただいたということで、よろしくお願いします。

私のほうも一応資料を提出させていただきました。ちょっと課長からの資料を拡大したやつなんですけども、左側が林道の広場のところが、土砂が、瓦礫とか堆積しているところで、この右側の写真が、先ほど課長から説明がありました谷からの都城のほうの山側の谷の瓦礫が入り込んで林道を塞いでということで、この流出をぜひ止めないと、また林道を整備しても二の舞になってまた通れなくなるということで、現状であるかということを確認しております。

私のほうも一応、森林組合のほうに出向いて、組合長と担当職員のほうに相談をさせていただきました。答えとしては、都城市側の山の崩壊ということで、都城のほうの山の崩壊のほうに砂防壁とかそういった壁を造って流入ができないようにしなきゃいけない、また、林道の補修を含め林業機械の出入りの場の整備と流入する土砂の防壁などの整備を含めて、課長が答弁されたように、森林組合のほうも都城市と協議していければいいということでありましたので、ぜひこの辺を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問になりますが、都市公園になりますけども、昨日も植木公園、要するに近隣公園についての質問がなされて答弁を受けておりますけども、改めて質問させていただきます。

都市公園についてになりますけれども、植木公園についての遊具の新規設置に伴い利用者が増えております。駐車場が足りなく、新しく増やしてほしいとの要望を聞くが整備できないのか、改めて答弁をお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 植木公園の遊具新設に伴い利用者が増えていることから、駐車場を新たに整備できないかのご質問にお答えいたします。

植木公園の複合遊具施設は、令和6年10月末に更新工事を完了したものであり、開放直後から多くの子供たちに利用されており、特に休日には遊具で遊ぶために行列ができるなど、大変人気のある施設であります。また、植木公園は都市公園の中でも近隣公園に分類されておりまして、主に近隣に居住する方々の利用を目的とした公園として位置づけされております。

議員のご指摘のとおり、遊具更新以降は徒歩圏内以外の方の利用も多いことから、新たに駐車場を整備した場合には、公園の利便性がより高まることが推測されますけれども、先日いたしました当公園の目的を考慮し、現在のところは新たに駐車場を整備することは考えておりません。

令和7年度には、上米公園の大型遊具や五本松児童公園の遊具の更新を計画しておりますので、植木公園の今後の利用状況等について注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 昨日の質問もありまして、以前私も質問させていただきました。

近隣公園ということで、近所の500メートル四方ぐらいの住民の方が歩いてくるということ

で、範囲内で近隣公園という位置づけされているということでありまして、今回、昨年コンビネーション遊具ですか、これを導入されて利用者が増えてきたということでもありますけども、導入に当たって利用者が増えるということで、駐車場の整備についての議論はされなかったということなのか。それとも、どちらかというと近隣公園という、都市公園の指定になっているということで、計画上、駐車場というのは整備できないのか、どっちなのか、答弁ができればよろしくをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） この植木公園の遊具の更新に当たって、利用者が増えるだろうという予測はできましたけども、遊具で遊ぶために行列ができるとか、そういったところまではちょっと想定しておりませんでした、それは間違いないところですけども、近隣公園であるから駐車場をつくらないというわけではないんですけれども、まあ、他の自治体を見ますと、近隣公園であっても駐車場を整備しているところもありますし、条例に近隣公園には駐車場を整備しないとしっかり書かれている自治体もあります。

三股町に関しては、近隣公園に関して、これまで駐車場を整備してきておりませんので、植木公園の遊具を更新するときに駐車場の整備までというふうには検討しなかったものです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） ぜひ、また利用状況を見て今後の検討をしていただきたいと思いますのですが、それに関連して車の乗り入れが駐車場がないために歩いて、あるいは自転車で来る子供とか学生がたくさんいらっしゃると思います。この公園については、南側と北側に車止める駐車場なのかしらなんですけど、スペースがあって、南側は道路が通っているんですけど、まあ、町道か分からないんですけど、あと北側にも町道があります。そこに駐車場がないために駐車している場合が見受けられます。

私ごとになるんですけど、私も近くに会社があるもんですから、土日含めてほとんど毎日この公園の近くを通るんですけども、特に公園内にあるバスケット広場があるんですが、そこによく子供たち、学生が自転車を乗り入れて遊んでいることが見受けられます。本当はちょっと危ないんじゃないかと私も思っているんですけども、けがのもとになるんじゃないかと思うんですが、駐車場ができないということでもありますので、何かのときは自転車置場のスペースあるいは確保とか、そういったことも考えられないか、もし答弁できたらよろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 自転車置場とのご質問ですので、そこは状況を見ながら考えていきたいというふうに思います。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9 番 堀内 義郎君） ぜひ、現状を確認していただいて、事故が起こらないうちに検討、必要があればぜひ整備していただきたいと思いますので、よろしく、まずは現場を見ていただきたいと思います。

次の質問になりますが、少子化対策についてお聞きいたします。

今回、行政視察の受入れとして、2月上旬に長崎県長崎市議会のほうが視察に訪れて対応させていただきました。

企画書を今回お渡ししたんですけれども、視察内容としては、三股町の概要について、ふるさと納税の取組、移住・定住支援の取組、意見交換ということで研修を行いました。

その中で、移住・定住支援の取組の中で、子育て支援の取組について、移住を促す施策は自治体間の競争もあり、限界があるのではないかと感じております。その一方で、安心して子供を産みやすい環境づくりとして、少子化対策をさらに強化するとありますけれども、当町施策として結婚新生活支援事業として、住宅取得費用の一部助成とか、若い世帯が具体的にライフイベントにつながるような、関連する情報や支援体制を発信したり強化されていると思うんですけれども、これらはどっちかという限界があると思います。

日本国内の出生率自体、女性が生涯子供を産む出生率が日本国内で1.2、本町においては2.84ということが出ております。要するに、全国よりも町内が若干高いのですけれども、なかなかこういった出生率も上がらない状況だと考えておりますけれども、こういったことを解消するために、併せて未婚化・晩婚化を少しでも解消できるような対策が必要じゃないかと思っており、質問になりますが、出会う機会の減少、未婚化・晩婚化が進む独身の方の出会いの場としての提供としての婚活イベントの予定等があるんですけれども、今後の取組がどうなのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 少子化対策について、出会う機会の減少、未婚化・晩婚化が進む独身の方の出会いの場としての提供としての婚活イベントの予定とあるが、今後の取組はどうかとのご質問にお答えをいたします。

先ほど議員からご紹介いただきましたように、本町の少子化対策につきましては、今年度、国・県の少子化対策補助金を活用しまして、若い世代が結婚・出産・子育てなどのライフデザインをイメージできるようなガイドブックを作成したり、結婚新生活支援として新居の家賃補助などを行う事業を行っております。

来年度は、婚活応援事業として、経験のある民間事業者に委託し、若者世代を対象に婚活イベントを実施することとしております。結婚を希望する独身者に対し、安心して出会える場の創出

ができればと考えております。

なお、今年度までは、都城市、志布志市、曾於市と本町で結ぶ定住自立圏協議会の中で、婚活イベントを実施してまいりました。

2月24日日曜日に、志布志市において、「旅コン！圏域を巡るバスツアー」として、25歳から40歳までの男女が10名ずつ参加し、圏域をバスで巡りながらイベントを行ったところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 新規事業として予算化されているんですけれども、49万4,000円、これについて、1団体の予算で49万4,000円を見込んでいるのかどうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 現在、計上しているのは1団体で、イベントとしては、婚活イベント自体は1回なんですけれども、特に男性に対して女性とどういうふうに話したらいいとか、そんなような講習も行うということで、事前の講習イベント、それから婚活イベントを合わせて1回ずつを予定しているということです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 次の質問になりますけども、マッチングアプリの利用について取組としては考えられないか。お願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） マッチングアプリ利用についての取組と支援は考えられないかとのご質問にお答えをいたします。

マッチングアプリなど民間サービスを通じた出会いや結婚が増える中、宮崎県が令和7年度一般会計予算案の中で、県内の20から30代の独身者を対象に、マッチングアプリサービス利用に必要な初期費用、1人当たり上限1万円を補助する事業を盛り込んだことを公表されました。

県では、結婚を希望する男女の出会いの機会を創出するため、平成27年度から「みやざき結婚サポートセンター」を開設し、令和3年度には、会員制のマッチングシステム「H a n a m i c h i」の運用を開始し、取組を強化されております。

県の施策などを注視しながら、まずは先ほど申し上げました婚活イベントを取り組み、こちらのほうからまずは行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） 宮崎県のほうが今回予算を計上しましたので、それに合わせて取り組んでいただきたいと思いますけども、ちょっと質問が公園について飛んでしまいましたので、②番のほうにちょっと行かせていただきたいと思います。大変申し訳ございません。

公園についてですけども、町のホームページやＱＲコードによる紹介についてになりますけれども、この前、文教厚生委員会のほうで長野県の安曇野市のほうに行っていました。この市については、安曇野の子育てガイドブックというのを作成しておりまして、このガイドブックの最初のほうに親子で公園にお出かけしませんかということで、公園の紹介とあと併せてＱＲコードがあるんですけども、これについて三股町もたくさん公園があるということでございますので、ぜひ先ほども駐車場の件について質問させていただきましたけれども、こういった情報を利用者について提供するためにＱＲコードを使って紹介してもいいんじゃないかと思いたすけれども、答弁をよろしくお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 町のホームページやＱＲコードなどを掲載して公園の整備状況などを紹介してもよいのではないかとのご質問に答えいたします。

三股町では都市公園が１９か所、それ以外の公園２２か所の合計４１か所の公園を管理しております。総面積は約５４万平米、うち都市公園の面積は約４９万平米であり、町民に１人当たりの都市公園面積は約１．９平米であります。

現在、都市公園の中でも旭ヶ丘運動公園や上米公園など主要な公園については、施設の予約状況等を町のホームページで確認することができ、公園の特徴や魅力等を観光協会ホームページにおいて確認することができる状況ではありますけれども、議員ご指摘のとおり、各公園の整備状況等については確認することができない状況になっております。三股町には上米公園、旭ヶ丘運動公園など、町外にも誇れるようなすばらしい公園や地域に密着した公園が存在しますので、町のホームページ等において町の魅力の一つとして公園を紹介するなど、子育て世代の定住促進に寄与できるように対応を検討してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） ぜひ、公園の状況、トイレがある、駐車場があるなし、あった場合どれくらい停められるのか、そういう情報があれば、車で行く、自転車歩いて行ったりするなど利用者の情報提供になって、よりよい活用ができるかと思いたすので、検討の方をよろしくお願ひいたします。

次の質問になりますけれども、公園内の火気について、火気使用について伺ひしますけれども、去年知り合いの方が都会から帰ってきまして、今の時期桜を見ながら焼肉とかバーベキューをし

たいということで案内したんですけれども、そのときに公園の上米のトイレの西側の広場があるんですが、そこに火気厳禁と書いてあったんです。今まで、火気とかいろいろなバーベキューとか焼肉ができたよなと思って、つけられるかどうか心配だったんですけれども、こういった火気厳禁とか火気使用についてはどうなのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 公園内での「火気使用」についてどうなのか。（特に上米公園の桜まつりでの使用はできるのか）のご質問にお答えいたします。

三股町では公園条例を昭和34年に策定しておりますが、火気使用については条例に記載されておりません。しかしながら、各公園は町内外の不特定多数の方々が自由に利用できる状況でありますので、基本的には火気使用を認めていないのが現状であります。

上米公園も例外ではありませんが、上米公園の桜まつりは三股町を代表するイベントの一つであることを考慮し、火気使用について申請があった場合には、申請者に対して確実な消火や清掃など、火の後始末を行うこと、直火を行わないこと、ごみを持ち帰ること、使用後は原状を復帰すること、火元責任者を定めることの条件を付して、桜まつり期間に限り許可することとしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 桜まつりの期間中は使用できるということで、ルールを守って使用できればいいかと思っております。

以上で質問を終わりますけれども、先ほど2月の長崎市議会の行政視察の対応の件でお話ししたいと思いますが、歓迎の挨拶を私がさせていただいたんですけれども、住みこちランキング2024の宮崎県版で、5年連続第1位に選ばれていますということでお話しさせていただきました。長崎市議会の訪問の挨拶として、三股町を初めて訪れた感想としてこんなことをお話しされました。三股町については、田舎過ぎずに都会過ぎずにちょうどよい町ですねということで、町内に行ったと思うんですけれども、そういうことを言われました。要するに、田舎でもない都会でもない、言い換えればちょうどいい塩梅の町ではないかという表現だと思いますけれども、見方によっては特徴のない町かなということも据えられると思います。これを含めて、まちづくりについては質問させていただきましたけれども、一歩ずつ進めていただいて自慢できるまちづくりができるようによりできればいいかと思っておりますので、検討できるようなことは検討して進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより 14 時 30 分まで本会議を休憩します。

午後 2 時 18 分休憩

午後 2 時 30 分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 8 番、楠原議員。

〔8 番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（8 番 楠原 更三君） 発言順位 8 番、楠原です。通告に従って質問してまいります。

役場には手続や相談のために、やむなく来る人がほとんどであり、明るい気持ちを持った人ばかりではありません。そのような人に気持ちよく帰ってもらうためには、町民目線を貫き、町民に寄り添った最良のサービスを提供することが必要です。これは、都城フィロソフィーから引用しアレンジしたものです。

私は、令和元年 12 月議会から何回となく役場における町民サービスの在り方について質問してきています。その後、職員の心得 10 か条が制定され、4 年が経過しました。

ご存じだと思いますが、町のホームページに掲載されています職員の心得を資料の 1 に挙げています。その前文を見ますと、町民が幸せと感じる役場を目指すために、働く職員もそれを目指す必要があります。町長を含めて、職員全員が同じ方向を向いて、仕事を進めるために策定したとあります。そして 1 番目に、挨拶が全ての基本、全ての始まりは挨拶から、自分から先に明るく、はっきりと、笑顔でしましょうとあります。これは職員間だけでなく、役場庁舎を訪れる町民に対しても行われるべきです。

しかし、町民に対しての役場職員の方々の応対に、現在でも高い評価を聞くことが私はありません。ごく最近も何人もの町民の方からこんなことを聞きました。庁舎内で職員の方とすれ違うときに、職員の方から挨拶を受けることはないということです。私はそのときに「役場では職員の心得 10 か条というものがあるんですよ」と言ったところ、そんなものがあるとは知らないとのことでした。これは一つの現実です。職員の心得策定後のその効果が気になります。

そこで、この 10 か条の策定前と策定後とを比べての所感を策定の背景と目的を含めて伺います。あとは質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 三股町職員心得 10 か条の策定の意図と策定後の所感について回答いたします。

まず、三股町職員心得 10 か条の策定の意図であります。職員には多様化、高度化する住民

ニーズに応えることが求められる一方、職員の不適切な行為により住民の信頼を損なう事例も発生していることを背景に、町民が幸せを感じる三股町を目指すために、職員全員が同じ方向を向いて、組織として仕事に邁進するための指針として、令和3年2月17日に策定したものであります。

現在の取組としましては、毎週水曜日の朝礼時に、各課係単位による唱和行動を通じ、チームとして指針の確認を実施するとともに、人事評価制度の組織目標に条文を掲げ、その実効性の成果を評価する判断材料としています。

また最近では、採用試験における面接試験で、本町の職員として業務、町民への向き合い方を示す一方、条文に対する意見、考え方を問うことで、評価の判断材料としているところでございます。

最後に、策定前と策定後の所感であります。策定により常に職員の心得を再確認できること、人事評価の目標設定と評価が具体化できること、町の目指す職員像を示すことができるなどの成果を実感しているところであります。

また、目に見える変化につきましては、職員係に寄せられた接遇に関する苦情処理案件から、策定前の令和元年、令和2年の2年間に6件でありましたが、令和3年から令和6年の4年間に2件というふうに減少しております。

また最近では、接遇に関してメールやじかに感謝の言葉をいただいたケースが2件、事業者から電話対応の高評価をいただいたケース2件があり、成果を実感しているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） よく分かりました。

この前文の中で、町長を含めて職員全員が同じ方向を向いてとありますけれども、ここのところがいいのかなと思ったんですが、町民が選んだ町長は、当然、町民が幸せを感じる町政を目指すはずだと思います。そこで、町長を含めてではなくて、町長と同じ方向を向いて、職員が仕事を進めるためにはというふうな表現のほうがいいのではないかなと思ったところなんです。4年たって改善すべきところがあると思われた部分も多いのではないかなと思うんですけれども、その一つに、この前文が各課に掲示されている10か条を見ますと書かれてないんです。この前文に目的とかそういうのが書かれていると。町民が幸せとを感じる役場を目指すためというところが各課に掲示されている10か条では抜けているというような気がします。

そこで、定期的、数年置きには改善するような余地を残しておくことも必要ではないかと今思っているところなんですけれども、現在、この職員の心得10か条はどのように扱われているのでしょうか。状況を伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 三股町職員の心得10か条の現在の取扱いについてお答えしたいと思います。

条文は職員一人一人が常に意識し、行動が高められるよう、課内、係内スペースの壁にポスター掲示をしております。それと併せまして、職員のパソコン立ち上げ時の初画面に条文が示されるようにしているところでございます。

なお、行動、活用としましては、先ほど町長が述べられたとおりでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 評価について、町長も先ほど言われましたけれども、この町民が幸せと感じる役場を目指すために、働く職員もそれを目指す必要がありますという目的を果たすためには、評価がどうなのかということがもちろん重要になってくると思うんですけれども、私はこの場合、この評価は町民が行うという視点も必要ではないか。策定前と策定後でこのように変わったという評価が必要だと思うんですけれども、ということは、まず町民側にこの職員の心得が周知されているのかということ、周知されていることが前提となると思いますので、先ほども言いましたけれども、知らない町民の方が少なからずいらっしゃるという現実がありますので、職員の心得のこれまでの町民に対する周知状況、そして周知方法、それから現時点におきまして、どれくらい知られていると思われているのか、ちょっと抽象的でしょうけれども、どれくらい知られていると思われているのかについて伺います。今後の対策については後でまた伺います。お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 三股町職員の心得10か条の町民への周知について、また、どの程度周知をされているのかということでありますけれども、まずは周知の現状についてお答えしたいと思います。

町民への周知により、町民目線があることを職員に意識させることが定着の方法の一つと考えているところでございます。令和3年3月にホームページ上の町政情報に職員心得10か条を策定しましたというところで、先ほど楠原議員が抜粋されたこの内容を掲示させていただいたところでございますけれども、改めてホームページ上を確認させていただきましたが、なかなかそこに行き着くまでに時間がかかるというか、初めて見る方には行き届かないというような状況がございましたので、初画面で掲載箇所が確認できるよう、改めてホームページ上のほうを修正、改正させていただきたいというふうに考えております。

なお、どれだけの町民の方々が周知されているかというところについては、なかなか数字的に

も実感的にも確認できていないところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 分かりました。

ホームページで実際探すのは大変なんですよ。せつかくあるわけですから、立ち上げた画面のところにどこにか小さくでも職員の心得１０か条とあるといいなと思いました。

先ほど、都城フィロソフィーというのを引き合いに出しましたけれども、都城フィロソフィー、３０項目あるようですけれども、非常に詳しく載っていますね。けども、都城市のホームページでもすぐ検索できる状況にはありません。意見箱というのがあるんですね、トップ画面には。これは非常にいいなと思ったところでした。意見箱と隣に職員の心得が両方見えやすいところにあるのが、周知の一つの方法ではないかなと思った次第です。

この都城フィロソフィー、皆さんもご存じだと、もちろん思いますけれども、そこに策定の目的がこうありました。私たち都城市役所職員は、市民の皆様に「都城市が日本一の市（自治体）である」と思っていただけよう、職員全員が同じ方向を向いて仕事に邁進するための指針を示した都城フィロソフィーを策定しました。また、うちの役所、職員はすばらしいと住民の皆さんから言ってもらえるようになることを目指して策定したともありました。本町の職員の心得と目的はほぼ同じだと思います。

ただ、先ほどから言いますけれども、１０か条ではなく３０項目あるということとか、３０項目が１項目ごとに本町のものより詳しく説明されたものとなっているということ、そしてエピソード集を別に作成しているなど、市民に対しての周知努力を含めて取扱いに大きな違いが見受けられます。そして、それが市の広報誌に毎回１項目ずつ掲載されているんですね。まるで倫理社会の教科書じゃないかと思うような特別な欄を設けて掲載されています。これは、根気強い周知活動の一つだと思いますし、これが先ほども言われましたけれども、職員の皆さんの意識づけにも……

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。ちょっと休憩します。４６分になりますので、ここで区切って黙禱をいたします。

午後２時４６分休憩

午後２時４７分再開

○議長（指宿 秋廣君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議員（８番 楠原 更三君） これが、職員の皆さんの意識づけにもつながっていると思っております。

もう一つ、この都城フィロソフィを見ますと、市役所は、市民の幸福を実現するために市民サービスを提供するサービス業であり、市民はお客様ですという表現もあります。職員の心得10か条の中には、町民の幸せに貢献するという文言ありますが、町民サービスを提供するサービス業であり、町民はお客様ですという表現があってもよいのではないかと思います。

三股町の役場職員としてどうあるべきなのかは、三股町の役場職員となってから研修等を通して学ぶことになるのですが、選挙で選ばれた町長と職員が同じ方向を向いて仕事を進めるということを、普段から意識して行動できるように表したのが職員の心得であり、どのような研修を積んだのかを町民が知る手がかりとなるものであると思います。

このように考えると、職員の心得は庁舎内だけのものだけでなく、町民全体が共有しておくものではないかと思います。そのためには、先ほど来、言っていますけれども、職員の心得を周知するための根気強い活動が必要です。現在以上の周知を目指しての今後の新たな対策は何か考えられませんか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 町民への周知の今後の対策、町民、職員一緒になって、相互理解していただくという上でも大事かというふうに思っています。

今後の対応についてなんですけれども、楠原議員のほうで先ほど言われたとおり、都城市を参考にすればホームページ上に掲載しておりますので、そこに意見箱をつけるとか、そういったことも一つの工夫だなというふうに思っていますし、これは繰り返し繰り返し、町民の目線があるんだということを自覚する上でも、何らかの機会で、随時というか定期的にも、町職員の考えや心得というのを示すべきだなというふうに考えていますが、具体的にどうすべきかについては、また再度検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今のところとかぶるかと思いますが、町民の評価にどういう変化があったかということをお聞きしたかったわけですが、まず、町民が評価を行う方法があるのかなのかというのがまず問題だと思うんですが、そういう町民が評価を行う方法というのは現在あるのでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 策定後の行政サービスに対する町民の評価についてお答えしたいと思います。

職員の行政サービスに対する評価の判断は、町民目線による主観的な評価ですので測り得ないものと認識しておりますが、職員係に寄せられる苦情処理案件数や内容、また職員に対する感謝

の言葉等から行政サービスの状況評価は確認できるものと考えております。

また、令和7年度は、市町村振興協会が事業として実施します民間業者による抜き打ち接遇調査を本町にて実施する計画となっていますので、第3者機関による具体的な評価をもって、三股町職員の心得10か条策定の成果の判断のひとつと考えております。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 次の質問に移ります。

地域公共交通計画についてですけれども、私が予定していましたデマンド交通については、昨日の田中議員の質問で大方終わったようなものですが、田中議員の要求資料の4に、2月26日現在の状況の報告があるわけですが、回覧で回ったとき思い出しますと、たしか2月いっぱい実証実験をした後、分析を行うということでしたので、終了後の分析は行われたのでしょうか。もし行われたのであれば、この資料4にある内容以外に報告すべきようなことはありましたでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） このデマンドの実証実験につきましては、2月28日をもって終了したところでございます。資料の提供上、2月26日までの状況を公開させていただきましたが、28日までの残り2日間のことを加味した上で報告させていただきますと、数字等には変更なしと、乗車数も増えていないという状況で、この2月26日時点での結果がこの成果という形になるかと思えます。

ここに書かれている以外には、まだ28日終わって3月に入ったばかりですので、まだ実証のほうには入り込めておりません。今、ここに書いてある中で特徴的なのは、やはり現時刻の体制では、なかなか事前予約で行き帰りできるというのは非常に難しい。特に利用者として設定していましたのが、高齢者。高齢者がどういうところに行かれるのか、どういうところを利用されるのかを設定した上で、このデマンドの時間帯を設定したんですけども、なかなか事前予約として、行きはいいんですが、帰りがなかなかめどがつかない、帰りたいときに帰れないと、そういったものも出てきましたし、また、意見としては、当日予約がぜひ欲しいというところも必要なのかなというところも出てきたところでございます。

ただ、交通空白地帯ということで、長田地区を今回設定させていただいたわけですが、長田地区の皆さんが、やはり現状よりもよりよい交通利用にしなければいけないという観点から、一番は、最初の実証実験の成果というところを踏まえて、さらに、地域の方々とやはり乗っていただいた方々等も含めて、協議、いろいろな意見交換をやっていかなければいけないのかなというのを、今、第一段階として考えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 昨日の田中議員とのやり取りでもあったんですけども、地域公共交通計画では、計画立てられたとき、その時点で、くいまーが運行されていないところでデマンドバスが予定されていたと思いますけれども、昨日の段階では、そういうところでの実証実験はしないということでしたけれども、それを確認です。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 実証実験については、現段階では、長田地区以外のところの実証実験は今のところは考えていないということです。というのも、まずはこのデマンドというのは、初めて取り組んだ、町として、事業でございますので、今回の実証実験を踏まえて、まず、長田地区がどういうふうにも本運行までいけるのかというところを、まず成果としてあげなければいけないのかなと思っています。そのシステム構築ができれば、今、この交通会議で出ているのが、長田地区以外の交通空白地帯としては田上、餅原、こちらのほうも将来的に非常に交通空白地帯になるんじゃないかなというふうに懸念されていますので、その長田地区の成果を踏まえた上で、このシステムをそちらのほうにも運行できればなというふうには考えていますが、実証実験のほうは、現在のところは、まだ考えていないというところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） あとは、回覧でオンデマンドという表現とかデマンドという表現ももちろんですけども、この頂いている資料の上西議員の部分で、最初に、ＡＩ オンデマンドバスとデマンド、オンデマンド、ＡＩ デマンド、いろんな表現が使われているんですけども、もう一つ、回覧板の中では、乗りたい日時、場所を事前予約して利用する乗り合いバスですという解説がついていました。非常に分かりやすいんですね。デマンド、オンデマンド、ＡＩ オンデマンド、こういう表現は、分かる人には分かると思うんですけども、広く町民目線でいいですか、広くすぐ分かるためには、違う表現をしていいのではないかなと思います。いわゆる町民目線に立ってということですけども、くいまーというのはもう定着した呼び名になりましたけれども、デマンドバスの場合には、くいまーとはまた違った形ということで表現する必要があるんじゃないかと思いますけれども、親しみやすいような呼び名をつくるということは考えられているのかどうか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） デマンドバスの呼称ということでよろしいですかね。（発言する者あり）現在のところ、デマンドバスに特化した呼称は考えていないところでございます。

今回の実証実験後の検証を本運行の第一段階と考えており、長田地区住民にとって、既存定期路線より利便性が高まり、住民ニーズに応えられるよう、段階を経て方向性を見定めていきたい

というふうに考えておりますので、本運行のめどに合わせ、必要性も含めて、公共交通会議や住民の意見を取り込んで協議してまいりたいと、呼称については考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 今後、このデマンド型の交通が定着していくためには、くいまーと違うという名称は必要だと思うんですね。ごちゃごちゃになってしまうと、かえって利用しづらくなるような気がしますので、今後のこととして考えておいていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、文化財について伺ってまいります。また文化財です。

１月に、何人もの方が言われましたけれども、１月に長野県の安曇野市、そして、箕輪町、南箕輪村と３つの自治体を視察・研修してまいりましたけれども、その中で、文化財関連のことについて少し触れてみたいと思います。

まず、安曇野市に行きましたら、安曇野市の文化財がこのようなもので、物すごくたくさん出ているんですね。１０分、２０分ではとても見切れないような。裏表ですね。すごいなと思いました。

それから、箕輪町の文化財、こんな立派な冊子でもって作られています。これは、町民全員誰でも使えるということでありました。

安曇野市の場合が２１７件の国指定、県指定、市指定、箕輪町はこれで６６件の国、県、町の指定文化財を紹介できるようにしてあります。この数字だけ見ても、それぞれの自治体の奥深さを強く感じたところです。

これまで何回も何回も取り上げていますけれども、文教のまち三股町は、県内自治体で指定文化財が５つしかない、最も少ないという本町の現状、これをどう考えられているのか、改めて伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 町指定文化財が少ないという現状をどう考えられているのか、とのご質問にお答えします。

三股町にはいろいろな史跡があり、指定にまで至っていないものもあります。それらの多くは、指定こそされてはいませんが、例えば三股の石像文化や三股町の歴史と文化財、三股の民俗芸能等に調査された内容は、詳しく述べられております。町の歴史的価値のあるものは、何らかの形で保存し、後世に伝えていくことが責務であると考えております。文化財の指定は、指定基準にのっとり順次、行っていく考えです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 質問は、この現状をどう考えているかということなんです。もう一回お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 先ほどお答えしたとおり、指定こそされておりませんが、調査した内容を詳しく述べた冊子、本が出版されているということでお答えしたつもりです。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 満足しているんですか。どうですか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 文化財と指定されているものは５つしかないということではございましたが、いろんなものに残されているものが少ないということではないと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 三股町だけが指定していないものがたくさんあるわけではありません。ほかの自治体も指定されているもの以外にもたくさんあります。そういうのを比べて、現状をどう思うかということをお伺いしているんです。教育長、どう思われますか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） これまでの文化財に関する行政で、これまで文化財についても調査等を行ってきたというふうに思いますが、現時点では、これから順次、指定を行っていかないといけないというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） ということは、少ないと思われているというふうに感じてよろしいのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 数でいうと少ないかもしれませんが、これまでの町の行政として文化財については調査等を行っておりますので、今後順次、必要に応じて指定していくということにはなっていくと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 資料の２、ご覧ください。これも、これまでに何回となく出している資料ですけれども、１番目に、三股町文化財保護条例、昭和４７年、２番目に、文化財保護条例施行規則、昭和４７年、３番目に、三股町文化財保存調査委員会議規則、昭和４７年、４番目に、三股町文化財調査専門員に関する教育委員会規則、平成６年から抜粋してそれぞれ出しておりますけれども、この中では、三股町文化財保護条例が上位になります。

この第1条目的の2行目を見ますと「町の区域内にある文化財を保存し、その活用を図り、もって町民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする」とありますけれども、この場合には、指定するとかしないとかは一切書いていないんですね。町内にある文化財なんです。したがって、文化財を指定しているか指定していないかに関わらず、この条例は関係することになります。

第4条では、「町の区域内に所在する文化財の調査、保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ、文化財を調査し、重要事項を審議し、かつ、これらの事項に関し、必要と認める事項を建議するため、文化財保存調査委員を置く」とあります。

次に、第6条を見ますと、「町の区域内にある文化財のうち、重要なものを指定することができる」とあります。町内にある文化財のうちということは、指定、未指定関係なくということになります。

この文化財についてのこれまでの答弁を見ますと、この条例の第4条にあります文化財保存調査委員を長い間任命していないとあります、これまでありました。ということは、当然文化財保存調査委員会も開催していないということになります。文化財かそうでないか、また、文化財のうち重要かそうでないかを審議する委員会が文化財保存調査委員会であるという理解ができると思ってます。

しかし、文化財保存調査委員のメンバーは任命していない、委員会も開催していないというこれまでの答弁に違和感を感じます。

なぜならば、文化財に関して町史改訂版と新町史を比較してみますと、資料の次ですね、資料の3をご覧ください。左側が新しい町史にある未指定文化財です。新しい町史に掲載されている順に1から23まで書きました。右側が町史の改訂版のほうにありました、新しい町史では掲載されていない未指定史跡です。これが左側でいきますと、新規というのが、1、2、3、4、5、6、7、8、9つあるんですね。右側では新しい町史に掲載されたものが20個あります。このような判断がどっかでか行われたわけなんですね。

そうすると、この条例でいきますと、こういう判断をするのが文化財保存調査委員であり、委員会であるのではないかと思ってるんですが、この新しい町史にあるこういう文化財については、どのような手順で手続が行われたのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 町史改訂版と新町史の掲載の内容の違いと、手続についてのご質問にお答えします。

本町の歴史を伝えてきた町史は、町制施行10周年を記念して、昭和36年6月20日に初めて刊行され、その後、改訂版が20年余りの歳月を経て、昭和60年11月1日に刊行されまし

た。そして70周年を迎えるに当たり、その間の時代の変遷に伴う本町の移り変わりを叙述し、空白の歴史をつくらないように編纂しております。

ご質問の箇所は、改訂版では469ページから473ページ、町史では下巻662ページから664ページについてであるかと思いますが、三股町史改訂版は、町文化保存調査委員会を中心に選定されております。三股町史では文化財保護法、三股町文化保護条例にのっとり編集しております。文化保護法第2条第1項において、「文化財は有形文化財、無形文化財、民俗文化財、天然記念物、文化的背景及び伝統的建造物群」とされており、それにのっとり分類し、三股町文化財保護条例で指定した町指定史を記載しております。

また、庄内地理志や新しく発掘された資料を基に、編集委員会で編集会議を行い、制限されるページ数の下、編集されたものです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 保護条例及びその他の規則、これがルールなんですね。この中に編集委員というのはどこにも出てこないんですよ、出てきませんね。出てこないそういう機関でもって作った、これ、おかしいんじゃないかなと思うんですよ。あくまでもルールに従ってやらなければいけない。

新しい町史を作成する編集委員の方でこのように指定したのであれば、その方々が文化財保存調査委員であってもおかしくないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 新しい町史につきましては、先ほど述べたように改訂版からの空白期間を埋めるために編集をしております、その間に発掘された資料等の追加をされております。

改訂版に載せてある分を全てを載せているわけではなく、それらを総合的に判断して、制限されるページ数の下、編集しております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 質問に答えていない説明だと私は思います。

このルールに基づきますと、文化財保存調査委員または文化財調査専門委員が関わらなければできないという理解ができると思っています。編集委員は出てこないんです。空白埋めるものの、それも全く関係ないと思います。平成2年から指定は全く行われてないという問題と、文化財か文化財でないかというのは別なんですね。ルール上はそうやって私は理解しているんですけども。

とにかく文化財となります。

この間、先日、梶山小学校の6年生に対しまして、「共に生きる地域での生活」という授業の

時間を使って、梶山橋付近での学習をさせていただきました。子供たちは目を輝かせて参加してくれました。文化財が一人一人の子供たちに与える何かというものを実感した次第です。文化財を通してのふるさとづくりの重要性、そして必要性、これも実感しました。

普段の生活のあちこちにある文化財というものが郷土愛につながると思います。情操教育にも郷土愛醸成にも、やはり文化財は重要です。

文化財と思われるものには、教育委員会と書いてある白い標柱で示してあると思っております。その標柱には、指定という文字があるかないかの違いがあります。が、まだ立てていないところも見られますし、今回新町史で除外された部分に白い標柱が立ててあるところもあります。それはどっちでもいいんですけども。

文化財ということから質問しますけども、この標柱を立てる、立てないについての基準はあるんでしょうか。答弁はありません。その基準がもし分かったら、後でもいいですので教えていただきたいと思います。

次の質問に入りますけれども。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩。次の質問でしょう。

○議員（8 番 楠原 更三君） いいです。

○議長（指宿 秋廣君） 10 分間休憩で。

これより 15 時 30 分まで本会議を休憩します。

午後 3 時 19 分休憩

午後 3 時 30 分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 8 番、楠原議員の残りの一般質問を行います。楠原議員。

○議員（8 番 楠原 更三君） 文化財についての③番から質問を始めたいと思います。

町指定文化財とその他の文化財について、町としての対応にどのような違いがあるのか、また所有者側の立場としてどのような違いがあるのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 町指定文化財とその他の文化財について、町としての対応の違い及び所有者としての立場の違いのご質問にお答えします。

町指定文化財とその他の文化財については、条例に基づいて対応が異なるということはありません。町指定になりますと、所有者は公共のために大切に保存し、できるだけ公開するなどに努めなければならないとし、所有者は教育委員会の指示に従い、町指定文化財を管理しなければならないとしております。

管理または修理費において、予算の範囲内で補助金を交付することができるとしております。

町指定となった場合は、管理者の届出が必要ですし、変更の場合も届けが必要です。しかしながら、町指定以外の文化財についても町では、重要なものについては予算措置を行い、保存に力を入れております。

例えば、三股開拓之碑については、石像の保存処理や説明板の設置を行いました。また、平家落人の墓にも説明板を設置いたしました。大鷲巢の六面地蔵についても整備を行い、毎年、除草作業を行うなどしております。これらには予算を伴いますので、状況に応じて対応しているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 今の中で、あれっと思ったのが指定文化財以外のもので重要なものについては、とありました。重要か重要でないか、そういうものも、この先ほど来言ってます文化財保存調査委員会で決めるということになるんじゃないか思うんですよ。そして重要であると思ったものについては、指定することができる。そういう判断は全て、この文化財保存調査委員会ということになるんですが、それについてはどうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 町指定を行うに当たり、調査をしていただきますのが調査保存委員会となっておりますので、この場合の重要なものというものにつきましては、いろいろな方の専門的な知識等を用いて、重要であるか、ないかという判断を行っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 私の理解が足りないのかもしれませんが保護条例で行きますと、指定というのは第６条から出てくるんですね、それまでに指定というのは出てきてません。文化財とするか、しないかを文化財保存調査委員会で考えるということになるので、第４条に文化財保存調査委員を置くと出てるわけですから。文化財か、そうでないかはそこが決める。指定するか、しないかもそこで決める。だから文化財か文化財じゃないかという認定と、指定か指定じゃないかの認定は別物なんですね。と私は理解したんですが、どうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 第６条に教育委員会は文化財の史跡のうち、重要なものを指定することができるとしております。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午後３時36分休憩

午後３時40分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

では、教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 教育委員会で判断して、重要なものとしております。（「もう1回、お願いします」と呼ぶ者あり）

町指定以外の文化財につきましては、町の教育委員会で判断いたしまして、重要ということで、重要なものとして予算措置を行っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 私の理解を超えているんですが。聞いたことに対しての答えになってないと思うんですけども、教育委員会で決めて何でもできるんだったら、文化財保存調査委員は要らないということになるんですが、どうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 文化財保存調査委員会が要らないとかいうことではなくですね、文化財につきましては、先ほど楠原議員のほうからも言われたように、町の指定の文化財というのは5つしかないということで、その他の文化財につきましては、重要ということではありませんが、設置場所とかそういうことも鑑みまして、案内板を設置したりとか、そのようなことを行いながら、皆さんに文化財を広く知っていただくような工夫はしているところでございます。

ただ、先ほど言われましたように、文化財保存調査委員会等も開催しながら、そういうことは判断していかないといけないということはあるというふうには認識はしているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 次の質問に行きます。4番です。

その他の文化財の中で指定に値すると思われているものはあるのでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） その他の文化財の中で指定に値すると思われているものはあるかのご質問にお答えします。

その他の文化財の中にも指定を検討しているものはあります。ただし、多額の予算を伴うものについては難しい面もありますので、調査、保存を行えるものから順次指定していくこととなると考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ということは、文化財保存調査委員を置くということですね。いつ予定されますか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 指定する場合には調査委員会のほうを設置していきますが、順次指

定していくということで、今、いつというお答えはできません。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 文化財保護条例施行規則第２条、文化財保存調査委員の定数は１０人以内とし、任期は２年とする。これが動かないことには、指定はできないということ、まずですね。それを先ほど順次予定するということですから、今の課長の答弁でいくと、これが５年後、１０年後、２０年後ではあっても、それに入るという解釈になります。

なぜならば、平成２年から今までないわけですから。これから先、また３０年も４０年も今の状態でいっても、今の答弁ではオーケーということになるんですが、それでいいんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 教育委員会としましては、本年度に学芸員の選考試験等を行い、令和７年４月１日には１名が配置される予定ですので、今後、順次指定にのっとり指定を進めていきたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 文化財保存調査委員を置くことをいつから検討する予定でしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） いつということは、まだ検討しておりませんが、先ほど述べたように、職員の増員をもって前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 先ほどのその前の答弁で、指定を検討しているものがあるという答弁がありました。

それであれば、そのためにはまず何回も言いますけれども、文化財保存調査委員がなければいけないですよ。計画が必要だと思います。いつまでに調査委員を置いて、いつから検討して、いつ頃には指定へ動きたいとか、そういうような計画というのは、今の答弁でいくとまだないんでしょうけれども、一日も早くそれを行っていただきたいと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 文化財保存調査委員会を設置しましても、その保存委員会が調査等を行っていただけるわけではありませんので、どの文化財を指定するかというところあたりも、教育委員会内において判断しまして、その調査を行った後に、文化財保存調査委員会に諮るということになってくると思いますので、調査が出来次第、指定に値する文化財の調査が出来次第、招集して委員会を立ち上げるということにはなっていくというふうに考えているところです。

ただ、いつまでというふうに言われますので、一、二年のうちには厳しいというふうには思いますので、高才の調査等も終わった後にはなるのではないかとというふうには考えます。

ただ、その間も調査は進めていくことにはなるというふうには思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 先ほど来言っていますけども、長野県の箕輪町の場合にはですね、文化財係は正規職員1名、会計年度任用職員3名、そのうち1名が学芸員1名ということでしたけれども、そのメンバーで文化財保護事業、埋蔵文化財保護事業などとともに、博物館事業を行っているんですね。博物館の入場者は、6年度の10月から3か月間で毎月800人ほどということを知っております。とんでもなく忙しいんですね。その博物館の展示物の交換もするし、埋蔵文化財のほうもやる。そして4月から、来月ですね、4月からは町史編さんも開始されると。そのメンバーで。とんでもなく忙しい状況であると思ったんですけども、文化財に対する特にこのすごく熱い姿勢を感じたところでした。

それから比べると、本町の場合の文化財保護に関しては、何かぬるいような気がしているわけなんです。今でも高才地区の発掘が終わったらとか、五、六年前は町史編さんが終わったらとか、ずっと何々したら何々したらでずっと経過してきているんですが、その間に全部遅れていってしまふ。一刻も早くですね、誇れるふるさと三股というものが、歴史的な裏づけを伴ったものとして言えるようになってほしいと思っております。よろしくお願いします。

次、5番に移ります。

現在の動きですね。今指定に向けてと言われましたけれども、今の時点でもやっぱり答弁は、高才の発掘のことで手が回らないという答弁になるのでしょうか。どうぞ。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） ただいまのご質問に対しては、高才原第3地区の発掘を現在行っております。

南九州でよくある花卉形住居跡や地下式横穴墓というものが出てきておりまして、本日も職員のほうは現場で発掘作業に従事して取り組んでおります。

そのため、町の文化財指定の手続は進んでおりません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 高才の発掘はまだあと一、二年続くんですかね。工区がまた次に移るわけですから。そうすると全て遅れていくんですけども、4月から文化財係が1人増えるということを知っておりますけれども、今までよりも計画を立ててですね、工程表を考えた行動をしていただいて、一日も早くこの文化財が充実していくことをお願いしたいと思います。

最後になりますが、6 番目です。

これももうずっとですが、梶山城につきましては、平成27年6月議会、私の最初の一般質問だったんですけれども、それから毎年、毎年飽きることなく質問してきております。11年目に入ります。

この間、教育長は3名替わり、教育課長はそれ以上替わっております。

そういう中で、用地買収は困難な中、着実に進んできておりますけれども、これまでの答弁を考えますと、国指定への具体的な動きというものが10年たっても見えません。一般の方々に対して理解できるような報告を受けてないという意味で今言いました。

対外的に見ましても、国指定に値する価値があるとの答弁を何回ももらっているのですが、本当に国指定に向けて計画的に着実に動いているのか疑問に思います。

梶山城の国指定への最新の手続の進捗状況と整備予定を伺います。

これについても、高才の発掘で遅れているという答弁が中に入らないことを期待して伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 12月の議会で報告しましたとおり、ヘリコプターによる上空からの撮影を行い、パノラマVRを作成し、国指定申請に必要な空中写真の撮影も同時に行いました。

また、本年度予定しておりました梶山、長田に関わる町内地理史の資料編集も進み、こちらは校正の最終段階に入っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 少し進んだ感じがしてうれしく思いますけれども、こういうものを意外と梶山地区以外の方でも、梶山城のことを興味を持っている方はいらっしゃるんですね。かなりの数、私は聞いております。何らかの方法で現在の進捗状況を周知していくという努力も、何らかの方法で考えていただきたいと思います。

先ほどありましたけれども、高才で地下式横穴墓が見つかった、これは三股では初めてのことだと思います。もし、中から鉄器とか何かほかのものが出てくれば、えびの、小林なんかとこう関連づけて都城も含めて、結構大きなニュースになる可能性はゼロではないと思うんですけれども、そういうようなことも含めて文化財系の活動の何らかを活用して、例えば、町の広報でもいいでしょうし、ホームページの新着のところで「出ました」とかですね、そうやって気を引くようにして文化財係がちゃんと動いている、その文化財係の仕事が確実に進んでいるということをお知らせすることは必要じゃないかなと思います。

特に、花卉形住居については、我々は委員会で視察に行きましたけれども、一般町民の方はご存じないと思うんですね。

そういうのも、新着情報、新着情報でずっとやることによって、文化財に関する興味も高まっていき、ふるさと三股というものをより知る手がかりになるんじゃないかと思いますので、そういうような周知方法、質問にはないですけども考えられませんか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） あの要するに要望だけに止めておいて。質問はないので、この梶山城から外れたらおかしくなります。

○議員（8番 楠原 更三君） ということをお願いをして質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は、明日12日に行うことといたします。

_____・_____・_____

○議長（指宿 秋廣君） 本日の全日程は終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時58分散会

令和7年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

令和7年3月12日(水曜日)

議事日程(第4号)

令和7年3月12日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 総括質疑
日程第3 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 総括質疑
日程第3 常任委員会付託

出席議員(11名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 岩津 良君 | 2 番 中原 美穂君 |
| 3 番 上西 雅子君 | 4 番 西村 尚彦君 |
| 5 番 田中 光子君 | 6 番 堀内 和義君 |
| 7 番 新坂 哲雄君 | 8 番 楠原 更三君 |
| 9 番 堀内 義郎君 | 10 番 内村 立吉君 |
| 11 番 指宿 秋廣君 | |

欠席議員(1名)

- 12 番 山中 則夫君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- | | |
|-----------|-----------|
| 局長 西山 雄治君 | 書記 馬場 勝裕君 |
| | 書記 益留 美樹君 |
-

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	石崎 敬三君
教育長	-----	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	----	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	----	鈴木 貴君	税務財政課長	-----	黒木 孝幸君
町民保健課長	-----	齊藤 美和君	福祉課長	-----	福永 朋宏君
高齢者支援課長	-----	杉下 知子君	農業振興課長	-----	山田 正人君
都市整備課長	-----	田中 英顕君	環境水道課長	-----	岩元 勝二君
教育課長	-----	島田 美和君	会計課長	-----	瀬尾 真紀君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位9番、上西議員。

〔3番 上西 雅子君 登壇〕

○議員（3番 上西 雅子君） 皆さん、こんにちは。発言順位9番、上西です。

昨日、東日本大震災からちょうど14年が経過しました。この地震で犠牲になった方々のご冥福を改めてお祈りするとともに、これからも起こり得るであろう自然災害に対して、どう私たちは向き合っていくのかをより真剣に考えなければならないと心に誓う昨日一日となりました。

では、通告に従って質問させていただきます。

今回の私の質問事項が幾つかほかの議員の方々と内容がかぶってしまっておりますが、視点の違いなどもありますので、削除せず質問することといたしました。その点をご容赦ください。

まず、事項①の質問です。自治公民館支部加入率の低下についてです。

皆さんご承知のように、ここ何年間かの公民館支部加入率の低下が顕著となっています。昨今、地域自治コミュニティに加入しなくなる人たちが増加しているという問題は、我が町だけでなく全国的な問題となっています。

昨年夏、三股町社協の主催で、2回にわたって地域自治を考える井戸端会議が開催されました。町内の数名の公民館館長も参加をされ、多くの人たちとの意見交換会が行われました。様々な意

見が出ましたけれども、地域コミュニティが消滅してしまうことは、そこに暮らす住民にとってマイナスであること、公民館という形かどうかは別として、何らかのコミュニティを新しい発想を持ちながら継続し、機能させていくことが大切ではないかということを最終的に確認していったように思います。

ここで、すみません、要求資料3をご覧ください。

町内の公民館支部加入率の状況になります。これを見ますと、一番右端なんですけれども、高畑、餅原地区の加入率は80%台である反面、稗田地区や西植木地区などの支部加入率は30%から40%です。町全体としましては、約60%ぐらいの加入率となっています。

加入しない理由は様々だと思いますけれども、私の周辺では、支部費が高く払えない、役が回ってきても忙しくて引き受けられない、回覧板を回すのが負担等々の声が聞こえてきます。この声は若い世代の人だけではなく、独居の高齢者の方たちからも同様の声が聞かれます。

この公民館支部に加入する人が減少することは、公民館自治運営そのものにとってマイナスだと思いますけれども、行政にとってもマイナスなのではないかと考えます。

1点目の質問ですけれども、町行政として、この公民館支部加入率の低下の影響についてどう考えられるのか質問をいたします。

この後の質問は質問席で行います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 公民館支部加入率の低下による影響につきまして、地域の互助機能を弱体化するとともに、地域と行政が一緒に取り組んでいる様々な事業にも影響を及ぼすおそれがあり、大変危惧しております。

町では以前より転入者に対しまして、自治公民館を紹介する窓口を設置したり、都城地区宅地建物取引業協会と協定を結ぶなどして加入促進を図る取組などを行っておりますが、公民館加入につきましては、加入を強制することができないため、大変苦慮しているところでございます。

なお、自治公民館でもできるだけ若い世代の意見を取り入れる取組や、役員さんの負担軽減を図るため、事業の見直しを図るなどして公民館の維持にご尽力いただいているところでございます。

ただ、都城市に隣接する町の西部地区では加入率が低いのですが、他の地区では加入率にほとんど変化はなく、むしろ人口減少による加入戸数が減少しており、今後の課題になるのではないかとこのふうには考えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 大変危惧して、その対策や取組はそれなりに努力されているということが分かりました。おっしゃるように、様々な観点から見て、町にとってマイナスとなるこ

とが多いのではないかと思います。

次の質問ですけれども、ちょっと視点を変えます。

町が発行する広報みまたや議会だよりは、公民館支部単位で配布をしていると思います。これらは町民に対して、町の動向や住民サービスの内容を伝えながら、行政運営の理解を求めていく、町にとっても、町民にとっても大切なツールだと思います。この広報紙を町は公民館各支部に託して配布しているので、支部に加入していない人たちに対しては、これらが行き届いていない状況になっていると思います。このことは、周知が行き届かないことで、言ってみれば町民サービスの恩恵を受けることができない人たちが出てくることにつながるのではないかと思います。公民館支部に加入していない人たちが町内に40%いる中で、このことは町民サービスの公平性が担保されていないように感じます。そのことをどう捉えられるのか質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 町民への情報の周知と公民館支部加入率の影響の考え方についてお答えしたいと思います。

現在、町民への行政情報の発信は、回覧、広報紙、防災行政無線、町ホームページ、公式LINE、公式フェイスブックを使用しておりまして、また災害等の緊急時には、防災メール、テレビロップ等を手段としているところでございます。

令和6年2月に実施しました行政事務活動に関わる支部長アンケート結果について若干触れさせていただきます。そのアンケート調査におきまして、町からの情報取得の手段についての質問では、回覧が27.7%、これ毎年調査しているわけですが、前年比3.7%の減、広報紙、こちらは22.9%、前年比0.4%の増、町ホームページ17.8%、前年比1%の増、公式LINE13.7%、前年比3.3%の増、防災行政無線11.6%、前年比2.8%の減の順で、情報取得は紙面によるものが50.6%、これは前年比3.3%の減、紙面以外につきましては49.1%、前年比3.8%増という結果でございました。紙面以外の情報取得率は高まっているものの、自治公民館組織を通じた情報の発信の役割は高いものと捉えているところでございますので、行政情報の発信と自治公民館組織の関係性において、公民館支部加入率の低迷は、情報発信の公平性に支障を来す一面があると考えております。

しかしながら、一方では、回覧に関する現在の方法に関する意見としまして、回覧の手間、回数に対する消極的な意見が約3割見受けられます。回覧の在り方に見直しを求める意見もあり、支部活動の弊害になっている一面があることも現実でございます。

このようなことから、行政情報の発信につきましては、現行どおり、自治公民館組織を通じて取り組んでいきたいと考えますが、デジタル化等により目的に応じた情報発信の工夫と手段に選択幅を持たせることも必要なことから、回覧では、高齢者向けの内容の分かりやすい文字化、情

報のQRコード化、公式LINEへの登録・案内を促すなど、幅広い発信手段を進めているところでございます。令和7年4月から、月2回の回覧を月1回にする旨、自治公民館館長に説明し、了承を得ているところでございます。

今後とも、町民全体に行政情報が公平に発信されるよう努めていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 今の紙面による情報の取得というのは、支部に加入している方たちということですね、広報紙が渡っているということなので。なので、支部に加入していない人からのアンケートではないということだと思えます。そういった意味で、やはり漏れている方は多いのかなというふうに思います。だんだんデジタル化になっているということは、そんなふうに思います。ただ、ホームページを開いて検索したら知ることができるけれども、全ての人がパソコンやスマートフォンを持って、町のホームページをすらすらと開ける人たちばかりではないと思っております。そして、いろいろな場所に広報紙は置いてありますけれども、わざわざ取りに行かなくては、必要なサービスを取りに行かなくては知ることができないということになると思います。誰一人取り残さない町民施策を掲げるのであれば、こうした町の広報紙が、全ての世帯とは言いませんけれども、もう少し隅々まで行き届くような手だてや工夫が必要ではないかと考えますけれども、その点、もう一度お願いできますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 町として行政の情報発信、これを全町民が対象という考え方には変わりはありません。ただ、上西議員のほうの質問が公民館支部加入率の影響の考え方、これを基本に考えたときの回答ということで、やはり公民館活動組織を通じた中での情報の発信、これはアンケート調査の中でも言いましたとおり、やはり頼りにしている方々がいらっしゃるというところで回答させていただいたところでございます。

町民全体にこの情報を発信という部分については、先ほど言いましたとおり、いろいろなまた工夫をしつつ、支部加入していない方々にもというところになるんですけども、それについての工夫、情報発信の仕方については、現在のところやはりLINEの登録等、またはホームページのアクセス、そういったところを促す方法しかないのかなとなります。

一方で、この支部活動、自治公民館活動を抜きにして情報発信を、例えば各戸に配布というような形になってしまいますと、今度は自治公民館、現段階では組織加入者についてのまたいろいろな問題が発生してまいりますので、その点も配慮した上で情報発信、全ての町民に伝わるような工夫をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3 番 上西 雅子君） 確かに、支部加入率をもっと上げたほうがいいという反面、支部加入していない人の情報の発信ということに対する、ちょっとパラドックスなどところがある質問だとは思いますが。しかし、もう一步、そのあたりの情報の配布ということに関しては、もう少し公平性が担保されるような何か工夫について検討していただければと思っております。

今回、ほかの自治体の配布方法を私なりに少し調べてみたんですけども、今おっしゃったように、大阪府の各自治体は、そもそも自治会などに頼らず、民間業者に委託して全戸配布をしているということでした。また、静岡県吉田町というところは、町内会に入っていない世帯に町の職員が手分けをして配布しているということでした。これはすみません、ここに押しつけることではありません。

世の中は確実にデジタル化に向かって進んでおります。しかし、まだこの段階ではデジタル化を導入していない人たちが数多くいらっしゃいます。公民館支部費も払うことができずに、デジタル化にも追いついていない人でも、一住民として必要なサービスの情報を行き届くようにしていただきたいと思います。

そのことを要望いたしまして、3 つ目の質問に移ります。

この公民館支部加入率が低下していることのデメリットの一つとして、教育長がおっしゃったように、災害が起きたときの対応に支障が出てくるのではないかとということです。町の防災対策は、南海トラフ大地震を想定しながら綿密に準備されているとは思いますが、近年発生している大地震の状況を見ても、発災後すぐさま自治体が全体を把握し、きめ細かく対応できるわけではないということは明らかになっています。災害が起きたときには、自助・共助・公助の力が必要だと言われております。私は、制度の利用で共に助け合うという意味の共助だけではなく、住民同士が自発的に助け合う互助の力がとても必要になってくると思います。公助の力ができるだけ早く、きめ細かく行き届くためにも、この地域コミュニティの力、互助が必要だと思っております。こうしたことから、支部加入率の低下は防災対策そのものに支障が出るのではないかと危惧しておりますけれども、その点に関して意見をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 防災対策の側面から、公民館支部加入の考え方についてお答えしたいと思います。

現在の公民館支部加入率の低下の要因につきましては、様々な要因が存在し、複合的に絡んでいることから、一概に解決策を見出すことは大変困難な事案であると考えているところでございます。

本町の身近に起こり得る大規模災害、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率が昨年8月

の日向灘沖地震の際に、南海トラフ地震臨時情報が発令されたことにより、さらに引き上げられたところでございます。

大規模災害が発生した場合に、行政が行う公助には限界がありますので、まずは自らの安全は自ら守る、自分の地域を自分たちで守るといった自助・共助の考えを日頃から意識づけることが行政として大きな使命と考えております。特に共助につきましては、相互の助け合い、今言われました互助という意味だと思えますけども、またお互い様という精神に基づいて組織的に成り立つものであることから、防災対策の側面において、自治公民館加入促進の一役を担うものとして、現在、自主防災組織を全自治公民館の設立に向けて取り組んでいるところでございます。

なお、令和7年2月25日時点での自主防災組織の設立状況でございますけれども、2月25日時点では15の自治公民館のほうで自主防災組織を設立していただいております。

なお、現在3つの自治公民館が進行中ということでありまして、3つのうち一つにつきましては、4月1日、総会を経て設立を行うということで、令和7年度当初には16の自治公民館において自主防災組織が設立されるということになっているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 公民館を補う形として自主防災組織を機能させていっているところですね。そこにも期待を寄せたいと思います。ただ、公民館支部というのは行政と密接に関係をしていて、支部の加入率が低下すれば、行政力も低下するのではないかと思います。今、公民館の役を担われている方々も支部加入促進のために様々な努力をされていると聞いています。先ほどおっしゃったと思いますけど、のぼり旗を作って分館やコミュニティセンターに掲げたり、西植木地区などでは、一定期間、支部長が支部に加入していない家を訪問して、お手紙と一緒に広報紙を届けるなどの努力をされていると伺いました。町としても地域コミュニティの大切さを訴えるなど、これまで以上に公民館支部加入への声かけ等をしていく必要があると思います。

ちょっと漏れ聞く話ですけれども、あくまで自治です所以说って、公民館長や支部長に責任を投げるような形にするのではなくて、町としてもその大切さを訴えていく努力をしていただければと思います。

そのことを要望いたしまして、事項2の②の質問に移ります。交通弱者に対する移動のサービスについてです。

これも複数の議員の方々から質問が出ていましたけれども、2月に試験運行したオンデマンド交通についてです。その内容と目的を改めて教えていただけますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） オンデマンド交通の実証実験の内容と目的についてお答えしたいと思います。

まず、実証実験の目的につきましては、デマンド交通のメリットである地域の実情に応じた公共交通サービスの提供にございます。本町の公共交通計画におきまして、基本方針の地域住民主体の取組等の推進による交通空白地帯の解消に向けた実施事業として取り組むことを目的としているところでございます。

次に、実証実験の内容については、資料の１、こちらのほうをご覧くださいと思います。

令和７年２月１日から２８日の１か月間、バスロケーションシステムを活用し、交通空白地帯として長田地区を選定した上で、長田地区と市街地を結ぶ指定した施設への乗降、乗降時間を会員登録することで、事前予約するものでございます。また、予約事務、車両運行の管理業務を民間に委託して取り組んでいるところでございます。利用者や管理者側のアンケート調査の実施、長田地区過疎対策協議会を通じた会合を通じて意見等を集約し、検証を踏まえた上で、本運行に向けて段階的に取り組んでいくものでございます。

なお、田中議員のほうからもご質問がございましたけれども、実証実験の成果といいますか、利用者側の意見としましては、まず一つは、やはり高齢者の方々が目的として通院をされる。しかし、行くのはいいんですけども、帰りの時間がなかなか取りにくいという問題点が出てきております。それを加味した上で、もう一つの意見としては、当日の予約、これができないかというご意見もあったところでございます。

あとは、管理者側の意見であれば、現段階では、乗降順番の間違いとか、あとルート表示等の会員登録の仕方の改善という点が、運転者が管理者側とすれば、意見が出ているということでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（３番 上西 雅子君） オンデマンド交通の実証実験ということについての説明で、資料１、２が実証実験の内容となるということが分かりました。そこに行き着くまでに、町主催で定期的に地域公共交通会議というのが行われていると思います。その資料が資料２の①から⑤になります。こんなふうに定期的に会議が行われていると思いますけれども、その内容の成果、それを行って見えてきた課題がありましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 地域公共交通会議の成果と課題についてお答えしたいと思います。

地域公共交通会議は、道路運送法、地域公共活性化再生法に基づき、公共交通を持つ自治体に設置義務が課せられているところでございます。

会議の構成は、ガイドラインで示されておりまして、本町では、資料のとおり、町や県の関係職員、運輸局、鉄道、バス、タクシー等の交通事業者及び運転者組織、そして警察、住民、利用代表者、有識者等で構成をしているところでございます。

通年の協議事項としましては、路線の変更、ダイヤ改正、路線再編等ではありますが、直近では令和6年4月から市街地路線を新設し、高齢者等の交通弱者の利便性を高めることが成果として考えられます。また、デマンド交通の必要性、方向性についても交通会議に諮って進めているところでございます。

課題としましては、三股町地域公共交通計画の計画目標に、他の分野と産業との連携による町全体の活性化としまして、外出支援のための福祉施策を挙げておりますが、会議の構成員に障害者福祉に関する職員や住民、利用代表者が含まれていないことで、実効性が伴っていない現状が課題であるというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 公共交通の利用者というのは、自家用車等の交通手段を持たない人だと思います。今おっしゃったように、この地域公共交通会議は、こうした利用者がいかに便利に利用できるかという会議だと思います。長田地区が交通空白地帯といっても、利用する主な人は交通手段を持たない人たちです。今おっしゃったように、つまり障がい者や疾病のある人たち、または高齢となってやむを得ず免許を返納した人たちだと思います。こうした人たちが会議に参加をされていないということですよね。ただ、これまでの会議でこうした人たちの声は反映されていたのでしょうか。質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 今、③かな。

○議員（3番 上西 雅子君） はい。そうです。

○議長（指宿 秋廣君） ②の話。

○議員（3番 上西 雅子君） もう③。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 交通会議の構成員に、交通弱者の意見が、述べられる人が含まれているかというご質問でよかったですでしょうか。

○議員（3番 上西 雅子君） はい。

○総務課長（白尾 知之君） お答えいたします。

ガイドラインでは、構成員とその役割におきまして、住民、利用代表者の役割を日頃から感じている利用する上での課題、困ったことを伝える、地域の視点から公共交通に関する課題や必要な取組を提案としているところでございます。

現在の構成員における住民、利用代表者は、老人クラブ、女性団体連絡協議会の代表者や、自治公民館連絡協議会、地域過疎化対策協議会等の地域代表者等となっていますが、障害者福祉に関する職員や住民、利用代表者は含まれていないところがございます。先ほどご指摘があったこれでございます。高齢者の部分につきましては、代表者を交えた中での構成というふうになっておりますが、そういったところを踏まえまして、令和7年度の地域公共交通会議におきましては、住民、利用代表者に、障害者福祉に関する職員や代表者を積極的に登用していきたいというふうに考えているところがございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ぜひ今後は公共交通機関をより多く利用する人たちの、障がい者の方たちや高齢者の方たちの意見を反映させるために、その話合いに参加していただくなどの多くのことをぜひお願いいたします。そうしたことが利用者のニーズの吸い上げにつながって、サービスの在り方が見えてくるのだと思います。

では、次の質問に移ります。

今申し上げました障がい者や免許を返納した高齢者に対して、現在、町が行っているサービスについて教えていただけますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 交通弱者と言われる障がい者に対して町が行っているサービスということで、まず福祉課のほうから答弁させていただきます。

障がい者に対する移動支援として、重度障害者タクシー料金助成を実施しております。これは、重度障がい者1人につき、タクシー等利用券を一月当たり2枚交付し、利用していただくことで、初乗り相当分を助成し、重度障がい者の生活圏の拡大や利便性向上を図ろうとする事業です。対象者は、身体障がい者は1級、ただし視覚障がい者は2級まで、そして療育はA判定、精神障がい者は1級の手帳所持者としております。実績としましては、令和4年度2,018枚交付し、725枚の利用、5年度は2,286枚交付し、774枚の利用、6年度は2月時点ではありますが、1,994枚交付し、524枚のご利用をいただいているところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ご質問の免許返納者に対するサービスについて、総務課のほうから回答させていただきます。

総務課行政係におきましては、70歳以上で免許返納から1年以内に申請された町民に対しまして、くいまーの乗車券120回分、1万2,000円分の乗車券を交付する事業を実施して

いるところでございます。直近の申請状況では、令和4年度が32人、令和5年度が52人、令和6年度は2月時点でございますが、36人の実績となっているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 障害福祉サービスの件について分かりました。くいまーるバスについても、バスのチケット配布に加えて、今回バスが充実をし始めたということは大変大きな前進ではないかと思います。しかしながら、そうした中でも交通手段を持たない方たちから不便と感じることにについて複数の声をいただいているので、今回質問をさせていただきたいと思います。

これまで通院していた医療機関から、持病の悪化や検査で異常を発見されたりして、専門の医療機関の受診を勧められます。大体が都城市の医療機関が多いかと思います。交通手段を持たない人は、タクシーの往復が高いからということで、鉄道やバスを乗り継いでいくことになります。このあたりは便数が少ないので、結局行って帰ってきて一日仕事になる、病院に行くのが本当に嫌になりますよといった声をよく聞きます。また、タクシーで行っている人たちからも、住んでいる、例えば町営住宅の前に、朝、何台もタクシーがお迎えに来ていて、結局同じ医療機関に到着していたよというような話も聞きました。つまり、必要な受診のために、町外に行く場合の公共交通の在り方についてです。展望も含めて意見を伺えますでしょうか。（「⑤」と呼ぶ者あり）

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 近隣市町との公共交通の連携についてということであると思いますので、その件についてお答えしたいと思います。

ご承知のとおり、地域公共交通は、主催する行政区に限り運行が認められるものでございますので、運行範囲は三股町内に制限されております。近隣市町の病院利用として考えられる都城市との公共交通を通じて連携することは、利用者にとって非常に利便性の高い取組と考えます。都城市も公共交通として民間事業者へ委託した体系となっておりまして、本町の直営型公共交通とは異なるものでありますので、現状では都城市の公共交通体系との連携・連結は非常に難しい取組と考えております。

本年度に運行しました市街地循環路線は、三股駅を電車、宮交バスの結節点とする町外への移動の利便性を高める手段として、路線の再編、ダイヤ改正を行った側面もありますので、利用していただければというふうに考えます。

また、令和6年度に取り組んだバスロケーションシステムにより、スマホによる効率的、効果的なバスの情報、交通機関の乗換えがサポートできますので、併せて活用していただければというふうに考えております。

なお、バスロケーションシステムにつきましては、令和7年4月からの本稼働を考えております。稼働情報の周知につきましては、広報紙、公式LINE等を通じて定期的に行っていきたいというふうに考えておりますので、利用していただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 確かに、バスロケーションシステムのことは聞きましたけれども、大変画期的だと思います。ただ、先ほども申し上げましたように、それについていけない人はどうするのかというところも考えるところであります。

先ほどの、町営住宅で何台もタクシーが待っているというような話を聞くと、私は町外にも行ける柔軟性のある乗り合いバス、オンデマンド交通のようなものがあるといいなというふうに思います。例えば、三股町が市郡医師会病院の整備のために負担金を支払っていますけれども、オンデマンド交通の範囲を町内に限りながらも、幾つかの限定した病院を例外として認めるとか、そんな工夫があるといいのではないかなと思います。あるいは、藤元病院が多分やっていると思うんですけど、民間、その病院の協力を得るとか、そういった工夫があるといいのかなというふうに思います。不便さゆえに、その受診を控えようとする心理になることが、私は最も避けなくてはならないことだと思います。ぜひ今後の検討課題としていただきたいと思います。

次に、5つ目の質問をいたします。

先ほど、一部の障害者手帳を持つ人たちに対してはタクシー利用券が配布されることをお聞きしましたけれども、重度障害者手帳を持つ人はタクシー利用券が配布されることを聞きましたが、この利用券について、免許を返納された高齢者にも拡大することはできないでしょうか。あるいは、オンデマンド交通のチケットの配布とか、あるいは町独自の移動支援サービスを提供することなどはできないでしょうか。質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 今のは⑥でいいんですか。

○議員（3番 上西 雅子君） はい。そうです。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 交通弱者に対して、タクシー利用券ないし割引券を配布する、あるいは独自の移動支援サービスを提供することはできないかとのご質問にお答えいたします。

現在は、重度障がい者のタクシー料金助成を実施しておりますが、町障害者関係団体の代表者から、これからは移動支援が必要とされる重要課題であると、さらに望まれるお声をいただいております。また、障害福祉サービス事業所向けに実施したアンケートでも、都城・北諸県圏域には、特に土曜、日曜、祝日の移動支援サービスが不足しているとの意見が出されております。

町は障害者基本計画で、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、公共施設や公共

交通機関を安全かつ、快適に外出で利用でき、外出しやすい環境の整備を推進し、国が進める地域生活移行を見据え、自立した生活ができるよう取組としており、移動支援サービスも今後課題の一つと捉えているところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 分かりました。ここ何年間、関係者で会議を重ね、町の公共交通の充実に向けて、一歩ずつ前に進めていくことは分かりました。町長の施政方針でも言われましたように、くいまるバスの利用者が62%増加したことなどは、そうした努力の成果であると思います。ただ、これからますます車の運転に対して不安を覚え、免許を返納し、そのことで移動手段に悩む人たちが増えていくのは確実だと思います。今おっしゃったように、今以上に公共交通の充実を図ることが必要だと思います。

先日、文教厚生常任委員会にて、長野県の南箕輪村に視察研修に行ってきたお話は、ほかの議員の方々からも例として出されていました。私もその村の独自のサービスが画期的だと思いましたので、お伝えしたいと思います。1つ目は福祉移送サービスというもので、交通手段を持たない住民を村の専用車両で送迎するというサービスです。対象は、交通手段を持つことができない70歳以上の高齢者、身体障害者手帳1級から3級、療育手帳を持つ方全て、精神保健福祉手帳を持つ方全ての方が対象となっていました。このサービスは、1か月に往復4回まで、住民の費用負担なく、保険料を年間1,000円払ってもらうことで利用できるということになっていました。この村には民間のタクシー事業所がないため、利益相反が生じないところが、我が町との背景の違いはありました。移動支援施策の2つ目は、重度障がい者と交通手段を持たない75歳以上の高齢者に対して、500円のタクシー券を32枚、1万6,000円分毎年交付しているということでした。こうした事例を見ますと、障がい者だけでなく、交通手段を持たない高齢者に対しても、移動支援サービスの充実を図ることは必要だと感じました。運転免許証を返納して外出しなくなったら、急に認知症になったという話はよく聞く話だと思います。交通弱者の方たちが孤独感を味わったり、社会的な孤立をしないような施策、サービスを今後もっともっと検討していただければと思います。どんな状況、状態になっても、住みよい三股町にしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、事項③の最後の質問です。

昨年9月の一般質問にて、要支援者の福祉避難所について質問をさせていただきました。その際、「現在は1か所しかないので、今後増やしていく方向で検討している」との答弁をいただきました。また、今回の町長の施政方針にも同様のことが言われていましたが、改めて具体的な進展について伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 要支援者の福祉避難所増設について、その後の具体的な進展はとのご質問にお答えいたします。

三股町地域防災計画、避難行動要支援者の救護体制の整備の中で、名簿作成の対象者を在宅の高齢者や障がい者等のうち、第三者による避難支援の対象となるものとしております。また、同防災計画、民間の福祉避難所の指定の中で、要支援者を収容できる民間の施設を指定し、大規模災害時に使用できるよう、連絡協定の締結に努めるとしております。災害発生時、避難可能な区域を町内事業所と限定する場合、現在、高齢者関係では、老人ホーム等が17、デイサービス等事業所が19、グループホーム等事業所が4、障害児者関係では、障害児通所事業所が11、グループホーム等事業所が3、生活介護デイサービス事業所が1つございます。今後は、関係課で連携し、災害時に要支援者を受入れ可能な事業所に働きかけ、避難者の受入れ要件や町の費用負担等について協議をしていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 申し述べたいことはあったんですけども、時間がいないので、すみません、最後の質問をしたいと思います。

同様に、昨年9月議会にて、災害時における要支援者の個別避難計画について一般質問をいたしました。その際、「現在作成しているのは8人である」との回答をいただきましたが、その後の進捗と作成に向けた取組の状況、計画について質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 要支援者の災害時の個別避難計画の作成が8人との答弁だったが、その後の作成に向けた取組の計画はとのご質問にお答えいたします。

昨年8月中旬、町内障がい者を担当している相談支援専門員がいる24の事業所に、メールまたは郵送にて調査を実施しました。調査に対して4事業所から回答があり、災害時に支援が必要と思われる障がい者27名が報告をされました。これを受け、町は社会福祉協議会内の基幹相談支援センターと事業所からの対象者リストを共有しております。今後、福祉課と基幹相談支援センターで調査方法等を協議し、訪問調査を実施する計画としております。また、対象者のリストについて、過去の調査済みも含めた形で再作成し、基幹相談支援センターと共有しております。これは、手帳所持者であっても自力で避難できるとされる障がい者や、手帳所持を公表したくない障がい者もおられることから、慎重に調査を進める必要があると判断したものであります。

福祉課からは以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 高齢者に関して、今のご質問にお答えいたします。

65歳以上の独り暮らしの高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯につきまして、民生委員の方々を中心に情報の提供をいただいております。毎年度6月に民生委員に調査を依頼しており、今年度も名簿の更新を行いました。そのうち、現在、個別避難計画を作成している方は15人です。

今後行いますことは、まずは家族、近隣等が手助けしてくれる上で避難できるとした要支援者について、家族の状況の確認、介護認定を受けている方については、介護支援専門員の聞き取りを行い、個別避難計画の対象者の精査を行ってまいります。その上で、地域におけるハザードの状況、本人の心身の状況、独居等の居住実態、社会的孤立の状況から優先して作成を行う要支援者の選定を行い、順次、介護支援専門員等の協力を得ながら、個別避難計画の作成を進めていきたいと考えております。また、制度案内のチラシの配布を行うなど、個別避難計画についての周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 2つあります。福祉避難所についてなんですけれども、私は昨年10月に能登半島地震の被害に遭われた6つの市町に訪問し、それぞれ福祉避難所の設置の在り方とどう機能したかを伺ってきました。この全ての市町が、我が町よりも人口が少ないところで3か所、多いところで、我が町と同じ人口の輪島市は22か所設置されていました。どの自治体も民間の社会福祉法人やNPO法人と協定を結んで設置をしている状況でした。ただ、能登半島は大変大きな災害でしたので、福祉避難所自体の建物も被災とか断水、職員の離職などで、機能した避難所は4割にも満たなかったそうです。そうしたことを鑑みても、やはり複数か所の福祉避難所が必要だと思っております。もう一つは、避難計画について、個別避難計画についてなんですけれども、先ほどまた申しました南箕輪村の福祉課長に、個別避難計画作成済みの人数を聞いたところ、「30%程度しかつくっていないんですけど、81人です」というふうに答えられました。人口1万6,000人の村で、81人の方の作成をしてるということだったんですけれども、それが自分でつくれる人は自分でつくっていただいているということ伺ったので、そういったところも参考にいただければと思います。

最後に、NHKでその必要性について特番が組まれていたんですけれども、防災対応力向上シート、マイ・タイムラインといったものを作成していたり、隣の鹿児島県鹿屋市では地域ミーティング会議というのを実施して、「障がい者と住民とともに考える個別避難計画」と題して話し合いが行われたそうです。そういったことを参考にいただければと思います。こうした取組は、防災意識の向上という意味もあると思いますけれども、お互い助け合いながら地域をつくつ

ていく、そうした意識づくりにもなるのではないかと感じました。ぜひとも早急にそうした体制を万全につくっていただきたいと思います。支援を必要とする人とそれを取り巻く人たちが災害に対して万全の準備ができるように道を付けていただければと思います。

そのことを最後に要望いたしまして、私からの一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより 1 1 時まで本会議を休憩します。

午前10時53分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第 2. 総括質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第 2、総括質疑を行います。

総括質疑は、今回定例会に提案された議案全ての案件に対しての質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

また、くれぐれも議題以外にわたり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようにご注意していただきます。

なお、質疑は会議規則により、1 議題につき 1 人 3 回以内となっております。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

日程第 3. 常任委員会付託

○議長（指宿 秋廣君） 日程第 3、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は本日配付しました常任委員会付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。楠原議員。議席番号と名前を言ってお願いします。

○議員（8 番 楠原 更三君） 8 番、楠原です。議案番号 5 番、課設置条例の一部を改正する条例につきまして、全体審議というわけにはいかないのでしょうか。なぜならば、ふるさと納税推進室の件なんですけれども、町を挙げて考えていくべきところだと思っています、ふるさと納税につきましては。そして課を、推進室を企画商工課に移す内容になっているようですけれども、その場で情報の共有というのが必要ではないかと思っています。いかがなものでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 今、楠原議員からありました付託表（案）の中の課設置条例の変更についてですけれども、皆さんのご意見をこのまま採決ということにもならないほうがいいというふ

うに判断しましたので、皆さんのほうで、この表がこのままでいいじゃないかとか、これに対する意見等があれば発言を許します。挙手をお願いします。要するに、今言われたのは、課設置条例のみ、付託（案）だけを一般会計予算・決算条例委員会に移してくれということだったというふうに思うんですけども。

○議員（８番 楠原 更三君） 諮問第１号が全体審議となっていますけれども、同じような扱いをしていただけないでしょうかということを私は言っています。

○議長（指宿 秋廣君） 諮問ではなくて、これは議案ですので、やるとすれば、一般会計予算・決算常任委員会に付託ということになるだろうと思います。全体審議でもするという事についてはもう終わりましたので、この案について付託するかどうかという話になっていますから、もし総括質疑の中でも言っていてくれれば、それもあったのかもしれませんがけれども、それはもう総括でも何も出ないという形で、付託表（案）の今議題に入っていますので。

休憩します。

午前11時05分休憩

午前11時10分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

もう一回、付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくをお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前11時11分休憩

〔全員協議会〕

午前11時13分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時13分散会

議事日程(第5号)

令和7年3月24日 午前10時00分開議

- 日程第1 発議第1号及び発議第2号の取り扱いについて
日程第2 常任委員長報告
日程第3 質疑(議案第3号から議案第27号までの25議案)
日程第4 討論・採決(議案第3号から議案第27号までの25議案)
日程第5 質疑・討論・採決(諮問第1号)
追加日程第1 発議第1号及び発議第2号の一括上程
追加日程第2 質疑・討論・採決(発議第1号及び発議第2号)
日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について
日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
日程第8 閉会中における議会運営委員会の活動について
日程第9 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 発議第1号及び発議第2号の取り扱いについて
日程第2 常任委員長報告
日程第3 質疑(議案第3号から議案第27号までの25議案)
日程第4 討論・採決(議案第3号から議案第27号までの25議案)
日程第5 質疑・討論・採決(諮問第1号)
追加日程第1 発議第1号及び発議第2号の一括上程
追加日程第2 質疑・討論・採決(発議第1号及び発議第2号)
日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について
日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
日程第8 閉会中における議会運営委員会の活動について
日程第9 議員派遣の件について

出席議員(11名)

1 番 岩津 良君	2 番 中原 美穂君
3 番 上西 雅子君	4 番 西村 尚彦君
5 番 田中 光子君	6 番 堀内 和義君
7 番 新坂 哲雄君	8 番 楠原 更三君
9 番 堀内 義郎君	10 番 内村 立吉君
11 番 指宿 秋廣君	

欠席議員（１名）

12 番 山中 則夫君

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	田中 英顕君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	島田 美和君	会計課長	瀬尾 真紀君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1．発議第1号及び発議第2号の取り扱いについて

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、発議第1号及び発議第2号の取り扱いについてを議題としま

す。

お諮りします。本日追加提案されます発議第1号につきましては、本日既に提案されている議案全てを議了後、日程を追加し、全体審議で措置することにし、発議第2号につきましては、議案第5号が可決された場合において追加提案とし、既に提案されている議案全てを議了後、日程を追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号、発議第2号については、ただいま申し上げましたとおりに措置することに決定しました。

日程第2. 常任委員長報告

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いをいたします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 田中 光子君 登壇〕

○総務産業常任委員長（田中 光子君） 皆様、こんにちは。総務産業常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第3号から第9号、議案第22号から第24号、議案第26号から第27号の12議案です。

以下、案件ごとに説明いたします。

まず、議案第3号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について、本案は、令和6年第8回定例議会に上程し、可決されたが、その後に、検察庁により条例の不備が指摘されたことから、条文の一部を削除及び条項の追加を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第4号「煙火消費許可事務の権限移譲に伴う関係条例の整理に関する条例」について、本案は、県が行う花火大会等における煙火の消費許可申請の受理、審査及び許可に関する業務に関し、住民サービス利便性の向上を図るため、令和7年4月1日から業務権限の移譲を受けることから、関係する条例、三股町使用料及び手数料徴収条例及び三股町消防団条例の一部を改正するものです。県内で唯一、本町だけが権限移譲を受けていなかったため、今回、受け入れざるを得なかったようです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第5号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」について、本案は、行政改革を推進する観点から、ふるさと納税推進室を企画商工課に編入し、シティプロモーションや特産品の掘り起こしをさらに強化し、ふるさと納税の推進を図るため、所要の改正を行うものです。

意見として、趣旨は理解しますが、ふるさと納税の推進を図るため、ふるさと納税推進室を設置したのに、簡単に課の編成を行うことに疑問を持ちます。もしその成果が出ない場合は、もう一度その体制について別の強化体制を構築してもらいたいとの意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第6号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」について、本案は、天神原団地の一部及び今市団地の一部を用途廃止したことによる管理戸数の更新に伴う改正を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第7号「三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」について、本案は、道路法施行令の一部を改正に伴い、道路占用料の単価の改正等、所要の改正を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第8号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、本案は、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の能率給の月額の上限を2万円から3万円に引き上げるとともに、能率給の表記を実績給に改正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第9号「三股町ふるさとの森おこし条例を廃止する条例」について、本案は、当該条例が平成6年12月制定され、既に30年経過し、初期の目的を達成したことから廃止するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第22号「令和7年度三股町水道事業会計予算」について、本案の収入の主なものは、負担金1,231万8,000円を予定し、支出の主なものは、施設費、固定資産購入費及び企業債償還金です。

なお、第4条予算の収支不足額2億408万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものです。

老朽更新や耐震適合を伴う配水管布設替工事及び寺柱配水ポンプ場の電気計装設備更新工事を予定しているとのことでした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第23号「令和7年度三股町下水道事業会計予算」について、本案の収入の主なものは、国庫補助金4億9,516万円を予定し、支出の主なものは、環境建設改善費、処理場建設改良費及び企業債償還金です。

なお、第4条予算の収支不足額1億484万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものです。

丁寧な資料を基に説明を受けました。その中で、供用開始区域での接続率アップをお願いしたいとの意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第24号「都城市との定住自立圏の形成に関する協定書の締結について」、本案は、平成21年10月に締結した定住自立圏形成協定に基づく、都城広域定住自立圏共生ビジョンの第4次改正に伴い、改めて協定を締結するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第26号「町道路線の廃止について」、本案は、道路付け替えに伴う1路線について、路線の廃止を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第27号「町道路線の認定について」、本案は、路線の廃止に伴う残存道路2路線について認定を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

1月27日から28日、総務産業常任委員会にて、議会改革を目的として、新富町と大分県日出町の視察研修を行いました。

新富町では、議会の配信設備をケーブルテレビとの提携により、安価に行っておられました。また、議場では、傍聴席に行くための車椅子昇降機が設置しており、町民への配慮が考えられていると感じました。

そして、大分県日出町では、議会改革が進んでいて、議会中継を令和2年からユーチューブ配信されていました。また、タブレット導入は3回の研修を行い、約1年で紙資料を廃止されたそうです。令和6年には、議員出前講座を中学3年生対象に実施されていました。そして、議員報酬に関しては、平成9年に議員32万2,000円となっており、議員報酬に関して18歳以上の町民へ無作為に抽出し、アンケートを実施されたところ、アンケートの結果は、「議員報酬が多い」と答えた人はゼロ、「適当」と答えた人が43.8%、「少ない」と答えた人は56.3%だったそうです。非常に興味深いアンケート結果でした。

以上で、委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 中原 美穂君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（中原 美穂君） おはようございます。文教厚生常任委員会の審査結果を、三股町議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第10号、第11号、第13号から第16号、第18号から第21号、第25号の計11議案です。

議案第10号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税額及

び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準額を引き上げるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第11号の「地籍調査後の施設位置変更に伴う関係条例の整理に関する条例」について、本案は、地籍調査後の位置の変更に伴い、三股町公民館の設置及び管理に関する条例及び三股町地区コミュニティーセンターの位置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

この変更については、地籍調査の結果として判明したものであると説明を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第13号の「令和6年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」について、本案は、歳入歳出予算の総額29億2,237万4,000円から歳入歳出それぞれ1,186万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,050万9,000円とするものです。

歳入の主なものは、一般会計繰入金を減額補正するものであり、歳出の主なものは、諸支出金を増額補正し、総務費及び予備費を減額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第14号の「令和6年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）」について、本案は、歳入歳出予算の総額3億4,223万7,000円から歳入歳出それぞれ60万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,163万2,000円とするものです。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料を増額補正し、一般会計繰入金を減額補正するものです。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を減額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第15号の「令和6年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」について、本案は、歳入歳出予算の総額23億2,324万1,000円に歳入歳出それぞれ890万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,214万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険料、国庫支出金及び支払基金交付金を増額補正するもので、歳出の主なものは、介護予防生活支援サービス事業負担金を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第16号の「令和6年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）」について、本案は、歳入歳出予算の総額2,330万1,000円から歳入歳出それぞれ39万円を減

額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,291万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、サービス収入を減額補正するもので、歳出の主なものは、会計年度任用職員の職員手当の執行残を減額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第18号の「令和7年度三股町国民健康保険特別会計予算」について、本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億76万7,000円とするもので、対前年度比3.6%、1億476万3,000円の減となっています。

歳入の主なものは、対前年度比で国民健康保険税が1.4%減、県支出金が1.9%減、繰入金で3.5%減、繰越金が29.5%減となっています。

一方、歳出の主なものは、総務費が7.4%、保険給付費が1.7%減となる一方で、国民健康保険事業納付金は0.2%増、保健事業費が1.1%増となっています。

審査の過程で、2025年4月1日から都城市の斎場使用料の値上げについて意見が出されました。それは、値上げ分を町が負担してはどうかという意見です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第19号の「令和7年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」について、本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,042万9,000円とするもので、対前年度比6.5%の増となっております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び繰入金を、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を広域連合の見込みにより計上したものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第20号の「令和7年度三股町介護保険特別会計予算」について、本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,488万2,000円とするもので、対前年度比で1.1%、2,534万9,000円の減となっております。

歳入の主なものは、対前年度比で介護保険料が1.9%の増、国庫支出金が1.1%、支払基金交付金が1.4%の減となっています。

歳出の主なものは、対前年度比で総務費が2.8%、保険給付費が1.6%の減、地域支援事業費が4.0%の増となっています。

審査の過程で、どこシル伝言板導入について説明がありました。これに対し、認知症高齢者にとっても有益なサービスであるとの意見が出されました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第21号「令和7年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」について、本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,189万6,000円とするもので、対前年度比で

11.6%、227万円の増となっております。

歳入の主なものは、対前年度比で繰入金が69.2%の増で、歳出の主なものは、対前年度比で総務費が14.7%の増となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第25号の「第1期みまた子ども・子育て応援プランの策定について」、本案は、本町における教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制の整備や、子ども・若者の健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、令和2年3月に策定した第2期三股町子ども・子育て支援事業計画及び第2期三股町次世代育成支援行動計画後期計画の改定計画となるものです。

本計画は、子ども・子育て支援法等に基づく各種計画を統合し、国の方針や貧困対策を反映し、令和7年度から11年度までの5か年計画期間として策定するもので、三股町議会基本条例第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査の過程で、新設される子ども家庭センターの利用者が関係機関を複数回往復することが考えさせられるために、窓口の在り方の検討が必要だとの意見が出されました。その一つに、物理的制約を超えた業務を進めるために、リモート技術を活用すべきだとの意見が上がりました。2つ目に、職員を1か所に集約し連携を強化するには、センターの場所の見直しが必要との意見も出されました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、1月27日から29日に、文教厚生常任委員会で視察研修に行きました。

長野県安曇野市では、9年連続で転入超過を記録し、特に子育て支援と文化財保護に注力していることが人口流入の要因となっていました。

長野県箕輪町では、18歳までの医療費無償化などの子育て支援策を実施し、人口増加が見込まれています。三股町と似た地域特性を持つ点が印象的でした。

長野県南箕輪村では、早期からの子育て支援により人口増加を実現し、保育園から大学院までの教育環境が整備されていました。これらの先進的な取組を参考にし、三股町の人口増加や地域活性化に生かしていきたいです。

また、3月17日、文教厚生常任委員会と総務産業常任委員会で合同視察をしました。昨年の調査で確認された花弁型住居に加え、今回は町内で初めての地下式横穴墓が副葬品の鉄器とともに複数確認されました。この件は町民の皆さんに広く知っていただきたいと思います。

三股町は文教の町として教育を重視してこられたので、今回の確認を生かし、資料館や学習の場を充実させ、子供たちが町の歴史を学び、誇りを持てる環境づくりを進めていただきたいです。歴史を学ぶことは、町の価値を再認識し、未来につなげる大切な機会でもありますし、三股町の

歴史と文化を守り、次世代へとしっかりと伝えていけるようよろしくお願いいたします。

以上、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 岩津 良君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（岩津 良君） それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第12号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第10号）」と議案第17号「令和7年度三股町一般会計予算」の計2件でございます。

以下、案件ごとに説明いたします。

まず初めに、議案第12号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第10号）」についてです。

本案は、令和6年度の会計年度末を控え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定あるいは内示等により所要の補正措置を行うものであり、歳入歳出予算の総額148億5,913万3,000円から歳入歳出それぞれ2億6,594万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億9,318万8,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明いたします。

国庫支出金は、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金1億5,001万8,000円、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金773万円などを減額補正するものであります。

県支出金は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金411万1,000円、現年発生農地農業用施設災害復旧事業補助金5,604万4,000円などを減額補正するものであります。

財産収入は、町有地売払収入378万8,000円などを増額補正するものであり、寄附金は、企業版ふるさと納税1,060万円などを増額補正するものであり、町債は、現年発生農地農林施設等災害復旧事業8,020万円を減額補正し、集落防災治山事業220万円を増額補正するものであります。

次に、歳出の主なものとして、総務費は、新婚新生活支援事業補助金540万などを減額補正し、時間外勤務手当410万などを増額するものであります。

民生費は、低所得者給付金9,722万円、調整給付金定額減税不足分4,782万円などを減額補正し、衛生費は、じんかい収集運搬委託料が1,370万5,000円などを減額補正し、住民向け再生可能エネルギー導入促進補助金205万円などを増額補正するものであります。

農業費は、森林経営環境制度委託料が899万7,000円などを減額補正し、農村地域防災減災事業業務委託料200万円などを増額するものであります。

災害復旧費は、耕地災害復旧事業1億2,424万9,000円などを減額補正し、災害測量委

託料1,984万6,000円などを増額補正するものであります。

諸支出金は、森林環境譲与税基金積立金1,035万1,000円などを増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

次に、議案第17号「令和7年度三股町一般会計予算」について、令和7年度の予算編成に当たっては、予算編成方針に基づき、国・県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向を見て予算編成を行ったものとされ、歳入歳出予算額の総額は歳入歳出それぞれ145億6,000万円とし、対前年度比14.5%、18億4,000万円の増となっており、過去最大の当初予算となっています。

歳入のうち、自主財源は47億1,038万5,000円で、構成比は32.4%、依存財源は98億4,961万5,000円で、構成比が67.6%となっており、自主財源は前年度より2億3,777万7,000円増となりましたが、構成比は2.8ポイント減となっています。

次に、歳出予算における性質別状況においては、義務的経費が74億4,052万7,000円で、構成比が51.1%、経常的経費が51億958万6,000円で、構成比35.1%、投資的経費が20億988万7,000円で、構成比が13.8%となっており、前年度より義務的経費、経常的経費の割合が減少し、投資的経費の割合が増加となっていました。継続費については、交流拠点施設整備事業を設定するものであり、債務負担行為については、住基ネット庁内基幹システム更新事業ほか6事業を設定するもので、地方債については、役場庁舎等脱炭素化推進事業ほか、総額で9億5,120万円の借入れを予定しているものであります。

次に、歳出の予算の投資的事業の主なものとして、継続的な事業として、都城市郡医師会病院心臓・脳血管センター整備事業1億4,360万6,000円、勝岡地区自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業4,700万円、道路維持補修事業8,473万6,000円、島津紅茶園線切寄線道路整備事業6,352万6,000円、総合文化施設特定天井耐震改修事業2億5,931万4,000円、また、新規事業として、各公共施設の照明LED化、太陽光発電設備等の設置を伴う脱炭素化推進事業4億8,902万6,000円、法人の地域密着型特別養護老人ホーム建設に補助する地域医療介護総合確保基金事業費補助金2億4,449万1,000円、長寿命化計画に基づき、校舎の外壁改修を行う勝岡小学校普通教室棟外壁改修事業4,350万円、国民スポーツ大会に備え、床の全面改修を伴う武道館床改修事業5,350万4,000円などを総額で20億988万7,000円の投資的事業の予算となっています。

次に、投資的事業以外の新規事業及び重点取組事業について、地球温暖化対策など環境課題に取り組む基本指針として策定する環境基本計画策定業務委託料576万4,000円、脱炭素化推進事業の一部の事務執行を外部委託する脱炭素化推進事業普及促進業務委託料事業500万円、

農業振興地域整備計画の策定を行う農業振興地域整備計画策定業務委託事業279万4,000円などありました。また、重点取組事業として、乳幼児、小中学校の医療費を助成する子ども医療費助成事業1億2,383万3,000円、中学生の給食費の無償化対策として、三股町学校給食費負担軽減補助事業4,741万5,000円、給食費の物価高騰対策として、三股町学校給食費支援事業3,938万円などありました。

各課より説明を受け、質疑を行いました。

福祉課での説明資料において、重度心身障がい者、子ども、ひとり親家庭医療費助成の独自助成の記載があったため、その中の詳細の質問がございました。担当課より、後日、別途で資料回答をいただくこととなりました。

また、同じく福祉課で、ファミリー・サポート事業について、土曜日、日曜日や17時以降の窓口対応ができないということで、オペレーションの対応や責任所在等の見直しについて質問があり、後日、別途回答をいただくこととなりました。

都市整備課では、道路維持補修事業の予算額について増額予算計上ができないのかという要望がございました。

環境水道課よりの説明の中で、合併浄化槽転換事業について、転換に対する補助だけではなく、住宅建設が行われている地域、例えば蓼池周辺等における合併浄化槽新設設置についても補助ができないのかと、また、新設設置の補助ができないことの場合については、経緯等を再度調査していただきたいとの要望がございました。

そのほかにも、様々各課において詳細を求める質疑応答が行われた上で、慎重に審査をし、採決を行った結果として、議案第17号については賛成多数で可決するべきものと決しました。

また、少数意見といたしまして、交流拠点施設整備費、都市再生整備計画事業広場等整備設計業務委託料の8,000万円についてを予備費へ組替え修正をし、議案に対する附帯決議を求める意見がございました。

以上で、一般会計予算・決算常任委員会の報告を終わります。

日程第3. 質疑（議案第3号から議案第27号までの25議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。

質疑の際は、議席番号と氏名を述べた上で、議案番号を明示し、質疑をお願いします。

なお、質疑は会議規則より1議題につき1人3回以内となっております。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

日程第4. 討論・採決（議案第3号から議案第27号までの25議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、討論・採決を行います。

議案第3号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第3号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「煙火消費許可事務の権限移譲に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第4号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第5号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第6号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第7号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第8号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「三股町ふるさとの森おこし条例を廃止する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第9号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第10号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「地籍調査後の施設位置変更に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第11号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第10号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１２号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

議案第１３号「令和６年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１３号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

議案第１４号「令和６年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第４号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１４号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

議案第１５号「令和６年度三股町介護保険特別会計補正予算（第５号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第15号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「令和6年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第16号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号「令和7年度三股町一般会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

○議員（2番 中原 美穂君） 動議。

○議長（指宿 秋廣君） 動議が提出されましたので、暫時休憩します。

午前10時50分休憩

午前10時51分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

本案に対する動議は、成立要件を満たしておりますので、成立いたしております。

それでは、動議の提案の理由を求めます。中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 本日は、三股町の未来を左右する交流拠点施設整備事業設計委託事業費について、私は一度立ち止まり、設計の進め方を再検討すべきだという提案をさせていただきます。

この計画では、PFI、民間資金活用から、PPP、官民連携への手法変更が行われました。これにより、建設費や維持管理費を抑えながら、効率的な運営が可能になるとされています。

しかし、コスト削減や効率性だけを優先して、本当に町の未来にとって最善の選択ができるのでしょうか。今、私たちが決める施設の形がこれから何十年と町民の生活に影響を与えるのです。

だからこそ、私はここで強く申し上げます。庁舎と多機能施設の一体化を今こそ本気で検討すべきです。もし庁舎と多機能施設を別々に設計、建設してしまえば、以下の３つのリスクが生じます。１、将来的な統合が困難になります。やはり一体化したほうがよかったと思ったときには、設計が進んでいて、手遅れになってしまいます。設計とは、面積や構造、動線計画など、全てが決まる重要な段階であり、このタイミングを逃せば、柔軟な修正は困難になります。２、施設間の連携が取りにくくなります。役場での手続、健康相談、子育て支援、買物など、複数の施設を回らなければならない。また、利用者の移動負担が増え、高齢者や子育て世代にとって大きな負担となります。３、建設、維持管理のコストが増えます。一体化すれば共用できる施設も、分散すれば個別に整備が必要になります。電気、水道、警備、清掃など、運営コストが増大します。私は、町民の声が本当にこの計画に反映されているのか改めて疑問を感じています。車椅子利用者が庁舎の段差で困っていた問題、子育て中の親が窓口を何度も行き来しなければならない現状、買物難民になりつつある高齢者の移動負担、こうした日常の不便があるにもかかわらず、その課題を解決できる設計になっているのか、十分な議論がされているのでしょうか。さらに、ＰＰＰの導入によってコスト削減が可能と言われていますが、以下の点が明確になっていません。地元企業は設計、建設、運営に関われるのか、地元雇用は本当に生まれるのか、地域経済の還元は確実にあるのか、施設の管理、運営の決定権は町にあるのか、ＰＰＰの利点として官民連携が強調されていますが、この連携の中で町が主導権を持ち、町民にとって本当にメリットのある形になっているのか不透明な部分が多いです。私は、ただの複合施設ではなく、暮らしが息づく場所をつくりたいのです。庁舎の中に、学び、子育て、健康、買物、食、防災、全てがそろって、１か所で手続、健康相談、子育て支援、買物を完結する、町内のバス移動も一本化し、高齢者の移動負担も軽減する、町民の交流が生まれ、にぎわいのある空間がつかれる、これこそが町民が本当に必要としている暮らしのはずです。だからこそ私は、交流拠点施設整備事業設計委託について、設計の進め方を一度立ち止まり、町民の声を反映する時間を設けた上で、再検討する修正動議をここでお願いしたいのです。これは反対ではありません。よりよい町の未来のための建設的な提案です。まずは設計を進めようではなく、最初にしっかり考え、町民とともに進める姿勢が議員としての責任ある判断ではないでしょうか。このまま進めることが三股町にとって最良の選択なのか、今このときの慎重な判断をすることが１０年後、２０年後にこの町でよかったと言ってもらえる未来につながるはずです。私たちが見つけているのは、施設ではありません。私たちがつくろうとしているのは、町の未来そのものなのです。

議員の皆様におかれましても、どうかこの提案に耳を傾けていただき、町民の暮らしを第一に考え、審議をお願い申し上げます。

以上、交流拠点施設整備事業設計委託事業費についての修正動機を求め、提出いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 暫時休憩いたします。（「予算面の修正ですので、修正案を作成するのか」と呼ぶ者あり）予算に対する修正ですので、今から、もちろん口頭でもいいんですけども、予算案を今から作り、修正案の予算を作りますので、それができるまでしばらくお待ちください。
以上です。休憩です。

午前10時56分休憩

午後 1 時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

中原議員から動議提出された修正案に対する討論・採決を行います。（「議長、すみません、審議に関するかがみがついていません。誰が賛成議員かも全然分かりません、かがみ。普通、議案でかがみをつけるじゃないですか、動議あるとき」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午後 1 時31分休憩

午後 2 時05分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

皆様に申し上げておきます。動議とは、議案以外の議員の単純な提案であって、案をそれなくとも会議の議題とすることができる。議案の中には、懲罰、修正動議など文書による提出ができるとありますので、私のほうに届いている文書は賛同者が添えてありますので、これは成立しているというふうに午前中申し上げたとおりであります。したがって、先ほど動議の説明があった、その案件を議題とする。それは皆様に言われているのも予算上すると、予算に表すということになりますということですので、ご承知おきをお願いしたいと思います。したがって、この動議、出されているものについては有効ですので、今から討論・採決を行ってまいります。認めません。（「賛同者はどなたですか」と呼ぶ者あり）賛同者はここについております。（「それは秘密ですか」と呼ぶ者あり）秘密ではないですけど、ここについておりますので、先ほど言ったように成立しています。行きます。

これより討論を行います。まず、この修正案に対する討論の発言を許します。討論ありませんか。上西議員。議席番号と賛成、反対、名前、全部言ってください。

○議員（3番 上西 雅子君） 議席番号3番、上西雅子です。予算案修正案に反対の立場で討論をいたします。

今の修正案の内容なんですけれども、国庫支出金、社会資本整備総合交付金、これが4,000万円削除されている。つまり、国庫補助金を拒否するということを削除されるということですので、

そういったことは、先ほどの動議の内容のコスト削減どころか、国の補助金をもらえないという、全くの計画ゼロということになると思います。そういったことで修正案には反対です。

もう一つは、今進めている第1段階都市再生整備計画事業は進めていただきたいと思います。これは町民のニーズに基づいたものであると思っております。それは、今回の議案であるみまた子ども・子育て応援プランのアンケート調査でも、充実を図ってほしい支援策の中で、断然トップで73.7%の親御さんが「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」というふうに答えています。そういったことから、この第1段階都市再生整備計画事業というのは、町民のニーズに合っているのではないかと思っております。

もう一つは、先日開かれました、元気の杜で開かれました中学生のまちづくりというのに参加をいたしました、ここでも五本松交流拠点に対する若者の期待感が高いのではないかと感じました。

そうしたことを鑑みまして、議案第17号の都市再生整備計画事業には賛成の立場でありまして、修正案には反対の討論をさせてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 5番、田中光子です。私は、ただいま提出された修正案に対し、賛成の立場で討論いたします。

この修正案が提起しているのは、今の段階で立ち止まり、町民の声をもう一度しっかり受け止めた上で設計を進めるべきではないかという、ごく真っ当で前向きな提案であると私は受け止めております。これは決して事業に反対するものではありません。むしろ事業をよりよい形で、町民にとって本当に使いやすく、暮らしに根差した施設として実現するための最善の機会なのです。第一に、今の段階こそが設計に町民の思いを反映させる最後のチャンスだからです。設計が確定してしまってから、施設や配置、構造、連携の在り方を根本から見直すことが難しくなります。この大切なタイミングを形式的なスケジュールの都合だけで流してしまってよいのでしょうか。第二に、庁舎と多機能施設を一体化する視点から、まだ十分に論議されていないということです。もしこれが別々に進んでしまえば、将来的な統合はますます困難になります。また、施設間の連携不足や重複投資によるコスト増も懸念されます。今、立ち止まることは、長期的に見て投資の最適化でもあるのです。第三に、町民参加の視点が今の計画の中で決して十分とは言えないからです。高齢者の移動の負担や子育て世代の手続の煩雑さ、障がいのある方の利用しやすさなど、日常の声がきちんと拾われているのでしょうか。町民とともにつくる施設であるならば、町民との対話の時間を惜しむべきではありません。私は、この修正案が提示する立ち止まる勇気こそ、町の未来を本当に大切にする姿勢であると思っております。予算を早く消化することではなく、本

当に必要とされる施設を造ることこそが私たち議員の責任ではないでしょうか。

以上の理由から、私は本修正案に賛成します。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論ありませんか。討論よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。起立により採決を行いたいと思います。この修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（指宿 秋廣君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

中原議員からの提出された修正案は否決されましたので、次に原案について討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、原案に対する討論の発言を許します。田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） ５番、田中光子です。議案第１７号「令和７年度三股町一般会計予算」について、反対の立場で討論いたします。

本予算案には、町の将来を見据えたよい取組が数多く盛り込まれており、基本的には評価できる内容だと考えます。

しかし、その中の一つ、交流拠点施設整備事業設計委託事業に計上されている８，０００万円の設計費については、現時点での執行は時期尚早であると考え、反対するものです。

理由は大きく４点あります。１つ目は、都城市の動きとの兼ね合いです。都城市では、来年度予算案において、猛暑対策の一環として屋内型遊戯施設の整備を予定していると報道されていますが、まだその詳細は明らかになっていません。既に、都城市には、屋内で子供が遊べる施設あればかや、子育て世帯に人気のある図書館も整備されています。このような環境下で三股町が新たな公立施設を整備しても、十分な来場者が見込めるのか不安が残る状況です。２つ目は、防災への備えの重要性です。昨年８月９日、日向灘を震源とするマグニチュード７．１の地震が発生し、本町でも震度５弱の揺れを観測しました。幸い大きな被害はありませんでしたが、南海トラフ地震も危惧される中で、防災拠点となる新庁舎の整備は早急に取り組むべき課題だと考えています。３つ目に、現庁舎のバリアフリー対応についてです。現在の事情は、車椅子の方が立候補された場合、物理的に入室できない構造となっており、将来的な公平性や多様性の観点からも大きな課題です。４つ目は、住民の意見反映が十分でないという点です。訪問しているとほとんどの方が自治体主導で動いていて、住民には詳しいことは何も伝わってこないという意見や、LINEアンケートに参加できなかった高齢者の方からは、蚊帳の外で意見は聞いてもらっていないといったことも聞きます。以上の４点から、私は庁舎と多目的施設を一体型で整備することを検

討すべき時期に来ていると強く感じております。

繰り返しになりますが、私はこの事業について、現時点では慎重な判断が必要だと考え、反対の立場を取らせていただきます。今後も、町の未来にとって、よりよい方法を皆様とともに考えていければと思います。この交流拠点施設整備事業設計委託事業のみに限定して反対する立場であることをここに申し添えて、反対討論を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論はありませんか。中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） ２番、中原美穂です。議案第１７号「令和７年度三股町一般会計予算」に関連し、交流拠点施設整備事業設計委託事業費の執行について、反対の立場から討論いたします。

まず、初めに申し上げたいのは、私は、まちづくりそのものに反対しているのではありません。町民の暮らしを支える拠点づくりに向けた取組には大いに期待を寄せております。むしろ、将来にわたって町民の暮らしを支える拠点となるこの施設を、本当に町民のためのものとして形にするものが大切だと強く感じているからこそ、その第一歩となる設計委託の段階で、今こそ一度立ち止まるべきだと申し上げているのです。

今回の整備事業では、手法がＰＦＩからＰＰＰへと変更されました。官民連携の仕組みで、より柔軟な運営を図ろうという方向性には、私も一定の理解を示すものです。

しかし、手法が変わっただけで、中身が本当に変わったと言えるのか、施設の在り方、町民の暮らしにどう応えるのか、地域への波及効果、このような具体的な視点からどれほど再検討されたのか、その問いに対する十分な説明と合意形成が私にはまだ見えておりません。

私は、庁舎と他機能施設の一体化は、今の三股町にとって欠かせない選択肢であると自らの判断で確信しております。設計とは、建物の骨格を決める極めて重要な工程です。ここで分けて設計すると決まってしまうと、後からの統合や連携は、構造上も、また財政上も非常に困難になります。これは単なる建物の話ではありません。町民の生活動線や利便性、日常の使いやすさに直結する本質的な問題です。

また、設計に町民の声が本当に反映されているのか、私はこの点にも強い疑問を抱いています。段差のある庁舎で車椅子の方が苦勞されたこと、複数窓口を何度も行き来する子育て世代の方々の声、公共交通との接続が悪く、高齢者のアクセスが限られている現状、これらは誰かの意見ではなく、設計の前提条件として扱うべき事実です。後からワークショップで意見を聞くのでは遅い、町民の声は設計が始まる前にしっかり反映させていかなければなりません。

ＰＰＰの本質もいま一度確認すべきです。ＰＰＰとは、民間のノウハウを生かしながらも、町が主導し、町民の利益を守る枠組みです。しかし、今の進め方は、先に設計、先に枠組みありきで、町民の視点が置き去りになっているように見えます。ＰＰＰを成功させるためには、町がし

っかりと主導し、町民とともにつくるプロセスでなければなりません。いかに効率的であって、町民の納得と実感が伴わなければ、それは開かれた公共施設とは言えないと私は考えます。

最後に、この議場にいる全ての議員が三股町の未来を真剣に考えていることに私も心から敬意を表します。だからこそ、今、この段階でぜひとも以下の3つの問いをご一緒に考えていただきたいのです。本当に庁舎と多機能施設を分けてもよいのか、設計の前に町民の声を聞く体制は整っているのか、PPPにおいて、町は主導権をしっかりと握れているのか、これらの問いを今、立ち止まって確認することは、決して後ろ向きな行動ではありません。むしろ、町民とともに、よりよい未来を選び取るための責任ある判断だと私は確信しております。

以上の理由から、交流拠点施設整備事業設計委託費の現段階での執行に対し反対し、再検討を求める立場で討論を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。起立により採決をしたいと思います。議案第17号は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（指宿 秋廣君） 起立多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号に行く前に、私のほうから執行部にお願いをいたします。ただいま可決されましたことに対して、今まで説明が二転三転してきました。例えば、東原児童館の機能をここに移転することが議会に説明することもなく廃止になることや、総事業費が20億円の説明に対して、仮に半分の10億円の補助金がついた場合の事業費の説明では30億円になるなど、また、第六セクター問題などなどです。

私に対するハラスメントの訴えが3点あったのですが、そのうちの一つにこうあります。民間事業者との信頼関係を第一に考えて事業に取り組んでいる職員にとって、これは普通であるというハラスメントの訴えでありました。私は、民間事業者との信頼関係を第一に考えるのではなく、有権者住民との信頼関係を第一に考えてほしいと思っております。

今後、町民や議会に対してより一層分かりやすく、丁寧な説明をしてほしいことを要請いたします。

それでは、議案第18号「令和7年度三股町国民健康保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第18号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号「令和7年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第19号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号「令和7年度三股町介護保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第20号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号「令和7年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２１号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第２１号は原案のとおり可決されました。

議案第２２号「令和７年度三股町水道事業会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２２号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

議案第２３号「令和７年度三股町下水道事業会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２３号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

議案第２４号「都城市との定住自立圏の形成に関する協定書の締結について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２４号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第２４号は原案のとおり可決されま

した。

議案第25号「第1期みまた子ども・子育て応援プランの策定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第25号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号「町道路線の廃止について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第26号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号「町道路線の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第27号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 質疑・討論・採決（諮問第1号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題とします。

質疑・討論・採決を行います。

質疑の際は、議席番号と氏名を述べてください。

また、質疑は会議規則により全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第1号は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任とされました。

追加日程第1. 発議第1号及び発議第2号の一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第1、発議第1号及び発議第2号を一括して議題とします。

ここで提案理由の発言を求めます。議会運営副委員長。

○議会運営副委員長（岩津 良君） それでは、まず発議第1号「三股町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、懲役及び禁錮刑が新たに拘禁刑として単一化されるため、当該条例の規定中にある「懲役」を「拘禁刑」に改め、所要の措置を講じるものであります。

次に、発議第2号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、三股町課設置条例の一部が改正されたことに伴い、「ふるさと納税推進室」が削られるため、当該条例の規定中においても「ふるさと納税推進室」を削り、所要の措置を講じるものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。

追加日程第2. 質疑・討論・採決（発議第1号及び発議第2号）

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第2、質疑・討論・採決を行います。

まず、発議第1号「三股町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑の際は、議席番号と氏名を述べてください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。発議第1号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑の際は、議席番号と氏名を述べてください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。発議第2号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第6、総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることに決しました。

日程第 7. 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第 7、閉会中における広報編集常任委員会の活動についてを議題とします。

広報編集常任委員長から、会期期則第 7 4 条の規定に基づき、閉会中における広報等の編集活動の申出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めることに決定しました。

日程第 8. 閉会中における議会運営委員会の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第 8、閉会中における議会運営委員会の活動についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 4 条の規定に基づき、議会の会期日程等の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査及び継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び継続審査を認めることに決定しました。

日程第 9. 議員派遣の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第 9、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、研修等にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については配付資料のとおり、

それぞれの議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今定例会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、議長の公務報告は、お手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後2時43分休憩

〔全員協議会〕

午後2時50分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本会議の全日程を終了しましたので、これをもって令和7年第2回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後2時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

署名議員 中原 美穂

署名議員 新坂 哲雄